

特18

735

圓光
大師
御繪傳縮圖辨釋

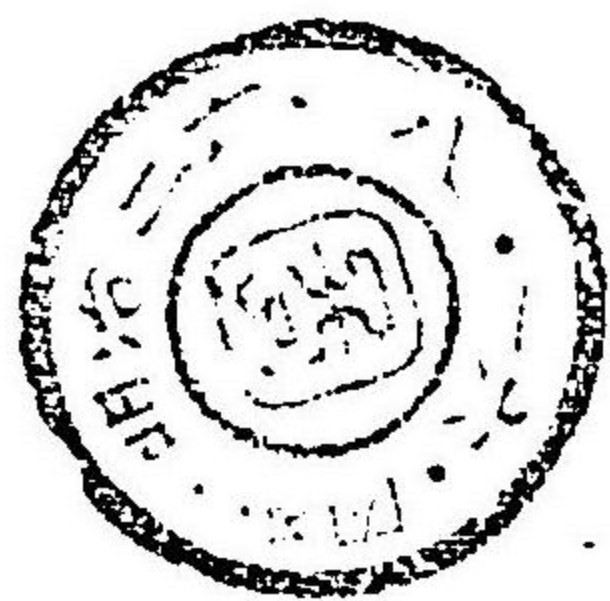
佛

特18
735

的門老師述

圓光
大師御繪傳縮圖辨釋

臺之友雜誌社藏版



大藏
圓光
平家
實朝
御繪傳
縮圖
辨釋
佛の卷

圓光大師御繪傳縮圖辨釋佛の卷

第三 鋪目録

(從勅傳第十五
至全第三十二)

(第七十)	妙香院僧正上人に御歸依……………	(勅傳第十五)	一頁
(第七十一)	明遍僧都選擇集に偏執の意ありと見て感夢す……………	(勅傳第十六)	五頁
(第七十二)	僧都散心念佛の疑を上人に決せらる……………	(勅傳第十七)	十一頁
(第七十三)	上人も聖覺法印も癡病の時法印祈禱して共に應ず……………	(勅傳第十八)	十七頁
(第七十四)	大經の中の女人往生の願をとぎ給ふ……………	(勅傳第十九)	二十四頁
(第七十五)	陰陽師阿波の介の二連數珠を賞し給ふ……………		二十八頁
(第七十六)	東大寺大殿の上棟を見て感喜し往生を遂る僧あり……………		三十四頁
(第七十七)	尼聖如房臨終の時上人御消息の事……………	(勅傳第二十)	四十三頁
(第七十八)	天野入道教阿上人の教化を信じ往生す……………		四十七頁
(第七十九)	沙彌隨蓮が夢に上人無智念佛の要を示し給ふ……………		五十四頁

(第八十)	作佛房熊野の神告により上人に歸依す……………	五十九頁
(第八十一)	上人常に御示しの趣三十一箇條あり……………	(勅傳第廿一) 六十二頁
(第八十二)	或人心行の不審數條あるを御決斷……………	(勅傳第廿二) 六十六頁
(第八十三)	觀相稱名を執せる修行者を御教諭……………	(勅傳第廿三) 六十八頁
(第八十四)	阿彌陀經は深義多しとの御教示……………	(勅傳第廿四) 七十一頁
(第八十五)	聖光房安樂房安心の趣き上人の御指南を請ふ……………	七十五頁
(第八十六)	左京の太夫信實朝臣の伯母にこたへ給ふ御消息あり……………	(勅傳第廿五) 七十九頁
(第八十七)	鎌倉二位の禪尼に答給ふ御消息あり……………	(勅傳第廿六) 八十三頁
(第八十八)	大胡太郎に安心を示し給ふ御返狀あり……………	八十八頁
(第八十九)	甘糟忠綱上人に疑を決して戰場にて奇瑞往生す……………	九十一頁
(第九十)	宇津宮頼綱發心念佛大往生……………	(勅傳第廿七) 九十六頁
(第九十一)	熊谷入道上人に隨侍して月輪殿に參る……………	百一頁

(第九十二)	連生兼て死期を知り奇瑞を顯し大往生……………	百六頁
(第九十三)	津戸三郎入道尊顏比類なき大往生……………	(勅傳第廿八) 百十一頁
(第九十四)	成覺房幸西一念義を立て門徒を擯出せらる……………	(勅傳第廿九) 百十八頁
(第九十五)	基親卿幸西の義を記して上人の御決斷を請給ふ……………	百十二頁
(第九十六)	肥後の阿闍梨皇圓大願を起して蛇身を受く……………	(勅傳第三十) 百二十六頁
(第九十七)	三位中將重衡卿囚れし時上人の御教訓を請給ふ……………	百三十九頁
(第九十八)	東大寺再興の院宣あり後乘房代りて是をつとむ……………	百四十三頁
(第九十九)	東大寺にて淨土三部經御講談……………	(勅傳第三十一) 百五十二頁
(第一百)	南都北嶺の衆徒專修念佛を停止せんと欲ふ……………	(勅傳第三十二) 百五十八頁
(第一百一)	七箇條起請文を座主に進せらる……………	百六十一頁
(第一百二)	興福寺の衆徒より白疏を捧て拒む……………	(勅傳第三十三) 百六十九頁
(第一百三)	聖覺に執筆せしめて御所懷を述給ふ……………	百七十二頁

圓光大師御繪傳縮圖辨釋佛之卷

第三鋪

有三十四段

勅傳第十五

銘文。妙香院僧正、上人に御歸依。

圖相。栗田青蓮院の御室なり、良快僧正深く元祖大師に歸依し、淺

近念佛を著して、大師の弘通を扶翼し玉ふ、兒は御給仕の童なり。

辨釋して云く、妙香院の僧正良快は。後法性寺殿下兼實公第八ノ息ニシテ、

慈鎮和尚ノ肉甥ナリ、尊忠法印ノ入室、慈鎮和尚ニ受法灌頂シ、覺什性舜ノ二師ニ隨テ

顯教ヲ學ス。古蓮院ノ一世ニシテ、本覺院ト號ス、寛喜元年、山門第七十五世ノ座主ニ

任セラル。年四十五、法臘三十三ナリ、蓋シ妙香院トハ、後文曆元年冬横川ノ飯室谷ニ

龍居シ玉フ。所謂妙香院ハ飯室ニ在テ良快僧正所棲ノ地ナレバ、人呼テ妙香院ノ僧正ト

モ亦飯室ト座主トモ稱セシトゾ、仁治三年十二月十七日、康樂寺ニ於テ入滅シ玉フ、

安貞元年六月山門ノ惡徒等、大谷ノ墳墓ヲ狼藉ノ砌ハ、慈鎮和尚モ没後二年ニシテ、此



僧正栗田ニ門主アレバ、ソノ夜法蓮房等推參シテ、此僧正ノ指揮ヲ蒙リ、御棺ヲ西郊ニ移シ奉リシナリ、是等モ大師ヲ御歸依ノ至ス所ナリ。慈鎮和尚の附法として、傳教大師正嫡の跡を受け、顯密兼學の宗匠ソウシヤウなりき。此文字、日本ノ俗、或ハ歌道、或ハ俳諧師ヲドノ達者ナ、宗匠ト云フ、佛家ニテハ先達ノ義ナレバ、法匠又ハ宗匠ト云フナリ。宿縁の内に催されけるにや、大師の勸化に歸し玉ひ、厭離穢土の思ひ深く、欣求淨土の願ねんごろなりしかば、偏に彌陀の本願を信じて、念佛を行じ給ひ、淺近念佛抄を記して。一卷ノ書ニシテ、其文分テ七段トシテ、以テ九品ヲ期スト云ケ、此書世ニ流布ヲ絶ス、惜ヒ哉、義山師モ種々尋テ求メ玉ヒシモ、未ダ得ストゾ、按ズルニ淺近トハ、念佛が淺近ト云フ義ニハ非ズ、淺近ノ機ニ寄セテ、勸ムルガ故ニ、淺近ガ爲ノ念佛抄ト云フ事ナリ。無智の輩を勸めらる、彼の序の結句の詞に、爰に彌陀の念佛は、諸教所讚多在彌陀。是妙樂大師ノ詞ニシテ、意ハ酬因ノ身、實ニ超世ノ弘願ナレバ、諸經ニ讚歎シ玉フ

處ナリ。大恩教主、既に此の佛を稱賛し玉ふ、彌陀一教利物偏増。是ハ慈恩大師ノ詞ニシテ、意ハ凡ソ八万四千ノ業法ハ、何レモ出離ノ法ナリトイヘドモ、末代ニハ唯彌陀ノ一教ノミトゾ、戒定惠ハ一々當機ニ叶ハズ、サレバ法ハ有レドモ修スル人無ガ如シト、奪釋シ玉フ、是ハ私ニハ非ス、今近ソ此會座聽徒ノ中ニ、實ニ持戒ノ人アルカト尋テ見ヨ、一人モアルベカラズ、又得禪ノ人アリヤト求ムルニ、更ニコレモナシ、然ラバ論ヨリ證據、餘教ハソノ利益ナク、唯彌陀ノ一教ノミ、人撰ビナキ万機普益ナレバ、豈ニ利物偏増ニアラズヤ。末代の我等、最彼の國を欣ぶべし、誠に是れ末代相應の要法、凡夫易行の直道なるものか、此の故に初心行者の爲に、念佛の簡要を記して、分て七段として以て九品を期すとぞ。コレニ依テ、念佛ヲ修行スルトハ、終ニ九品ノ往生ヲ要期スレバナリトゾ。書れたること、誠に貴き哉。案ズルニ、慈鎮良快ノ兩門主、我大師ヲ扶翼シ玉フコト、一世ノ事ニハ非ザルベシ、其所以ハ鸞カサキニ勅傳第六ノ下ニテ辨釋セシ、吉水ノ御菴室、元ハ中

ノ坊、東ノ新坊、御飯洛ノ時ハ一所トシテ御住所ナシ、其節ハ山邊ハ皆青蓮院門室ノ所領ナリ、慈鎮和尚ノ沙汰トシテ山上ニ幸ニ一字アリ、是ヲ譲リ進セラレテ、大師ヲ居住セシメ玉フ、今ノ勢至堂是ナリ、其後ノ炎上ニモ此堂ハ不思議ニ残りシ故、是ノミ大師御在世ノ儘ナリトゾ、サレバ是ヲ大谷ノ禪房ト云フナリ、夫レヨリ追々ト廣境ニナリシモ、其本ハ慈鎮和尚ノ恩惠ナリ、續テ此良快僧正扶翼シ玉フ已來、當今ニ至ルマデ、御親他ニ異ナリ、又新黒谷再興ニモ、御門主尊圓親王、厚ク紹介シ玉フモ、全ク兩尊宿、大師ニ御歸依深カ、リシ餘慶ナルノミ、此無益ノ贅辨ニ似タレトモ、汲流ノ徒、其源ヲ忘失セザランコトヲ憂ヒテ、同志ニ附スル婆心ノミ、但シ白衆ニ對シ辨セヨト云フニ非ズ、請フ疎ク看過スルヲ勿レ。

△明遍僧都、光明山ヨリ高野山ニ遁世ノ事○此段次章ニ含注スル故省略ス

銘文。明遍僧都、選擇集に偏執の意ありと見て感夢す。勅傳第十六圖相。浪華^{ナニハ}四天王寺の西門、鳥居の内なり、病者の乞匄數人あり、鉄鉢に粥を入れて匙にて、病者の口毎に入れ憐み玉ふは、元祖大師なり、傍に僧二人あり、一は明遍僧都、一は夢中に指授せらるゝ僧なり。

辨釋して云く。高野の。嵯峨天皇弘仁七年、弘法大師ノ艸創ニシテ、紀伊ノ國伊都ノ郡ニアリテ、眞言上乘ノ靈蹟ナリ。明遍僧都。藤ノ少納言通憲ノ子ナリ、長門ノ法師敏覺ガ嫡弟トシテ、三論ノ奥旨ヲ究メ、才名世ニユルサレシカドモ、名利ヲ厭フ心深クシテ、東大寺ノ大衆タレドモ、三十七年、交衆ヲ遁レ公請ヲ辭シ、城南ノ光明山^{セン}ニ居チシメテ、道心深キ人ナレバ、總テ聖道門ノ意、因圓果滿シテ佛果ヲ取ルト存シテ、修行スルコトナレバ、何レノ行何レノ善トテモ捨テズ、諸善万行ヲ厭ハズ、廣ク出離ノ要路ヲ尋テ、普ク顯密ノ勤行ヲ致サレケリ、時ノ人明遍ハ當時無雙ノ碩德ニシテ、日本

三傑ノ隨一ト稱ス、然ルニ轉任遲々ノ故ニ、籠居シ玉フ歟ノ由、オノノ惜ミアヒケレバ、生年四十三ノ時、小僧都ヲ宣下セラレケレドモ、堅ク辭シテ勅喚ニ隨ヒ玉ハズ、隱遁ノ思ヒ彌々切ニシテ、建久六年五十四ニシテ、永ク光明山ヲ棄テ、跡ヲ高野山ニ隱シ、蓮華谷ノ蓮華三昧院ニテ、出離ノ勤マス、テノゴロナリ、有智ノ道心者トテ、智惠モアリテ道心ヲ發スハ希ナルニ、相ヒ兼タルハ近クハ此人ナリケルト云フ御方ナリ。大師所造ノ選擇集と披覽して。選擇ハ建久九年ノ述作ナレバ、其後ナルベシ。此書ノ趣、聊偏執する所ありけりと思ひて、寢られたる夜の夢に。此僧都ハ万善ヲ捨テズ、諸行ヲ修シ玉フ程ノ強盛ナレバ、尙更偏執ト思召モ理ナリ、是明偏僧都ニ限ラズ、聖道腹ノ人ノ見テハ、皆偏執ト見ユル筈ナリ、其所以ハ聖道家ノ意ハ、因圓果滿ト談ズルガ故ニ、万善万行悉ク修行スルソノ上ニ、佛所説ノ法、ミナ因縁ニ依テ解脱スルコトナレバ、必ズ一行トハ立タヌナリ、然ルニ此選擇集ハ、ソレトハ打テ變テ、捨雜歸正ノ旨ヲ明シテ、戒定惠ヲ始メ万行ヲサチガラニ捨ヨトアルガ故ニ、僧

都ノ思ヒ込ミト乖角スル事ナレバ、此ノ疑ヲ致サル、ナリ、サスガノ學生ナレドモ、此ノ集ノ大意ヲ會得シ玉ハヌ故ナリ、所詮此ノ集ノ意ハ、一代ノ佛法ヲ眞ニ二分テ、右ノ方ハ聖道門、コレ難行難修ニシテ上根上智ヲ器トス、彼ノ鎮西ノ宣旨ノ如シ、左ノ方ハ淨土門、コレハ聖道修行ニ堪ヘザル鈍根下智ノ滓穢ノ機ノ爲メニ、別ニ易修易行ノ淨土ノ一門ヲ開キ玉フ、是阪東ヘノ宣命ノ如シ、サレバ元祖大師三經ノ徹底、導師ノ素意ヲ發明シテノ製作ナレバ、此ノ趣ヲ篤ト合点シテ、此ノ集ヲ見玉ハ、別ニ偏執ハ無キ筈ナレドモ、聖道ニ殊ニ卓識ナル學者ノ偏執ト見込玉フモ、深キ仔細アルベシ。病者、數も知らず天王寺の西門に。天王寺ト見玉フモ、深キ仔細アルベシ。病者、數も知らず惱伏せる一人の聖の鉄鉢に粥を入れて匙を以て、病人の口毎に入るありけり、誰人にかあらんと問ふに、傍なる人答て法然上人なりと云、と見て覺めぬ、僧都をもはく、我撰擇集を偏執の文なりと思ひつると、誠らるゝ夢なるべし、此の上人は機をしり時をしりたる聖

にて御坐^{オハシ}げり。嗚呼往時ヲ回顧スレバ、大原ノ論場一日一夜ノ法門ヲ往復セシモ、此聖淨一門ノ機根競ナリケリト、思ヒ合セテコレヨリ自ラ夢圓^{ユメアワセ}ヲ爲シ玉フナリ。病人の様。總テ病人ノ有様ハ、次第ニ重クナルニ隨ヒ、食味モ惡クナリ、食好成スモノアリ。初には柑子^{カシ}橘^{キハチ}梨^リ子^シ柿^{カキ}などの類を食すれども、後にはそれも止まりぬれば、僅におも湯をもちて咽を潤すばかりに、命をさへへたり、斯く此書に一向に念佛を勧められたる、是れに違はず、五濁濫漫の世には。濫ハ汎濫、漫ハ水ノ廣大ナル良ニテ、共ニ廣クハビコレヲ云ナレバ、世ノ濁トイ、時ノ衰エ見込ミ違ヒヨリ、惡業ヲ造ルナド、種々ト得度ノ障難アルチ、東テ濫漫ト云フ。佛法ノ利益、次第に減ず、此頃はあまりに、代くだりて、我等が有様病の者の如し。是レ僧都歎息シテ、或ハ戒行ノ足モ立ズ、禪定ノ心モウツトリトナリ、智慧ノ眼モ暗ムコト、全ク病者ニ異ナラズト、自身ニ比較シ玉フナリ、借案ズルニ、傳文ハ普通ノ病者ニ約ス、然ルニ繪相ハ悉ク乞匄ノ病者ニ畫クハ何ゾヤト

云フニ、是ニ舜昌法印ノエナラン、其故ハ凡ソ乞匄ノ身タルヤ、性得ノ乞匄ハ多ク住所アリ、今ハ無頼ノモノニテ、其本ハ或ハ家業ニウミ、或ハ放蕩シ、或ハ禁忌ヲ犯セルアフレ者ドモナレバ、其親族等ニモ見限り捨ラレタル無怙ノ乞匄ノ、而モ病ミ疲レタルナレバ、哀ムベキノ窮リナリ、此レ我等ガ身ノ上、佛道修行戒行ノ家業ニモ散乱龜動ニシテ、放逸無慚ナレバ、諸佛ノ本家ヨリモ勘氣ヲ受ケ、マシテ慈悲智慧等ノ頼ミナケレバ、菩薩聖衆ノ親族ニ見捨タレタル、貧窮無福惠ノ乞匄モ同様、ソノウヘニ毒煩惱ニ病ミ疲レタルニ、貧窮ナレバ、良藥ニ頼ミナシ、云何ゾ出離生死ノ本服ヲ得ンヤ、實ニ後世ニ取テハ我等ハ乞匄ニテ、三惡道ニヌタレ死センコト、思フテ知ヌベシ。三論。八不中道。法相。五重唯識。の柑子橘もくわれず眞言。三密十乘。止觀の。一念三千。梨子柿もくはれぬば、念佛三昧のおも湯にて、生死と出べきなりけりとして。古徳ノ云ク、念佛三昧ハ具縛ノ凡夫、屠沽ノ下類モ、刹那ニ超越スル成佛ノ法ナリトゾ。忽に顯密の諸行を闕て、專修念佛の門に入り、その名と

空阿彌陀佛とぞ號せられける。此僧都へ、大原問答ノ節モ、第五ノ問者ニテ御坐セドモ、練磨ノ失聖道腹ニナイマセシ故、未ダ因縁熟セザリシニ、時ナル哉今忽ニ捨聖歸淨シ玉フモ、元祖ノ權化夢中ノ開導ニ感戴シ玉ヘバナリ。

銘文。僧都、散心念佛の疑を上人に決せらる。

圖相。所居は天王寺西門の西南にて、新別所の客殿なり、机の際に居玉ふは元祖大師、相向ひ玉ふは明遍僧都、往復の躰、戸外の僧は大師の門弟なり。

辨釋して云く、大師天王寺に御座ける時。相傳フ天王寺西門ノ西南ニ新別所トテ一字アリ、大師此ノ所ニ逗留マシマシテ、時々聖靈院ニ詣テ、又西海ノ没日ニ淨土ヲ想送り給ヒシトナリ、今ノ板松山一心寺ト云フ是ナリ、本誓存年和尚中興トス。僧都明善光寺參詣の事ありけるが、尋ね參られて、先づ使にて案内し給ふに。此度好き次手故ニ、相見シタキ由ヲ申シ入レ玉フ。大師客殿に出玉ひて。是レ客ノ應對スル坐敷ヲ云フ。是れへと仰ける、僧都入り給て、いまだ居なほらぬ程に。時候ノ挨拶、閑談ナドモ無ク、直ニ思ヒ込メテ問ヒ玉フコト、誠ニ道心ヲハセシ人故ニ、アリケン。此度心かゞして生死を離れ候べき、と申さ

れければ、大師、南無阿彌陀佛と唱へて往生を遂るにしかずと存候へ、と仰られければ、僧都申さるるやう誰れもさは見及び侍り。サハハサヤウハノ意ナリ、勅傳第十三ニ、竹林房ノ靜嚴法印ノ來問モ、全ク同様故ニ、此段へ譲リヲキシナリ、凡ソ聖道家ノ人師ハ、何レモ此疑問アルコトナリ、是ニ學チ地盤トシテ、サテ其上ニ修行ヲ策進スルコトナレハナリ。但し念佛の時、心の散亂し、妄念の起り候とば、**ひかゞし候べきと**。此妄念ト云フモノハ、常ニハ起ラヌ様ナレトモ、適々心ヲ靜メテ、何ゾ修セントスレハ、尙アヤニクニ、現起スルハ只コノ妄念ナリ、止メントスレハ、尙ホ更止ラザルハイカ、セン。大師の玉はく、**欲界の散地に生を受る者、心豈に散亂せざらんや**。元師大師ノ斯クノ玉フ意ハ、實所ハ音ニ聞ヘタル大學匠ナレハ、篤ト思惟シテ見玉へ、此欲界ニ生チ得タル者カ、是チ一ツニ止メントハ無理ナル仰カチ、申スモイカ、ニ候ヘトモ、三惡趣ヲ始メ、第六他化自在天ニ至ル迄チ、皆欲界ト云フヘハ、**姦[○]下[○]食[○]ト[○]睡[○]眠[○]ト[○]ノ[○]三[○]欲[○]アレハナリ**、此ノ中ノ

衆生生レ付タル癖ニテ、其心常ニサハギテ、暫クモ靜ナラス、適禪定ヲ修シ得タリト云モ、上界ヲ依地トシテ能ク心定マリテ、上界ノ天ノ心ニ成リタルチソ定心發得トハ云ナリ、サレハ欲界チハ都テ散地ト云フ、初禪已上ハ常ニ定心ト相應スレハ、四禪トモ四靜慮トモ云フニ非スヤ、左スレハ心ノ散亂スルハ、此ノ世界穢國ノ風俗トモ云フモノナリ、然ルニ此レヲ強テ止ヨト云ハ、**喻へハ關東ニ生チ受ケタル者ニ、チマリチ直セト云フ様チモノニテ、生レ付チレハチカクチチマルマイト云フコトハ叶ハヌ**。煩惱具足の凡夫、**ひかてか妄念を止むべき**。此亦喻へハ、熱灰ノ中ニ燃抗ノアルカ如シ、煩惱ノ燃抗アル間ハ、必ス煙立ツ筈ナリ、此煩惱ノ燃抗チ燒盡シタラハ、妄念ノ煙ハ止ヘキナリ、具足トハ無闕少ノ義ニテ、諸ノ煩惱カ一ツモカケス、八万四千無量ノ煩惱カ、眞丸ニ成テアルコトナリ。此の條は源空も力及び候はば、心は散り亂れ、妄念は競起るといへども、口に名號を唱へば、彌陀の願力に乗じて、決定往生すべし、と申されければ。僧都ノ聖道腹チ碎キ、而シテ

他方ノ意味ヲ宣玉フ、元來彌陀ノ本願ハ十方衆生ノ中ニ、傍正ヲ分別セハ、正ニハ欲界散乱ノ衆生、兼テハ色界無色界ノ衆生ニ通ス、又欲界衆生ノ中ニモ、本爲凡夫兼爲聖人トテ、煩惱具足ノ凡夫ヲ目的トシテ發シ玉フ本願ナレハ、妄念散乱ヲ嫌ヒ玉フ筈ハ決シテ無キナリ、若シ妄念ヲ止ズバ、往生ナリ難キ本願ナラバ、超世願王ノ名稱ヲ削リ、万機普益ノ悲願トハイヒ難シ、サレハ平ニ申シ玉ヘトナリ。僧都これ承り候はん爲ニ参りて候ひつゝなりとして、ヤガテ退出し玉ひければ。元祖大師一言ノ御教誡、僧都ノ心根ニ徹シ、從來ノ疑ヲ悉ク除キ、ハヤ一念ノ疑滯シ玉フコト更ニ無キ故ニ、速カニ退出シ玉フナリ。初對面の人。初對面トアレバ、文治己前ナル歟、サレバ僧都モ未タ南都ニ御坐セシ時ナラン歟。一言も世間の禮儀の詞なくして。是レ眞ノ道心者ノ御振舞ナリ、貴ムベシ。退出せられぬ事よとして、人々貴びあひけり、偕大師内へ入り給て、心を静め妄念起さざして、念佛せんと思はんは、生付の目鼻を取放ちて、念佛せんと思んが如し、あな

ことぐしとぞ。此ノ僧都ト對話ニ付キ、御門弟ニ向ヒ敬心念佛ノ肝要ヲ再ビ、譬喩ヲ設ケテ教誡シ玉フ。仰らねける。從上ノ二件ハ勅傳中ノ肝要ナリ、諸餘ノ聖道ノ人ノ教諭ニ、影畧互顯ノ意ヲ含ム、尙又傳文ト大原ト前後ノ事、撮要講説ニ詳ニ叩論アリ。

△僧都、日課百万遍ノ行者ヲ輕シメテ、夢ニ善導大師ノ御叱ニアヒ玉フコト。此ノ條ハ僧都數遍ノ日課ヲ不受セラレケルヲ、夢中ニ呵シ玉フナリ、而シテ後ハブリク百万遍ヲ修セラレケル。

△僧都、上人ノ御遺骨ヲ一期ノ間頸ニカケラレシ事。附リ僧都大往生ノコト。此條ハ僧都一期ノ間、大師ヲ尊崇ノ餘リ、御遺骨ヲ護持シ、一向稱名ノ外他事ヲマシヘズ、長齊持戒ニシテ草菴ヲ出ルコトナシ、元仁元乙酉年六月十六日子尅念佛相續シ、頭北面西ニシテ大往生ノ素懷ヲ遂玉フ、生年八十三ナリ、サレバ此僧都五十餘歳ノ秋、念佛三昧ニ入り給フ時、弘法大師出現シテ、念佛ヲ證誠シ、一紙ノ法語ヲ授ケ玉フ

事アリ、又或時ハ本尊念佛行道ノ列ニ立給フ今ニ高野ノ蓮華三昧院ニ傳ヘテ、行導ノ阿彌陀ト云フ是ナリ、先ニ準マテ此二件ヲ省畧シヌ。

△安居院ノ聖覺法印、上人ノ御化導ニ歸シ、唯心鈔ヲ製作ノ事。此一段存畧ス。

銘文。上人も聖覺法印も、瘡病の時法印祈請して共に應ず。

勅傳第十七

圖相。小松殿の御館なり、中央に善導大師の眞影を掛らる、禮盤上は聖覺法印御祈請の躰、側なる僧は法印の隨伴なり、檜扇を持て座し玉へるは、月輪禮閣なり、椽なる衣冠は重臣なり。

辨釋して云く。安居院の。上京一條ノ北小路ノ外、大宮通ノ東ナリ、今俗ニ寺ノ内ト云フ、是レ東塔竹林坊ノ里坊ナリ。法印聖覺は。入道少納言通憲ノ孫子、法印大僧都澄憲ノ眞弟ナリ、叡山竹林房ノ法印靜嚴ヲ師トス、論說二道ヲ兼テ、智辯人ニ勝レタリキ、サレハ天下推テ四海ノ大導師トゾ稱揚シケリ。偏に大師の勸化を信伏して、念佛往生の口傳相承その隠れなく、名譽ありし。此ノ人宿習ノ至リニヤ有リケン、深ク大師ノ御化導ニ歸シ、淨土ノ口決ヲ得タマヘル人ナリ、サレバ大和ノ前司親盛入道、或時大師ニ問奉リケルハ、御往生ノ後ハ疑ヲ誰レノ人ニヤ決ス

ベキト、大師答テ聖覺法印我が心ヲ知レリト、ノ玉ヘリ浄土ノ法門ニ於テ所存ヲ殘サレザルコト此ノ如シ、法印一卷ノ書ヲ製作シテ弘ク念佛ヲ勸進シ玉フ、世間ニ流布シテ唯心鈔ト號スル是ナリ、浄土ノ肝要ハ唯心唯行ノ心行ニアルヲ記ス。元久二丑年八月大師(御年七十二年なり)瘧病^{ギヤク}を。九卷傳ニ御門弟ノ中ニ、三心具足ノ行者ハ瘧病ヲドスベカラズト論シアヘルヲ聞キ玉ヒテ、其僻見ヲノゾカン爲ニ、此イタハリナイダシ玉ヘリト、是レ身業說法ナリ。煩ひ玉ふ事ありけり。御門弟或ハ念佛ヲ申シテ、オトシ奉ント云フ人モアリ、或ハ大師ノ所ヘ参リカ、ル程ノ物ニハ、我等ガ力叶フベカラズト、申人モアリ、或ハ結縁ノ爲ニ參ル歟ト云フ人モアリテ、各々區ニ評議シケリトゾ。月輪殿聞召し驚て醫師を召れ種々の療治^{療方}方を盡さるといへども、治術叶はざりしかば。禪閣思案ヲ廻ラシ玉ヒテ。取分冥助を仰かれ、御祈請あらん爲に。厭欣ノ行者、自修ノ邊ハモトヨリ本爲ナキ事ナレトモ、時ニ隨テ黙止スヘキ事ニアラス、世ノ爲メ人ノ爲メニ大師斯ク煩ヒ玉ヒナバ、法門弘通ノ障

碍ナレバト、常人ノ格ヲハツシテ、此ノ御沙汰アリシ故ニ、取分冥助ヲ仰トモト云。託摩の法眼澄賀に仰せて。繪所ナリ。善導和尚の眞影を圖繪せられ、後京極殿。月輪殿ノ二男、良經公ノ事ニテ、能書ノ御方トゾ。その銘を書せ給ふて。銘文ハ若我成佛等ノ四十八字ナリ、此ノ眞影今尙京都下立賣千本西へ入、勝殿院へ珍藏ス。聖覺法師に御導師に參勤すべき由、仰せらるゝに、法師申されけるわ、聖覺も瘧病の事候か、明日わ起日にて候へども、貴命のかれかたきうへ、師範の恩を報ぜん爲に、參勤すべく候、但し早旦に。聖覺自身ノ瘧病ノ發ラザル内ニト云コトナリ。御佛事をはじめらるべしとて、翌日拂曉に小松殿へ參じて、辰の時より。朝ノ五ツ時。說法をばじめて未の刻に。晝ノ八ツ時。結願す其の說法の大底は大師釋尊など衆生に同じ玉ふ時わ、常に病惱を受け、療治を用ひ給ふ。佛ヲ大師ト名ル事ハ、廣ク人天ヲ教導シ玉ヘバナリ、世尊モ頭痛背痛ナドヲ煩フ玉フ事ハ、涅槃經

又大論等往々ニ説アリ、皆チ是凡夫ニ示同シ給フチ以テナリ、惟チ成スト勿レ。况や凡夫血肉の身、いかでかその愁なからん。縦令元祖大師ハ三昧發得ノ行者デモ、凡身チ改メザル間ハ、病惱ハアルチナリ、マシテ念佛ノ行者ニテモ、未ダ三昧發得モセヌ凡夫身ナリ、又三心具足スレバトテ、業障未ダ盡ザルチサケナサ、血肉身チ得タル衆生、何ソ病患チカラザラン、三心具足ノ者病患チシトノ僻見、サラシク起スベカラズ、是佛菩薩ノ病患チキニハ同シカラズ、但シ佛菩薩トイヘ凡夫ニ似同シ玉ヘバ、世尊モ頭痛背痛チ患ヒ玉フガ如ク、今元祖大師ノ癩病モ垂迹ノ時ニハ、凡夫ニ似同シ玉フ故ノ御煩ヒナリ、然レバ何ゾ三心具足ノ行者如此病チ受ケズト定メンヤ、サレバ佛ノ涅槃又大師ノ御往生モ端坐合掌セズシテ、臥シテ頭北面西シ玉フ等モ皆チ凡夫似同ノ相チ示シ玉フ大悲ナリ。然れども淺智愚鈍の衆生は、此の理を知らず、定て疑心をなさんか、元祖大師の化導、佛意に契ふ故に、親り往生と遂る者、その數を知らず、然れば諸佛菩薩諸天龍神、いかでか衆生

の不信を歎き玉はざらん。此レ當段ノ所詮ナリ、意ハ若シ人、大師ノ病患ニ就テ、多ク疑チ起シテ、不信ナレバ、念佛ノ行チモ亦是チ疑フ、是ニ依テ念佛弘通ニ障リアリ、若シ爾ラバ、念佛往生ノ門チ閉ルチナリ、若シ此ノ一門塞ル時ハ、本願ノ本意カクル、ナリト、法印ノ歎祈懇請シ玉フナリ、四大大王佛法を守り給はば。四天王ハ佛勅チ受テ弘法チ衛護シ玉フ筈ナリ。我か大師上人の。大師チ佛ノ如ク尊ンテ斯クノ玉フ。病惱を愈し玉へと、懇に申のべ給ければ、善導の御影の御前に異香頻りに薫し、大師も聖覺俱に瘡病をもちにけり。是レ能祈所祈ト云ヒ、能願所願ト云ヒ、常人ノワザニハアラス、故ニ感應ノ不可思議ナル、仰ゲハ彌々高ク、鑽レハ彌々堅シ、後者能ク思惟シ、此ノ人ニシテ此ノ事アリ、必ス準繩スベカラズ、サレバ法印自ラ歎シテ、先師澄憲ハ炎早ノ御祈禱ニ大内ニシテ唱導チツトメ、當座ニ雨チフラシチ名譽チホドコシキ、聖覺ガ身ニハ此ノ事第一ノ高名ナリトゾ、申サレケル、誠ニ末代ノ奇特、ソノコロノ口遊クチスサミニテゾアリケル。

△但馬ノ宮ヨリ念佛往生御尋ノ時、法印請文ノ事、此ノ條ハ後鳥羽ノ院ノ皇子、雅成親王ヨリ念佛往生ニ條々ノ不審ヲ立テ、御尋アリケルニ、法印逐一ニ會釋ヲナシ、念佛ノ本意ハ行坐臥ヲ論ゼズ常念相續ヲ肝要トスル趣ヲ決答シ玉フ、又後鳥羽ノ院遠所ノ御所ヨリモ、散心念佛ノ事最上至要ヲ記シ申スベキ様、仰セアリケレバ、法印コマカニ記シテ呈進シ玉ヘルトナリ。

△上人第三年ノ御忌ニ、法印眞如堂ニテ七日說法ノ事、此ノ條ハ建保二甲戌年正月、眞如堂ニテ大師ノ御三回忌ノ爲ニ、七日念佛弘通シ玉フニ、本尊ノ照覽鎮西ヲ以テ證明師ト演說シ玉フヲ、敬蓮社ト云フ僧、直様九州ニ下向シ、鎮西ノ弟子トナリ、念佛弘通ノ法將トナリケルトナリ。

△聖覺法印往生ノ事。此ノ條ハ文曆二乙未年三月五日、法印生年六十九ニテ端坐合掌ノ念佛數百遍唱ヘテ、往生ノ素懷ヲ遂ラル、是レ大師ノ没後廿四年ニ當ルナリ。

△法印往生ノ後、夢中ニ人ヲ勸化シ玉フ事。此ノ條ハ上野ノ國ノ國府ニ明圓ト云僧ニ、

夢中ニ念佛ヲ勸進シ玉フ、而シテ後明圓ガ親族、年毎ニ安居院ノ墓詣トテ怠ラズ、上京シケリトナリ、凡ソ三國ニワタリテ念佛弘通ノ人師多シト雖モ、夢中ノ勸化ヲ聞カズ、此ノ事珍ク貴キヲナリト、諸人申シアヘリ、上來ノ五件一卷ニ涉リテ廣多ナリ今畧辨エヘ約メテ一段ニ存畧ス云々

△選擇集ノ肝要ノ文、少々譯和スル事。此ノ條ハ初章段ト第三章段トノ大意ヲ述ベ、而シテ流通ノ文ヲ擧テ、念佛往生ノ龜鑑ヲ明セリ、已下勅傳第十八ノ卷ナリ。

△往生大要鈔ノ三心要文ノ事、此ノ條ハ三心ノ趣ヲ撮要シテ決定心ヲ増進セシム。

銘文。大經の中の女人往生の願を説きたる。勅傳第十八

圖相。是れ吉水の御禪室なり、机の脇に御座わ元祖大師御説法の躰、御前なる尼女房達并に侍女等聽聞せらる。此ノ女衆ハ餘程高貴ノ方々ト見ユ、本圖ニハ牛車倉人等供奉隨身スルガ故ニ。椽なる衣冠の兩人は、供奉せる重臣なるべし。

辨釋して云ふ。或時尋常なる尼女房ども。尋常ハ世ノツチトヨミテ物ノ細美ナルヲ云トテ、俗ニ人ノヤサシゲナルヲ云フモ、ホソクトシテフツイカナラズ、其様ケシカラヌヲ云フナレバ、此ノ人々ハ高貴ノ奥方ノ類ナルベシ。吉水の御房に忝りて、罪深き女人も念佛だに申せば、極樂へ忝り候なるは、實にて候やらんと申ければ。此ノ問タレノ問ニハアラス、女人ノ佛法ノ非器ナルトテ能クシテ、定テ諸宗ニ涉リテ解脱ノ道ヲ求メ玉フニ、皆チ結縁分際ナルニ、大師ノ御勸ノ念佛ハソノ女人モ申セバ皆得往生トアマリニ頓ケレバ、此ノ疑アリ。元祖大師

大經の釋の心を。漢語燈錄ニ具ニ載タリ。懇に申のべられて、第十八の願の上に疑を斷か爲に、とりわき女人往生の願を立玉へる事。聊カ四十八願ノ中ノ第三十五ノ女人往生ノ願ノ意ヲ、宣テ云ク、上ノ第十八念佛往生ノ本願ニ、男女チキラハズ、十方衆生ト願ヲ玉フ、然ルニ今別ニ此ノ願アル事ヲツラク案ズルニ、女人ハ障リ重シ、トリワキ女人ニ約セズバ、則チ疑心ヲ生ズベシ、其故ハ女人ハ過重シ、大梵高臺ノ間ニモ隔テラレテ、梵衆梵輔ノ雲ヲ望ムトナク、帝釋柔軟ノ床ニモ下サレテ、三十三天ノ花ヲモテアソブトナシ、六天魔王ノ位、四種輪王ノ跡、望ミ永ク絶テ影ヲサズ、生死有漏ノ果報、無常生滅ノツタナキ身トダニモナラズト、イカニ況ンヤ佛ノ位チヤ、諸經論ノ中ニキラハレ、在々所々ニ擯出セラレテ、三途八難ニアラズバ赴クベキカタナク、六種四生ニアラズバ、受ベキ形ナシ、此ノ日本ニモ比叡山高野山、乃至金峰ノ雲ノ上へ、醍醐ノ霞ノソコ、如此靈地靈驗ノ砌リニハ、女人更ニ影ヲサズ、皆チ悉クキラハレタリ、悲ヒ哉兩足アリト雖モ登ラサル法ノ峰アリ、踏マサル佛ノ庭アリ、耻

シキ哉兩眼アキラカナリト雖、見サル靈地アリ拜セサル靈像アリ、此ノ穢土ノ瓦礫荆棘ノ山、泥木素像ノ佛タニモ、障リアリ、イカニ況ヤ衆寶合成ノ淨土万徳究竟ノ佛チヤ、カレガ故ニ此ノ理ヲ鑑ミテ、トリワキ此ノ女人往生ノ本願ヲ立玉フナリ、サレハ善導大師此ノ願ヲ釋シテノ玉ハシ、彌陀ノ大願方ニ依ルカ故ニ、女人佛ノ名號ヲ稱スレハ、命終ノ時、女身ヲ轉シ男子トナル事ヲ得、彌陀御手ヲサツケ、菩薩身ヲタスケテ、寶花ノ上ニ坐シ、佛ニシタカヒテ往生シ、佛ノ大會ニ入テ無生ヲ證悟ス、一切ノ女人若シ彌陀ノ名願方ニヨラスハ、千劫万劫恒沙等ノ劫ニモ、終ニ女身ヲ轉スルヲウヘカラスト言ヘリ、是レ則チ女人ノ苦ヲ拔キ、女人ノ樂ヲアトフル慈悲ノ誓願利生ナリ、是レ重々ノ大悲重々ノ他方ニテ、彌陀ノ本願ニカキリテノ別益ナリ、サレハコソ彼ノ小乗ノ三藏教ノ菩薩ハ百劫ノ位ニ始テ女身ヲ轉ス、況ヤ具縛ノ凡夫ノ何レノ時ニヤ女身ヲ轉センヤ。誠にたのもしく忝なき由を仰せられければ、歡喜の涙をなかし、皆念佛門に入りにはけるとなん。皆々御說法ニテ疑心ヲ散シ、日課ヲ誓約シ玉ヘル

トナリ凡ソ此ノ一卷ニ、選擇集ノ大意往生大要抄、俱ニ女人往生ノ義ヲ存畧シ、玉ヘリ依テ此二段ハ諸段ニ涉リテ詳ナレハ、今コレヲ省畧シ、女人垂誠ノ一條ヲ更ニ辨釋スル事然リ。

△月輪殿ノ北ノ政所へ進セラル、御返狀ノ事。此ノ條ハ月輪殿ノ御簾中ナリ、是ノ北方ハ後ノ京極殿ノ御母公ニテ、至テ大師ヲ尊崇シ玉フ故ニ、時々御文ノ往復アリシトソ。

銘文。陰陽師阿波の介の二連珠數を賞し玉ふ。勅傳第十九

圖相。書案に向ひ居玉ふは元祖大師、直衣を着せる俗は阿波の介なり、左右に並居し玉ふは聖光房を始め、門御弟方なり。辨釋して云。此ノ下ニ二節アリ。阿波の介と云ふ陰陽師。此ノ者伏見ノ郷ニ

居住シテ、寶トナ渡世トシテ、愚鈍ニテ惡人ナル由、今此ノ陰陽師トハ、占チシテ世ヲ渡ル類ナリ、サレバ阿波ノ介ト云ヘモ、是レ受領ニハ非中古ニモ筆屋菓子屋等ニ、何ノ守何ノ様ナド、名乗ル類ナルベシ。元祖大師に給仕して念佛するありけり、或時大師彼の俗を。阿波ノ介。指して阿波の介か申念佛と、源空か申念佛と何れかまさると。大師ノアノト指シテ、仰セラル、深キ思召アリテノ問ナリ。聖光房に尋ね仰らまけるに、聖光房心中にはきまふるむねありといへども。既ニ浄土ノ奥旨ヲ得テ本朝浄土ニ代ノ祖師トナリ玉フ鎮西國師ナレバ、此等ノ義ハヨク〜ワキマエ合点シ玉ヘモ、今ノ如ク御答へ申サル、ニモ亦深キ心アリテ

ノイナリ、其故ハ今能キ御尋ナリ、御詞ヲ承リテ所存ヲ治定セシモノト思召ス故ニ、斯クナン答ヘ玉フ、鎮西國師浄土弘傳ノ第一祖タルトハ、要ノ撮第八正義流傳由來門ニ委悉ナレハ可披。いかにか、さすがに御念佛には齊く候べきと、申されたりければ。本地ト云ヒ垂跡トイ、直也トイマサチバ。大師ゆゑしく御氣色かわりて。キトシテ恐レ多キチ云ヘバ御氣色モ變ハリテオソロシク見ユルチ云フナリ。されば日來浄土の法門としては、なにごとく聞れけるぞ、あの阿波の介も佛助け玉へと思ひて南無阿彌陀佛と申す、源空も佛助け給へと思ひて南無阿彌陀佛とこそ申せ。此ノ所宗意ノ骨目ナリ。其故ハ智慧第一ノ元祖大師ノ念佛モ、愚痴無智ノ阿波ノ介ガ如キ者ノ念佛モ、亦持戒破戒ノ念佛モ、善惡智愚ノ差別ナク、只往生ノ遂マサニ意ノ助給ヘニムシタテラレテ、ヤガテ口ニ南無阿彌陀佛ト唱フルニ、少モ差別ハナキナリ、喩ヘバ小判ヲ貴人ノ紙入ニ入レテモ、非人ノ巾着ヘ入レタルモ、黄金ノ鉢ニ於テ異リハナキナリ、今モ亦如是、黄金ノ念佛ニ唱ヘテ

ノ智慧貴賤ニハ異リメハナキナリ。更に差別は無きなりと、仰せられければ、
 聖光房もとよりの存ずる所なれども。元來存知ノマヘナレモ、知ラヌ事ヲ今始テ
 承ル様ニ感心シ玉フ。宗義の肝心。此ノキヨメガ一宗ノ肝要。いままらなるよう
 に、只貴くをばへて感涙をもよふされきとぞ。此レ一節ナリ。二念數とし
 出したるは此阿波の介なり。是レ百八ノ殊數ニ連左右ノ手ニ持チテ。繰ケルナリ
 今時ノ貫入ノ二連殊數ニハアテズ、同ニ辨ズ、今時ノ二連殊數ニ三種アリ。一ニハ三十
 六ニ三十、此レハ傳説ニ、一心院ノ開山稱念上人初テ造リ玉ヘリト、又其殊ノ形ヲ厭求
 形ト云ヘバ、厭求上人モ斯ク造リ玉ヘルニヤ、二ニハ四十五ニ、二十四、此レハ傳説ニ、
 獅子谷忍徴上人、此ノ數ヲ初メ玉ヘリト三ニハ五十四ニ、二十此ハ何人ノ初メシヤ、傳
 説ヲ聞カズ、奥州ノ無能上人ハ、是ヲ持チ玉ヘリト行業記ニ見ユ。彼の阿波の介百
 八の念殊を二連もちて、念佛しけるにその故を人尋ければ、弟子。
 親粒ト云ニ對シテ云。ひまなく上下をれば、その緒つかれやすし、一連に

ては念佛を申し、一連にては數を取りて、積る所の數を、弟子にと
 れば緒やすまりて、勞れざるなりと申ければ、大師聞給て、何事も
 我か心にそみぬることには、才覺かいてくるなり、阿波の介きはめ
 て、性鈍に、その心愚なれども、往生の一大事、心にそみぬる故に、
 斯る事をも案じ出けるなり、誠に是れ工なりとぞ譽玉ひける。此レ一
 節ナリ、義山上人隨聞記ニ云、総シテ殊數ニ限ラス、佛ノ道具ハ才覺ニハセヌ事ナリ、
 律ノ中ニ佛制アリ、佛家ノ作法ハ佛制ヲ本トス、佛ノ制ノ通りニ造レバ、功德アルヲナ
 リ、新ナルヲナ仕出スハ、大ナル誠メ、尙功德モ少シ、瑜伽珠經、木樓子經等ニ念珠ノ
 法アリ、百八ト四十四等ナリ、一千八十ノモアリ、必ス新造スベカラス、而ルニ今時惡
 シ心得テ、モタザレバ淨土宗ヲナキ様ニ思フハ、甚タ笑フベキ事ナリ等ト、是レ今時流
 布ノ二連貫入ノ念珠ヲ評セラレタリ、今云山公ノ佛具ハ佛制ヲ用テ新造ヲ誠メラレタル、
 誰カ是ヲ間然セン、サレモ今時ノ貫入レノ二連珠ヲ誠メラル、如キハ、甘心シガタシ、

所以ハ云何ノ、阿波ノ介貫入ヲ作テバ、又大師讚嘆シ玉フベシ、如何ントナレバ、彼ノ阿波ノ介ガ八百ノ念珠二連ヲ持ツテ賞メ玉ヒシハ、如法トテ讚シ玉ヘルニハアラズ、弟子ノ緒ノ勞レザル用意ヲ讚メ玉ヘリ、又阿波ノ介ガ念珠如法ニハアラザルベシ、如法數ノミ云ニハアラズ、凡ソ念珠ノ事ハ顯密ニ涉リテ、七寶香木草子木子等ヲ以テ造ルニ法アリ、糸ヲ貫クニ法アリ、珠ヲ加持シ淨ムルニモ、三部ニ各々眞言アリ等ノ規則ヲ以テ造ラハ、如法トモ云フベシ、サレバ市中ニ賣買スルガ如キハ、其功德モナリ如法數トハ云ヒ難シ、而レバ數ノミ百八等ニテハ如法トハ云フベカラズ、阿波ノ介ガ念珠決シテ此ノ作法ニヨル如法ニハアラザルベシ、又插ニモ法アリ、謂ク念珠ヲ持シテ心ノ前ニシテ、兩手相去ルヲ三寸ニシテ、右ノ手ニ一珠ヲ插リ、左ノ手ニテ一珠ヲ送ルナリ、而ルニ阿波ノ介、兩手ニ二連ヲ持ツ事、佛制ニ違シテ甚タ不如法ナリ、而ルテ大師是ヲ誡メ玉ハザルノミカ、却テ稱美シ玉ヘリ、是レ何故ナレバ、上ニ云フ如ク多念數遍ニ心ヲ用タル故ナリ、凡ソ我が宗門ノ所詮ハ念佛ノ進修ニアリ、依テ大師念珠ノ如法不如法ヲ強テ

論シ玉ハス、唯進修ニ心ヲ用エル、方テ讚シ玉ヘルナリ、又阿波ノ介ガ二連念珠ト、今時ノ貫入二連珠トテ對論セバ、貫入ノ方至テ便利ナリ、其上念佛進ム爲ニ伏鉦木魚等ノ異類ノ助業ヲ用ル事、貫入ハ片手ニ用エル故ニ、其所作カナヒ、二連ヲ兩手ニ取リテハ、其所作叶ハズ、此等ノ譯アル故、稱念上人、厭求上人、無能上人、忍微上人、等皆此ノ貫入念珠ヲ用ヒ玉ヘルナリ、此レ等ノ用々ハ直也人ニハ在サズ、豈ニ念珠ノ如法不如法ヲ辨ヘ給ハズト云ベケンヤ、是レ皆テ宗門ノ所詮念佛ノ進修ニ有リト云フニ決シ玉ヘル故ナリ、依テ阿波ノ介貫入念珠ヲ作ラバ、又大師讚嘆シ給フベシ、然ルテ山公斯ク非シ玉ハ、却テ笑止千萬歎、是ノ注甚多ナリ、説者ノ心得ヲ述ブ、白衆ニ對シテ辨セヨトニハ非ズ、宜ク思惟スベシ。

銘文。東大寺大殿の上棟を見て感喜し往生を遂る僧あり。

圖相。東大寺造營の場所、番所等棟木を引き上る、僧は住山の人、はからず見物す、衣冠の俗ば普請の奉行なるべし。

辨釋して云ふ。元祖大師語りての給わく。此ノ段別シテ大切ナリ、誰レモ用心スヘキコトナリ、只増進セヌモノハ眞實ノ信心ナリ。淨土の法門を學する住山者なりき。叙山ニテ十二年ノ間禁足シテ修行スル人ヲ住山者ト云フ、戒ハ大乘圓頓菩薩戒ヲ受ケ、行ハ止觀ノ二法ヲ修スルナリ、偕十二年滿ノ後ハ化他ノ爲ニ、小乘ノ聲聞戒ヲ受ルコトナリ、此ノ人兼テ元祖大師ニ淨土ノ法門ヲ學シ、往生ヲ欣求スル人ト見ニ。示して云、我れ既に此の教の主旨を得たり。此ノ淨土教ノ本願ニ歸シテ念佛スル大意。然れども信心末だ發らざ。住山シテ淨土教ノ主旨ヲ得タル程ノ人ナレハ、一向信心ナキニアラス、我心ニ不足ナル故ニ慚愧シテ斯ク云ナルヘシ。何にしてか信心起すべきと歎き合しにつきて。イカトセマシト元祖大師へ談合セシ

ナリ。三寶に祈請すべきよし教訓を加へ侍べりしかば。是レ元祖大師ノ御言ナリ、三寶ニ種々アレントモ今ハ即淨土ノ三寶ナリ、信心ノ起ラサルコトハ、大師ノ力ニモ及ヒ玉ハス、此ノ義能ク面々ニ引受テ思フヘシ、斯ノ如ク三寶へ祈テナリトモ、發シタキハ信心ナリ。彼の僧逶に程經て來て云ふ、御教に隨ひて祈請を致し侍し間、或時。コノ三寶ニ祈求セシ驗シニヤ、建久元年霜月十九日。東大寺に詣たりしに。彼ノ俊乘房勅命ヲ奉テ、大佛殿造營ノ最中。折節棟木とあぐる日にて、彫しき大物の材木等いかにして引上くべしとも覺ぬと、轆轤をかまへて是とあぐるに、大木をめぐくと。無造作ヲ云フ。中に卷上られて飛か如し、あな不思議と見る程に、思ふ所にととしすべにき、是れを見て良匠の謀りなとかくのごとし。ヨキ番匠ニテ大工ノコトナリ。いかに況んや、彌陀如來の善巧方便をやと思ひしとりに。彌陀他力ノ善巧方便何ソ彼ノ良匠ニ劣リ玉ハソヤ。疑網立所に絶て。彼ノ聖道腹ニテ他力本願ノ趣キヲ疑ヒ

シ故ニ、信心ノ起ラザリシモ、此ノ縁ニ逢フテ、我等ガ罪業ハ此ノ大木ヨリモ重リテ、他方本願ノ綱ニ引立ラル、時ハ、往生ノ得易キ趣キヲ了知セラレシナリ、元祖ノ玉ハク、本願ニ乗ズルハ信心ノ深キニ依ルベシト、其信心トハ、古歌ニ信心ノ奥ハイヅコト尋ヌレバ、南無阿彌陀佛ノ口ニコソアレント、慮ナク唱フルチ好シトス。信心。口稱一行。決定せり是れ併ら。皆悉クト云程ノト。日比祈請の驗なりと語りき。一書ニ此ノ人チ西仙房ト云シト。其後兩三年を経て種々の靈瑞を現じて往生と遂ける。一向専修ニ成テ往生ノ素懷ヲ遂ラル。受教と。法門ナド習ヒ受テ、教ヘノ趣ヲ心得タルチ云フ。發心とは。智慧アルニモヨラズ、博學多聞ナルニモヨラズ、只宿善内ニ催シ、境界外ニ導キテ、我レト起サデハ眞實ナラヌモノ故、學力ニテハ起ラズ、縁ニフレテ會得シ疑綱ヲ散セシチ云フ。各別なる故に、習學するには發心せざれども、境界の縁を見て。轆轤ニテ大木ヲ引上クルヲ見。信心を發しけるなり、人なみくくに。人ナミニ淨土ノ法門ヲモキ、人ナミニ修行ヲモ立ツレド

モ、ソノ人ニ依テ各々違フヲナク。淨土の法門を聞き、念佛の行を立とも、信心いまだ起らざらん人は。此レ信切ニ極樂往生ヲ願ヒテ彌陀如來ニ身ヲ打チ任セ兼タル故ニ、起ラザルナリ。唯懇に心を懸て常に思惟し。常ニヨクく我レハ何ニ依テ志ハ發ラザルゾト、思惟シテ見ヨ、或ハ世渡リ名聞、或ハ公用、或ハ愛妻愛子等、総シテ志ノ障リニナル者チ、ヨクく分別シテイカニモシテ其障リヲ拂ヒ、只管志ノ立ヤウニセヨトナリ。また三寶に。別シテ淨土ノ三寶。祈り申べきなりとぞ仰せられける。其ノ祈り様ハ、撮要師範信服超絶門ノ下ニ父子相迎ヲ引擧シテ、深切ニ道心ノ發シヤウ、志ノ立ヤウヲ懇ニ教示セリ、披テ見ルベシ、是レ祈レト云ヘバトテ、祈念祈禱ニ混セヌヤウ、深切ニ辨釋セラルベキ事ナリ。

願に有
漏無漏
の二も
願フ等ナリ、无漏願トハ出離生死往生成佛ノ道心求法等ヲ願フナリ、サテ佛神ノ世

父子相迎に。あはれ佛の御はからひにてん(トハ佛ノ加護ヲ願フナリ、總シ

ニマシマスコトハ、衆生利益ノ爲ナリ、利益ニサマシクアレドモ、畢竟有漏無漏ノ
神佛共ニ出デズ、其有漏現世安穩富貴壽命長久等ハ、更ニ佛神ノ本意ニアラズ、唯後世
無漏願ニ出デズ、其有漏現世安穩富貴壽命長久等ハ、更ニ佛神ノ本意ニアラズ、唯後世
ふとし玉
ノ道心ヲ祈ルヲ第一ノ御本意トシ、歡ビ玉フ御事ナリ、此現證文證諸書ニ散在セリ、
今畧シヌ、既ニ彼レモ此レモ道心オコセガシト、彼方ヨリ進ミ思召スコトナルヲ、
此方ヨリ願フコトナレバ、イカデカ其驗シナカルベキ、サレバ増賀聖ハ根本中堂ノ
本尊ト伊勢トニ詣テ道心ヲ祈リ、解脱上人ハ八幡宮ニ詣テ祈リ道寂上人ハ長谷ノ觀
音ニ祈リ、テ各感應アリテ、道心増上シ念佛往生シ玉ヒキ、況テ我等オトキ者、爭
デカ祈ラデアルベキヤ、
期こゝろに無常わすれず（有信無信誰レノ人カ分
人ニ無別上ノ無常ヲ知ラザル者アラソ、既ニ浮世ノ現量ナレバナリ、サテ古信ノ人モ分別
常の念なきはナシ）
ナ離レテ、早晚无常ヲ忘レザルモノハ、世ニ甚ク稀ナラン、今ノ一期等トノ謂ハ、
正シク分別ヲ離レ常恒不斷ニ忘レザルモノナリ、其分別ヲ離レテ知ルコト、亦分別
無常の念は聽上ニ於テ无常ヲ真知スルヨリ入ルナリ、又ソノ真知スルコトハ常ニ聽法ヲ緯トシ、

法より其ガ理ヲ深ク案シ、朝夕ニモ佛祖ニ祈ルヨリ得ルナリ、是ヲ祈リ得レバ、念佛ハ自
をこる

然ニ申サル、ナリ）くちに念佛をやまぬ身にしあらばいかばかり（此亦
分別上ノ常念相續ハ、三心具足ノ人ニ於テハ誰モ難カラジ、分別ヲ離レテ行住坐臥
念々相續センコト、誰モ甚ク難キコトナレバ、常ニ思惟シテ朝暮此ノ事ヲ佛祖ニ禱
ルベキナリ、勿論行者ノ根機ニ上中下ノ別アレハ、相續ニ亦タ念時日ノ次第アルコ
ト常談ノ通りナレドモ、今ハ行者ノ本意チイフ、其本意トハ、行住坐臥念々不捨者
ナレハ、道心ヲ佛祖ニ祈ル者、何ソ第一ニコノ事ヲ希ハサランヤ、又道心ヲ佛祖ニ
起行の要心門
祈ルハ、本願ニ身ヲ打マカセテ、往生ヲ心易ク思フ氣味トハ、大ニ格別ナリ、彼レ
ハ安心門、此レハ起行ノ用心門ナリ、彼レハ大船ニ乗テ船人ニ身ヲ任セタル心延、
此レハ敵打ノ助太刀ヲ頼ム心延ナレハ、我方ノ及ハンホトニ、無常モ忘レマシ、念
佛モ小止マシト、勵マテハチラヌコトナリ、但シ勵メトモ、イカニシテモイカニシ
テモ、業障深重ニシテマタシテハ忘レ、マタシテハ小止ムコトノミ多ケレハ、爲方

ナク、我カ無道心ヲ佛祖ニ訟ヘテ、加被護念ヲ乞フ次第ナリ、佛力モ加スヘキニ加スルノ理リナレハ、機感佛應響キノ聲ニ應スルカ如ク、御利益アルコト必定、若又自身ニハ念死念佛ニ念ノ用心、甚タ疎ニシテ、只佛祖ニノミ此事ヲ願ヒテ、平心ニ水車ニ米ヲ搗スルゴトク頼ミ切りニシテ、自身ニハ二念ノ礙ニナルコトノミ思ヒ付テ、一向ニ用心ナキ者ハ、佛力モ加スベキナラデハ加スベカラザル道理ナレハ、千年待テモ感應ノ期ハナキナリ、是レ彼ノ助太刀ニ親ノ敵ヲ頼ミ切りニシテ、自身ニハ手拔込テ高見カラ見物スルガ如ク、誰カカ、ル溢者ノ爲ニワガ一命ニモ拘ハル大事ヲ請ケ合者アラシヤ、サレバ上ニ舉ル大師ノ御詞ニモ、常ニ思惟してトアルハ、自身ノカラノ及バンホドハ用心スルコトヲ示シまた三寶にいのり申べしトアルハ、其上ニテ佛祖ニ加護ヲ乞フコトヲ示シ玉フナリ）世のありさま（トハ世ノ中ノ人ノ、名利ニノミ沈ミ居ル有様ナリ）もとかしう（トハイマ〜シク思フトナリ）すみたる心（トハ名利ノ濁ナク、清淨ニ潔キ心ナリ）のうちならむ、これなむ、

又なくあらまほしき心なり、ねがわくば、かまへて佛もわれをそゝのかし給へ、たとひ、いかに智解むねにみちたれども、無常をしらざるをば、なほ道心なき人とこそいふめれば、いつゝの媚な（こ）しと、はづかしめられむも、こゝろうきかきりにあらずや、よくおもひわきて、くやしからずば、からぬべし（こ）のかいトハ催フ引キ立テ玉ヘトナリ、いつゝの媚ないトハ眉ト眼ト耳ト鼻ト口トナリ、人ノ美醜ハ此ノ五ツノ物ノ好悪ニヨルコトナレバ、人トシテ道心ナク無常ヲ知ラズ、念佛申サヌ人ハ、眼鼻等ノ片輪者ハ、人ノ笑ヒ物トナリテ、生涯嫁ニ貫フ者モナク、一生我家ノ竈クヤシナリ、道心无キ片輪者ハ、諸佛菩薩ニ勘當セラレテ盡未來際、三惡道ノ巢守トナルナリ、豈クヤシキ限ニ非ズヤ）と斯の如く大師の今の御法語と云ひ、向阿上人の御示と云ひ、深切に道心の發しやう、志の立てやう、手もて引くが如く、懇に示し玉ふことなれば、猶今日より殊更に、心を用ひ、目を覺し、是の如きの御教

旨を、守り奉るべきなり。

銘文。尼聖如房。臨終の時。上人御消息の事。

圖相。尼聖如端坐合掌し、本尊に向ひ往生の躰、紫雲光明の瑞相あり、左に磬を打て智識ず、右に女性悲歎の躰。

辨釋して云ふ。尼聖如房は。氏姓詳ニセズ、此ノ人ハ元祖ノ教化ヲ受タル歷々ノ人ト見ヘタリ、和語燈四ニハ正如房ニ作り、文モ廣博ニシテ、十二紙アリ、傳文ハ畧抄セルナリ。深く大師の化導に歸し、徧に念佛を修す、所勞の事ありけるか、臨終に近付て、今一度大師を見たてまつらばやと申ければ、此の由を大師に申に、折節別行中なれば。別時中禁足シ玉マフ故ニ、具ニ御消息遣サルヲ、ナリ、聖如ガ病氣見舞ニ聖道家ノ人ナド來テ、信心ノ様申シ妨グルコトナドアリケルニヤ、今一度ノ相見ヲ願ヒ玉フト、使者ノ申シケレバ、大師是レヲ聞玉ヒテ文中ニ手強ク信不信ノ問ヲ手ヲ以テ誘フ如クニ教示シ、病人ハ勞レテモアルナレバ、此ノ狀ヲ看病人ニ讀ミキカセヨ、若シ文章長フシテ、病人退屈モセバ、其ノ要ヲ取テ申シ

キカスベシト、丁寧ニ仰セ遣ハサル、ナリ、此ノ條ニ類スルヲ、今時モ世間ニ澤山アル
 一ニテ、ヤ、モスレバ衣ノ色ニ驚キ、或ハ大寺ノ住持ナドノ、安心未決ノ語ヲ信シ、或
 ハ木食上人ノ御加持ヨナド、狼狽シテ、一大事ノ信心ヲシコナク事、大ナル僻事ナリ、
 四重破人ノ釋ヲ思ヒ、此ノ御消息ヲ知識アル人ハ、熟讀シテ深切ニ教諭スベシ。御文に
 てこそよくと仰せ遣さるゝの所詮は、此の世の見叅は死ても角ても
 唯とくれさきだつ替目ばかりにこそ候へ。我レハ先キへ死シ他ハ跡ヨリ死
 シ或ハ一日ニテモ、或ハ七日乃至二年三年十年ニテモ、畢竟オクレサキダツ事強テ執着ス
 ベカラズ。終に一佛淨土に往生せん、事疑ひなし。同シ佛ノ御國ニ生シアヒテ、
 蓮ノ上ニテ此ノ世ノイブセサモハレぐトシ、俱ニ過去ノ因縁ヲモ語り、互ニ未來ノ化
 導ヲモ助ケン事コソ、返スくモ詮要ナリトゾ。夢現にも此の世にて今一度な
 ど一思召す事、一筋に思ひ捨てよ、一念も疑ふ御心なく。返スくモ本
 願ノ他方ヲ信シ、一聲モ南無阿彌陀佛ト申セバ、我カ身ハ假令ヒイカニ罪深クモ、佛ノ

願力ニヨリテ、一定往生ト思ヒ定メテ、能クく一筋ニ念佛ヲ申スベキナリ、我等ガ往
 生ハユメく、我ガ身ノヨシアシキニヨルマジキナリ、偏ニ佛ノ御力バカリニテ、我力
 ニテハ、何ニ貴キ人ト申スモ、末法ノ頃日、直ニ淨土ニ生ル、事ハ有リガタシ、佛ノ
 カニテ往生センコトハ、イカニ罪深ク愚カニツタナキ身ナリモ、ソレニハヨルマジキナリ、
 只佛ノ願力ヲ信シ信セスト、申スト申サストテ、往生モ定マレバ。只御念佛を勵ま
 せられ、淨土にて對面せんと思召し候へとぞ仰せ入らる。傳文ニハ三紙
 半余ニツトメテ舉玉ヘリ、此ノ御文章一寸見テハ前後亂シ様ニ見エレモ、幾度モ熟讀ス
 レバ殊ノ外意味アリテ、御深切ナル御教訓ナリ。此の御文の趣を深く心にそめ
 て、念佛怠らずして、終に日出度往生を遂にける。

△法華讀誦ノ尼、專修念佛ニ歸シテ往生ノ事。此ノ條ハ、仁和寺ニ住ケル尼、千部ノ
 法華經讀誦ノ宿願アリテ、七百部ヲ果シケルガ、残り三百部ヲ止メテ、一向專修ニ
 セヨト、大師ノ御勸ヲ深ク信シテ、遂ニ念佛セシガ、此ノ尼他人ノ夢ニ、大師ノ教

ニ依テ、念佛シ只今既ニ、極樂ニ往生セル旨ヲ告ゲシ條ヲ省畧ス、次下ニ擧ラレタル走
湯山ノ尼公ガ往生ト、全ク同シ貴ムベシ。

銘文。天野入道教阿、上人の教化を信じ往生す。 勅傳第廿

圖相。相摸の國河村の草庵なり、教阿彌陀佛端坐合掌し、紫雲光明
を拜して往生す、餘は同行同伴の僧なり。

辨釋して云ふ。河内國に天野の四郎とて。南河内丹南郡、金剛山ノ麓ナル、
天野ト云フ所ニスミケル故ニ、此ノ者ノ字トス。強盜の張本ありけり。多ク手下
ノアル盜人ナリ。人を殺し、財を劫さらふと業として。竊ニ取ルヲ偷ト云ヒ、顯ハ
ニ奪ヲ劫ト云フ、此ノ者ハニニ通シテ、オシツケテ取り又人ヲアヤメル僻者ナリ。世と
渡りけるが、年闌て後ち。見聞抄ニ云、年老テ有ル夜ノ夢ニ見ケルハ、廣野ヲ往
クト思ヒケルニ、忽テ熱鐵ノ斧ヲモチ身ヲ寸々ニ切割ニケル、諸ノ罪人哭キ悲ム事限リ
ナシ、コハイカナル事ニカト、傍ノ人ニ問ヒケレバ、大盜賊ノ者ナレバカクテ一千年ノ
間、責ルナリト云フ、サテ身ノ毛ヨダツテ遍牀汗流レヌ、又傍ヘテ見レバ、獄卒罪人ヲ
呵責シテ、心ハ是レ第一ノ怨ナリ、汝等惡業ノ爲ニ責ラル、妻子眷屬汝ニ代ルヤトテ、刀

杖ヲ振レト見テ夢ハ覺メヌ、サテ打驚テ發心シケルト是然ルベキ因縁ニヤ。大師の化導に歸し、出家して教阿彌陀佛と號ず、常に大師の御許に參して教訓を蒙りけるが、或時夜半ばかりに、大師起居玉ひて、竊に念佛し玉ふかをとぼしきことあり、教阿打眩きければ、大師やかて臥し玉ひぬ。是レ教阿ヲ教化シ玉フ前方便ナリ。教阿心の内にいと心得ぬわざかなと思ひなから、尋ね申きて止め、程經て參り申けるは、無縁の者に在る叶ひ難く侍れば、相摸の國河村の舊所に。足柄郡ハ上下ニ分レテ河村ハ足上郡ニ有テ、小田原ヨリ二里バカリ北トゾ。所縁の者の侍るを頼て罷り下り候、年闌ぬれば又見參にいらんこともかたく候、元來無智の者にて侍れば。ニハカ道心房ナレバナリ。甚深の法門を承り候としても其甲斐あるべからど、只詮を取りて決定往生仕ぬべき御一言を承りて、生涯の御形見に備へ侍らんと。是レ御暇をニ參リ殊勝ナル問ヒヨウナリ。大師の

玉はく、先づ念佛には甚深の義と云ふ事なし。是レ教阿ガ私ハ今道心ナレバト、ユカシク思ヒケルチ、御深切ニ教訓シ玉フナリ、此ノ恩ハ人ニモアルコトナレバ、此ニテ能ク合点シ置メン、御遺誓ニモ、大師御一代ノ御念佛チ、カケモノニシテ、此ノ外ニ奥ク深キコト存セバ等ト、誓言シ玉フニアラズヤ、凡ソ佛法ニ了義經不了義經ト云フコト有テ、カクストノチキチ以テ了義經ト云フ、大乘ハ顯了々義ノ教ナリ、其中ニ此ノ念佛ハ了義ノ中ニ別シテ顯了々義ノ法ナリ、秘スルトモ何ノニモ無キ所ノ教ニテ、唯心ニ助給ヒト思ヒ、口ニ唱フルヨリ外ハ別ニ子細ナシ、彼ノ阿波ノ介ト對待シ玉フ如ク、智者モ愚者モ差別ハチシ、云何ソゾ別ニ甚深ノ義アラシヤ。念佛申す者は必ズ往生すと知るばかりなり、ゆめく甚深の義あるならんと、ゆかしく思はるべからず、念佛は易き行なれば、申人わ多けれども、往生する者の少きわ、決定往生の故實を知ぬ故なり。故實トテ、別ニ秘事アルニアラズ、念佛者ノ往生ストセザルトハ、唱フル所ガ佛ノ御意ニ叶フト、叶ハガルトニ依ルト

ナリ、ソノ契フト契ハザルトハ、本願ニ至心信樂欲生我國ト誓ヒ置キ玉フ、法藏因位ノ
 最初カラノ御約束ナリ、此ノ三心サヘ具スレバ、佛ノ御意ニ契フテ、決定シテ往生ス、不
 具ノ者ハイカニ申スレ、佛意ニ契ハザルカ故ニ、往生セヌナリ、サレバ只行者各々ノ心
 ノタシチミト云フモノナリ、是レヲ決定往生ノ故實トハ云フナリ。去月に又人もな
 く、御房と教源空とたゞ二人ありしに、夜半ばかりに忍びやかに起居
 て念佛せしとば、御房おきかれけるかと仰せらるれば、教阿寢耳に
 承り候きと申ければ、それこそやかて決定往生の念佛よ、虚假とて
 飾る心にて申念佛か往生わせぬなり、決定往生せんと思わば飾る心
 なくして誠の心にて申べし乃所詮決定往生を願フ誠の念佛申さんず
 る飾らぬ心根は喩へば。教阿が能ク知リタル業ニテ譬玉フ。盗人ありて人の
 財を思かけて、盗まんと思ふ心や、底に深けれども、面おきりげな
 き様にもてなして、構へてあやしげなる色を人に見へじと思わんが

如し、その盗み心は人全く知らねば、少し飾らぬ心なり、決定せん
 とする心も又如是。是レ教阿ニ限テ如此方便シテ、示シ給フハ、本ヨリ人チタア
 ラカシ盗チタル者チル故ニ、自然ト虚假心ガチナル者ニヘ、別シテ虚假心チ誠メ玉フ
 ナリ、元來凡夫ニ誑誑ノ心所ガ内ニアル故ニ、動モスレハ万事ニ付テ飾ル心カ出ルナリ、
 是レ煩惱具足ノ凡夫ニテ有ル故ナリ、サレハ世間ノ餘事ニ飾ルコアルハチキニハシカサ
 レレ、強テ往生ノ障リニハチラヌイナリ、只念佛ノ一事ノミニ付テ、飾ル心アレハ、往
 生ハチラヌナリ、若シ飾ル心ニテ申念佛ハ、云何程申シテモ臨終ノ夕ヘニ佛ノ來迎ハチ
 サレヌナリ、佛ノ方ニ勘定チ立テ、チカク合点ハシ玉ハヌイナリ、サレハ古徳ノ歌
 ニ、世ノ中ハ偽リ飾リツチルモ只正直ニ念佛バカリハト、只助ケ給ヘト思ヒチマヌヘシ。
 人多ク集り居たらん中にては、念佛申ゆるを人に見せずして、心に
 忘るまじきなり、其時の念佛は、佛より外は誰か是を知るべき、佛
 しらせ給わば、往生なんぞ疑わん、と仰せられければ、教阿歡喜踊

躍し、合掌禮拜して罷出にけり。教阿翌日法蓮房ノモトヘユキテ暇乞ヒシケルニ、昨日大師ノ授ケ玉ヘル決定往生ノ義トテ申シ出シテ、此ノ度ノ往生ハ少モ疑ヒナキ由歎ヒ申テ、東國ヘ下向シニケリ、其後法蓮房大師ニサル事ノ侍ケルニヤト尋ケレハ、其ノ事ナリサル舊盜人ト聞置テ侍シ程ニ、對棧説法シタリキ、一定心得タリ氣ニ見エシトゾノ玉ヒケル。教阿彼の河村に下りて住みけるか、所勞つきて終焉にのぞみけるに、同行に語りて云、我か往生わ決定なり、是れ深く上人の御教を信ずる故なり、往生の様必だ上人に参じて申べし、と遺言して、正念たかはず、合掌亂るゝ事なく、高聲念佛數十遍唱へて往生しにけり、同行やかて上洛して、遺言の次第委く大師に申上ければ能く心得たりと見へしか、相違せざりけるあはれなる事なり、とを仰せられける。誠ニ斯ル大惡人モ捨玉ハザル、大悲不簡擇ノ現驗ニシテ、而モ宗ノ故實ヲ示シ玉フ事條ナレバ、粗大略ヲ擧グ、文ノ長キヲ厭フテ勿レ、又拾遺古德傳ニ

擧タル盜賊耳四郎モ、大師ノ教論ヲ信シ念佛相續シ、未曾有ノ奇瑞ヲ感得シテ、往生セシ事合セ思フベシ、諸宗ニカ、ル法門アリヤ、万機普益ノ大悲イヨク尊信シ奉ルベシ。

銘文。沙彌隨蓮か夢に、上人無智念佛の要を示したるも。

圖相。法勝寺の西廊の僧堂なり、堂内の上堂に指差玉へるは元祖大師なり、御前に著坐するは隨蓮房なり、其の餘は御門弟衆なり、是れ隨蓮か夢告の相を顯す。

辨釋して云ふ。沙彌隨蓮は、是レ後白河院ノ北面泉ノ判官高橋基時入道ナリ、生年廿五ニテ出家シ、四條萬里小路ニ住ス、今ノ柳ノ馬場ノ事ナリ。元祖大師配所へ赴き給ひし時、御供申て歸依淺からざりき、大師是を憐て念佛往生の道を開示し給に、深く信受して二心なく、念佛しけり、大師御往生の後、建保二年の頃。順德帝即位四年ニシテ、大師ノ没年三年ニ當ル。此に念佛すとも學問して三心と知らざらんには、往生すべからずと申者あり。是レ隨蓮ガ單直仰信ナルヲ詰ル氣味ナリ、但シ是レハ強盛ノ義ト云フテ、大師御入滅已後此ノ時節、門弟ノ中京都ニテ專ラ此ノ義ヲ談ズル人アリ、是レ大ニ正義ニ

背ク故、鎮西國師、勢觀上人ナド書ヲ作テ、此ノ義ヲ制シ玉ヘリ、此ノ旨、授手印ノ裏書ニ具ニ見ヘタリ。隨蓮申さく、故上人は念佛は様なきと様とす、唯ひらに佛語を信じて。大經ニハ十八本願、觀經ニハ附屬ノ文、小經ニハ一心不亂、諸佛證誠等。念佛すれば往生するなりとして、全く三心の事を仰せられざりきと。舜昌法師ノ云、抑上人或ル所ニハ三心ノ様ヲ委ク教ヘ、或所ニハ三心ノ沙汰證ナキ由仰セラレタリ、此レ人ニ依ルベキ事ナリ、名號ヲ唱フレバ、必ず往生ストバカリ、眞實ニ頼ミ唱レバソノ人ノ心ニ自ラ三心モソナハリヌルヲ、中々ニ三心トテ、コトトシク申テス程ニ、却テ信心ヲノミタル事モ侍ナリ、カ、ラン人ノ爲ニハ、三心ノ沙汰無益ノ事ナルベシ等ト、評釋セラレタリ、サレバ、大師此ノ隨蓮ヘ對シテ、三心ノ沙汰チキハ、單直無病ノ棧ナルガ故ニ。彼の人重て云ふ、一切に心得まじき者の爲に、方便して仰せられけるなり。是レ隨蓮ガ無智ナルヲ嘲ル意味ヲ含ム故ニ。上人御素意の趣として、經釋文などゆゝしげに申し聞かせければ。經ニハ具

三心者必生彼國ト、釋ニハ若少一心即不得生、トサレハ選擇集ニモ八丁半二百餘行ノ廣釋、而シテ三心ハ行者ノ至要ナリト結釋シ玉フ。誠にさしやあるらんと、いさか疑心を起す事ありけるに。此レ隨蓮ガ心ノ劬勞チノア。有夜の夢に法勝寺の。往昔南禪寺ノ西北、新黒谷ノ南、岡崎村今ノ車路ノアツリニ在リシ大伽藍所ナリ。西門より入て見れば、池の中に。法堂ノ圓庭ニアル蓮池ナリ。いろくノ蓮華さきみだれたり、西の廊の方へ歩みよりて見れば、僧衆數多列坐して、淨土の法門を談ず、隨蓮さきはしに上りて見れば、大師北座に南面に座し玉へり、隨蓮見奉りて畏るに、大師見玉ひて、これへ參れと召ければ、まぢかくまへりぬ、隨蓮いまだ言を出さざるに、大師の給はく、汝此の程心に歎き思ふことゆめく煩ふべからずと、隨蓮此の事すべて人にも申さず、何んとして知し召たるにやと思ひながら、上件の様を悉く申すに、大師仰せられて云、譬へば

僻事云ふ者ありて、あの池の蓮華と、蓮華にはあらず、梅ぞ櫻ぞといわば、信すべしやと、隨蓮申云、云現に蓮華にて候はんをば、いかに人申候ともいかて信じ候べきやと、大師の給はく、念佛の義も又かくの如し、源空か、汝に念佛して往生する事は、決定して疑ひなしと教を信じたるは、蓮華と蓮華と思はんか如し、深く信じて兎角の沙汰に及ばず、唯念佛を申べきなり、あらぬ邪見の櫻梅の義をば。強盛ノ義等ノ異見ヲ誡メ玉フ。ゆめく信すべからんと、仰せらるゝと見て夢さめぬ。是レ隨蓮ノ大師ノ世ニ在サハ、直ニ參リテ此ノ義ヲ決擇セシモノナト歎キ思ヒ類ラヒケルヲ、疾ク知ロシメシテ、斯ク教諭シ玉フハ、隨蓮一人ノ所益ニハアラズ、是レ大師ノ法身滅シ玉ハザルノ現驗ナリ、然レハ滅後ノ我人、皆決定シテ申ス内ニハ、三心ノ籠ルヲハ、佛願ノ不思議ナリト云事ヲ信知シ、念佛ヲ相續スベキナリ。隨蓮疑念残りなく散じにあり、念佛功積り、臨終正念にして、往生の

素懐と逐しとなん。玉葉集ニアル人、石清水ノ社ニマウテ、念佛往生ノ事ヲ祈リ申ケル、人ニツケサセ給ケルトテ、極樂ヘムマレント思フ心ニテ、南無阿彌陀佛トイフハ三心、ト今ノ御教訓ノ素意ト、全ク一同ナリ、サレバ勅傳二十八ニ翠玉ヘル、粟田口ノ彌尼ガ夢感テドナ思ヒ合スレバ、御教示ノ一同ナルモ、深キ所謂アル哉、仰クベシ信ズベシ。

銘文。作佛房、熊野の神告により、上人に歸依す。

圖相。端坐合掌せるは作佛房、來迎を感じて往生の躰、椽ノ小法師は同居給仕の僧、其の外僧俗は、紫雲異香の瑞に驚き、結縁の人なり。

辨釋して云ふ。遠江の國久野の作佛房と云ふ。久野ハ見付ヨリ東ニ當テ、行程三里バカリナリ、作佛房ノ舊跡トテ今小巷ヲ構ヘテ念佛ノ道場アリ。山臥は。役ノ行者ノ跡ヲ追ヒ、山林斗藪ノ行ヲ立テ、出家ニ似タルモノナリ、昔シハ野臥山臥トテ、出家ノ通名ナリシヲ、何レノ比ヨリカ、今ノ貝吹ク者ヲ山臥ト云ヘリ、サレバ此ノ作佛房ハ、眞ノ出家ニハアラス。大峰を經歷し。熊野へ參詣すること四十八箇度なり。その度ごとに現世の果報を祈らず。出離の要道を示し玉へと願ひけるに。四十八度満了の時、當時京都に法然房と云ふ聖あり、行て出離の道を尋ぬるべしとの示現ありければ、則ち上洛し元祖大

師に拜謁し、念佛往生の教導に預り、一向專修の行者となりけり。熊野ハ紀州無雙ノ郡ニアリ、抑々熊野山證誠權現ハ、本地彌陀ニシテ神明ト顯レ、無福ノ衆生ニ福ヲ與ヘント誓ヒ、人身ヲ受タルモノ再ヒ惡道ニ更ヘラス救濟セントノ方便ナリ、サレバ當山ニ詣テ後世ヲ祈ル人ハ、流レニ棹サスガ如ク、本願ノ正意ニ叶ヒテ必ズ願次ノ往生ヲ遂クサド申傳ヘタリ、誓記ニモ古今ノ尊卑キツヒテ歩ヲ運ビ、群リテ現當ノ益ヲ祈レリト、又寛治己來中古ノ風俗、世學ヲ登山セルコト、今時ノ伊勢參宮ノ如クニ相似タリトナン。本國に下りて、市に染物など賣買して、命を繋ぐの謀としけり、元來孤獨の身なれば、同行もなく、知識もなし、病を受けざれば、病惱の苦みなく療治の煩なし、往生の期心たりて道場に入り、佛前にして自ら鉦を打て、高聲念佛數劫に及ぶ、小法師。是レ山臥ノ遺フ小法師ニテ、今ノゴウリキト稱スルモノナリ。朝食を調へて案内しけるに、暫くとして尙念佛の聲しきりなり、念佛と云りて、後復

申驚かすに。小法師再ヒ朝後ノ案内ナスルナラン。音もせざりければ、近くよりて見るに、本尊に向ひ端坐合掌す、その顔笑るか如し、さる程に紫雲に驚き、異香を尋ねて、諸人雲集し、來縁を結ぶ、奇特の事なりけり、大師の勸化神慮に契へる事知ぬべし。玉葉集ニ、徳治三年春ノ比、新熊野ニ本山ノ衆トモウツリテ、行ヒナドシテケルニ、或人筆ヲヒキテ手向奉ラントシケルカ、傍ニ高聲念佛ヲ申ス人ノ侍ケルヲ、オトハシク覺ヘテ、ウチマトロミ侍ケルヲ、夢ニ見ヘケルトナントテ、夜モスカラ、佛ノ御名ヲ唱フレハ、コト人ヨリモナツカシキカナ。ト又武藏ノ國ニ侍ケル人、熊野ニ詣テ證誠殿ノ御前ニ通夜シテ、後世ノ事ヲ祈リ申侍ケルニ、夢ノ中ニシメシ給ケルトナントテ、色ヲカク思ヒケルコソウレシケレ、本ノ誓ヲサラニ忘レシ。サレハ、勅傳二十五ニ擧ラレタル直正房ヘノ夢吉等ヲ合セテ、大師ノ化導神慮ニ契ヘル趣キヲ説話シ、聞人ヲシテ、稱名勇進セシムルカ辨釋ノ本意ナリ。

銘文。上人常に御示しの趣、四十一箇條あり。勅傳第廿一

圖相。元祖大師念數を持ち、御法話の躰、是れ尋常御口癖の如え、御門弟並に信者に對して、安心の眼目を示し玉へる御形相、御法話の數も、三十一件ありて、小消息も其の中の隨一なり。

辨釋して云ふ、勅傳第廿一に、上人つねに仰せらける御詞と標して、御法話三十一條と集撰し、一卷とせり。是れ元祖大師、ツテく仰せラル、ト云ニ付テハ、至テ肝要ノイニシテ、一向專修仰信分ノ相良、三種三儀等御短文ニ、本願不簡釋ノ義ヲ述ヘ、往生ノ機ニ分ケアルイヲ示シ、疑ヒヲ起サヌ様ニ、老婆深切ニ教訓レ玉フ御法談ノ、數スくナ、一所ニ束テ一段トセルナリ、但シ御法話數條ノ中、今第三番ニ擧玉ヘル、御法話ヲ訓讀シテ總括トセン。元祖大師の給わく、南無阿彌陀佛と云ふお別したる事には思ふべからど。名號ノ六字ヲ詮議スレハ、種々ノ義アリ、是レ何故ナレハ、名號ニ万徳ヲ具足スルガ故ナリ、其ノ種々ノ義ヲ心得タレバト

テ、ソレガ往生ノ業トナルニハ非ス、故ニ今別シタル事ニハ思フベカラズト、拂却シ次ニ正義ヲ述玉フ。阿彌陀佛、我ヲ助け玉ヘといふことばと心得て。故ニ阿彌陀佛ヲレテ助け給ヘトイフ詞ナルゾト云ニ、導師ハ言南無者是歸命ト釋シ、記主ハ歸命トハ助給意也トノ玉ヘリ、是レ南無ハ梵語、漢語ヲ譯スレバ歸ト云フ、ソレテ我初ニテナセバ助け給ヘト云フ意ナリトナリ、爾レハ南無阿彌陀佛ト云ハ、佛助け給ヘト云フイト心得ルテ、殘ル所ハナヒ、斯ク心得タル上ニハ、晝夜莫廢必ズ此ノ度往生セント思フ人ナレハ。心には阿彌陀佛助け給ヘと思ひて、口には南無阿彌陀佛唱ふる。三心具足の名號と申なり。三心ハ淨土門最極肝要ノ法門ナルガ故ニ、經ニハ具三心者必生彼國ト説キ、導師ハ若少一心即不得生ト釋シ玉ヘリ、然ラハ此ノ法門ハ、至テ心得難キムツカシイ事カト云フニ、故實ヲ得テ見レハ至テ易キナリ、ソノ故實トハ心ニハ助け給ヘ、口ニハ念佛ヲ唱フルカ、三心具足ノ念佛ニシテ、東西不辨ノ者デモ、ツイ出來ル心易イ事ナレバ、誰レくモ、此ノ大師ハ御法話ヲ信受シ、必生彼國ノ行者

トナルベシ、借此ノ御法語ハ、當卷集撰ノ骨目ニシテ、一枚起請ト開合ニテ、一宗ノ龜
燈鑑ナリ、尙當卷數條ノ意ヲ委ク知ント欲セバ、先師ノ吉水大師尋常法語講説ニ卷アリ。

△小消息ノ事。此ハ大師往生記ノ終リニ載ラレタル法語ニシテ、宗門相傳ノ肝要、和語
ニハ黒田聖人へ遺ハサル、御文トアリ

是亦先師ニ小消息講説ニ卷アリ、既ニ梓行シテ總本山ニ藏ス。

△念佛行者ノ用心、委細御教誡ノ丁。此ノ條ハ專修者ノ僻見ヲ教誡シ玉テ、總キニ合
スレハ二十二條トナル、但シ先師ノ講説ニハ小消息ヲ省キ、此ノ條ヲ加ヘテ、三
十一件トシテ講述セリ、今略傳故ニ此ノ二件ノ圖繪ヲ省略ス。

△或ル人ニ示シ給テ、安心起行委細ノ御消息ノ事。是レ勅傳ニ十二ノ最初ニ舉ラレテ、
其ノ文体至テ禮儀アリテ見エレバ、若シハ月輪殿北ノ方へ遺ハサレケル御返事ナル
ニヤ、文中此ノ世ノ名聞利養ハ、中々申テラブルニモイマシク、マナゴニサヘ
ギル無常ヲ示シテ、淨土ニ往生セント思ハシム人ハ、安心起行ト申テ、心ト行ト相應ス

ベキナリトテ、二心ヲ委ク釋シ、起行ヲ述ヘ玉テ、今此ノ件ヲ省略ス。

銘文。或る人、心行の不審數條あるを御決斷。

勅傳第廿貳

圖相。机に向ひ書記し玉ふわ元祖大師なり、椽に三層あり、其中一人わ或問者の使なる歟。

辨釋して云ふ。或人。此ノ問者ハ誰人ニヤ、熟シタル問起ナリ。往生の用心に付て、とぼつかなきこととを百四十五箇條まで記て、たづね申たりけるに。是ハ一度ニタツテ申シタルコトニテハナシ、或ハ見察ノ時、或ハ文ニテ尋奉シ事ナ、時々ニ仰セクダサレシヲ注セルガ、積リテ數條トナレルトナン、和語燈錄ニハ具ニ百四十五ヶ條ヲ載セラレタリ。元祖大師の御返事ありき、少々是を記すとて、十九箇條を載らる、今其中の一條を示さん、或人の云、心に妄念の心かにも思われ候わ、心かゝし候べき。是レ十九ヶの中、十三番目ノ問ニシテ、誰レ人モ此ノ一條ハ心ニ覺アルベシ、サレバ此ノ第一條ニモ、心ナ一ニシテ心ヨクナチリ候ハズモ、何事ナ行ヒ候ハスモ、念佛ハカリニテモ、淨土ヘハ參リ候ベキカト問

テ、今亦再ヒ問ヒ奉リシコト、ヨクハ幼勞ニナリシト見ニ。答へ、唯よくハ念佛を申させ玉へ。是レサキニ心ハ亂ル、モヨク念佛申サバ滅罪スルノ道理ハ承リ、

妄念ニ取り合ハズ申シ居レモ、思ハントスレハ猶思ハレ、イカヨウニシテモ思ハレ候ハ、イカ、セント歎キノ上ノ再問ナレバ、本願他力ノ故實ハ起ラバ起レト振り捨テ、唯ヨクハ申スベシ、妄念ハ凡夫ノ古病、治セントスレモ、治スベカラズ、佛ノ本願ハソレガ爲ニ立ラレタレバ、往生ノ障リトハナラザルナリ、又妄念ヲ惡クマス、亦取リタテズ聲ウチ立テ念佛ヲヨクハ申サバ、妄念モ自ラ起ラザルベシ、唯申スカ故實トナリ、サレバ寢テモ覺メテモ、聲ニ付テ決定往生ノ思ヒヲナスベキナリ、サレバ此ノ事ハ、明遍僧都靜嚴法師ノ問起アリシモ、他力ノ故實ヲ知り玉ハザル義、總ニ辨釋セシガ如シ。△或ル人往生ノ用心ヲ尋ケル、御答九ヶ條ノ事。是レ勅傳廿三ノ最初ニ擧ラレテ、此ノ或ル人ハ誰人トモ知レザレドモ、問起スル所何レモ宗門肝要ノ義ニシテ、大師御深切ニ答書シ玉フ事、御傳ヲ披テヨクハ拜見シ置ベキ要務ナリ。

銘文。觀相稱名を執せる修行者を御教諭。勅傳第廿三

圖相。元祖大師明障子をひらき、御垂誠の躰、大床左右の僧は御門弟にて中なる旅僧は鎮西の修行者なり。

辨釋して云。鎮西より。筑紫九ヶ國ヲ総シテ鎮西ト云フ。上洛せる修行者、元祖大師の庵室に參して、いまだ見參に入ざる先に、御弟子に對して稱名の時、佛の相好に心を繫ることは、心かゝ候べきと尋申ければ。此ノ修行者ノ心ハ、數遍ヲ申スル、佛ノ相好ヲ運心シテ申サテバ、功德モ薄シト心得タルニヤ、是レ大ナル僻事ナリ。めてたくことを侍らめと、申けるを。此ノ答へ不調法ナリ、是レ未練ノ人々ト思ハル、ナリ。大師道場にて。持佛堂ニマシクテナリ。聞給けるか、明障子を排給ふて、源空は然らず。大師殊ノ外憤懣ニ思召サレ、御胸一ハハニ迫リ何ノ會釋モナク、斯ク抑セラル、ナリ、案ズルニ此ノ抑仰、一ハ弟子ノ未練ヲ誡メ、一ハ修行者ノ僻見ヲ教諭シ玉フニテ含ス。唯、若我成佛十

方衆生稱我名號下至十聲若不生者不取正覺彼佛今現在世成佛當知本誓重願不虛衆生稱念必得往生と思ふばかりなり、我等か分にて心かに觀じとも、更に如説の觀にあらし。サレバ大師或所ニ仰セラレテ云、近來ノ行人觀法ヲナスイ勿レ、佛像ヲ觀スル、運慶康慶ガ造タル佛ダニモ觀シアラハスベカラズ、極樂ノ莊嚴ヲ觀スル、櫻梅桃李ノ花果程モ觀シアラハサンテ難カルベシ、唯彼佛今現在世成佛乃至必得往生ノ釋ヲ信シテ、深ク本願ヲ頼ミテ、一向ニ名號ヲ唱フベシ、名號ヲ唱フレバ、三心自ラ具足スルナリトノ玉ヘリ、是モ亦末世ノ行人其機ニアラズシテ、觀法スグレタリト執スルヲ制止シ玉フノ御法語ナリ、サレバ今如説ノ觀ニアラズト遮リ玉フモ同意ナリ。只深く本願を憑みて、口に名號を唱ふるのみ、假令ならざる行なり。假令ハ未決定ノ義ト、非實ノ義ト釋シテ、實事ナラヌヲ云フナリ、サレバユソ拾遺語燈錄ニ、此ノ一事ヲ擧テ、是レ則チ眞實ノ行ナリト釋シテ、假令ノ字ヲ省キ玉フ。とぞ仰せられけり。山公ノ翼贊ニ此ノ一條ノ趣キ、是レ一時ノ訓誡ナ

ルベシト注シ、又ノ所ニモ若シ其正機アラバ、強ニ遮セザル所ナリト注セリ、是レ宜ク
 斟酌スベシ、イカンゾ抑揚ノ教化アラソヤ、彼ノ纏緯ニ師ノ初心ノ行者ニ、權方便ト教
 ヘシモ、本願ノ本意ニアラザルガ故ニ、偏依善導ノ意地ニテ、強ク遮シ玉フナレバ、此
 ノ注釋ニトモナツテ、宗意ヲ損フテ勿レ。

銘文。阿彌陀經わ深義多しとの御教示。

勅傳第廿四

圖相。元祖大師經案に向ひ、彌陀經を御講釋の躰、御前に御弟子拜
 聽の形相。

辨釋して。元祖大師の給わく、阿彌陀經わ。姚秦龜茲國三藏鳩摩羅什ノ
 譯ニシテ、一卷ノ經ナリ、但シ四紙ニ翻ス、故ニ諸師是ヲ小經ト稱セラル。唯念佛往
 生ばかり、説とわ心得べからぞ。此ノ經ハ宣説彌陀一法トテ、餘行ヲ説キ玉ハ
 ズ、唯持名ノ一法ニシテ、觀經大經トハ異ナレト。文に隱顯ありと云へども、廣
 略の。廣ハ四十八願ニシテ、畧ハ第十八願ナリ。義を以て心得れば、四十八願
 を悉く説き玉へる經なり、舍利弗如我今者讚歎阿彌陀佛不可思議功
 徳と云へる、阿彌陀佛の功德わ即四十八願なり、彌佛往生を説くわ
 その中の第十八願をさすなり。文ノ顯ハナルハ、第十八ナレト、餘ノ四十七ノ
 願モ諸佛願海ノ中ヨリ選擇シ玉ヘル願ナレバ、同位ノ可思議ニハアラズ、爾レハ四十八

願ヲ全クシテ、阿彌陀佛トナリ玉フ故ニ、四十八願ノ牀ハ阿彌陀佛ナリ、サレバ一々ノ願不可思議功德ナルノミ、サレバ起牀スル所ハ、念佛ガ本願ナル故ニ、純説一法ノ經ナリ。又此の經に一日七日と云へると、但一日七日に限ると意得るわ僻事なり。凡ソ世間ノ物ノ成就ハ多ク七ニ取ルイナリ、今經ニ七日ヲ舉ルモ亦ソノ意歟、觀經大經ニハ一念十念ノ極少ヲ舉ケ、今經ニハ之ヲ延シテ一日二日乃至一年十年等ニ至ルマテ、皆念佛ヲ命終ス、其意同シキ而已、然ルニ今經ハ、死期七日ニ逼ル者ヲ約シ玉フ歟、言フ心ハ一日ヲモ往生シ、七日ヲモ往生スト云フ事ヲ顯ス、是レ即念佛ノ餘法ニ超過スル事ヲ顯彰スルガ故ニ、一日七日ニ約スルナリ、但シ此ノ一日七日別時ノ行ニモ取ラレドモ、正意ハ臨終ニ約スル一日七日、延レバ一期ナリ。善導和尚の觀經の疏に、上品上生の一日七日を釋し玉ふに。觀經ニ云、回向發願願生彼國、具此功德一日乃至七日等。從具此功德以下正明修行時節延促。元祖ノ意此ノ下ニ三節アリ。上盡一形下至一日一時一念等。一ニハ、多ヨリ少ニ至ルナリ。

或從一念十念至一時一日一形。二ニハ、少ヨリ多ニ至ルナリ。大意は、一發心已後、誓畢此生無有退轉唯以淨土爲期。三ニハ、大意ハ一發心已後退轉ナシト云ヘルナリ、初ノ二ハ要ニアラズ、後ノ一ソノ要ナリトノ玉ヘリ、サレバ今經ノ一日七日モ此ノ釋ニ准シテ心得セシ。と判じ玉へり、此の釋を以て准知するに、阿彌陀經の一日七日も、又如此意得べきなり、所詮は往生の心を發して、後命終まで、退せざる、是を大意とするなり。大師ノ給ハク、凡ソ此ノ阿彌陀經ハ、我朝ニ都鄙處々ニ多ク流布セリ、法華經ト最勝王經トハ、諸宗ノ學徒兼學スベキヨシ、桓武天皇ノ御時宣旨ヲ下サレテ定メ置レシカバ、演説者トテ法華ヲ解説スル師ハ多クナリタリケレドモ、暗誦スル人ナカリケレバ、法華ヲ暗誦スベキヨシ重テ宣旨ヲ下サレケル、後持經者多ク出來レリ、法華ハ加樣ニ宣下ニ依リテコソ流布セラレタル、阿彌陀經ハ其沙汰ナケレドモ、自然ニ流布シテ處々道場ニ、ミナ例時トテ毎日ニ必ズ阿彌陀經ヲ讀ミ、一切ノ諸僧阿彌陀經ヲヨマスト云フイナシ、是レ偏ニ淨

土教有縁ノ致ス所ナリ、事ノ興ヲ尋ヌレバ、叡山ノ常行堂ヨリ出タリ、彼ノ常行堂ノ念佛ハ、慈覺大師渡唐ノ時、將來ニ給ヘル勤行ナリ。とぞ仰ゼられける。

△諸宗ノ祖師ハ、皆極樂ニ往生シ玉フ御物語リノ事。此ノ條ハ所謂眞言ノ祖師、龍猛大士天台ノ祖師、南岳智者章安妙樂等、三論ノ祖師、叡華、嚴ノ祖師智儼、法相ノ天親大士、懷感、禪宗ノ祖師、智覺等、皆諸傳ニ載セテ往生シ玉ヘル御物語也、是レ何レモ異朝ノ人師ノミ、本朝ニモ亦多シ云々、是レ淨土ニハ下劣ノ凡夫ノミ生スルニハ非ス、上ハ十四佛國土ノ薩陞ヨリ、文殊普賢、及ヒ諸宗ノ祖師遠モ、斯ク願生シ玉フヲ擧テ、暗推ノ僻見ヲ拂ヒ玉フナリ。

銘文。聖光房、安樂房、安心の趣き上人の御指南を乞ふ。

圖相。元祖大師善導の素意の尊きを宣玉ひ、聖光房、法力房、安樂房、拜聽し師弟とも御落涙の躰。

辨釋して云。聖光房、法力房、安樂房侍けるに安樂房大師に尋申て云、我等如きの輩、堅く十重を持たせ。是レ無戒破戒ニアラザルヲ自ラ知ヌ、但シ古賢ニ恐慮スル卑下ノ僻ナリ。常に妄念起とし、又勇猛精進ならせして、我身の善惡とも顧みざ、唯彌陀の本願を仰て、決定往生の思ひをなし、侍るは、往生し候やと、大師の給わく、其の條勿論なり、所詮決定心を生せば往生すべき人なり、煩惱罪惡等の往生を障へざるとば、凡夫の心にては覺知すべからざるとも、本願に相應する程の念佛申たらんには。險ハ本願ノ函ニ願行相續ノ蓋ヲ合スレバ、往生スルナリ、即チ助ケ玉ヘノ心アリテ、南無阿彌陀佛ト唱フレバ、本願ニ相應スルナリ。

それを障碍して、往生をさまたぐる罪はあるべからず、往生は念佛の信否によるべし。是レ往生トス往生トノ堺目ニシテ、大切ナル御詞ナリ、ヨク
 く甘味スベシ。更に罪惡の有無には依るべからず。既に凡夫の往生を許す、何ぞ妄念の有無を嫌ふべきや。妄念アレハコソ凡夫ナレ、妄念ヤミナ
 ハ聖人往生トコソハ云フベケレ、サレバ凡夫往生ト云ハ、有名無實ニナリヌベシトゾ。
 安樂房、又申て云、虚假の者は往生せずと申すは、何様に心得侍べ
 るぞや。是レハ往生ニ嫌フ程ノ虚假ヲ問フコトナリ、凡夫ハ内ニ煩惱アレハ必ス妄念起
 ル妄念起ル故ニ虚假モ亦起ル、今往生ヲ妨グル虚假トハ、如何様ニ心得ベキヤト尋ヌル
 ナリ、但シ虚假ト妄念トナ同ヲトニハ思フベカラス、妄念ハ廣ク凡夫ノ全躰ナリ、虚假
 ハ狭シ、コトサテニ結構セルナリ。大師の給はく、虚假と云ふは殊更に結構
 する輩なり。ヒトカマヘ巧ナスヲ云フナリ、此ノ結構身口意ノ三業ニ通スベシ、念
 佛申ス聲ヲツクロヒ、形ヲ殊勝ニツクロヒ、意ニ名利ヲ結構スル等、此レ皆ナ殊更ナル

虚假ナリ。好まずして、自然に虚假ならんは往生の障りにはあらざ。
 強ニ名ノ爲利ノ爲ヲモ思ハテド、生レ付タル僻ニテ、假初ノ人目ナドニ耻テ、ヒトシホ
 念佛ニ色アリ氣ナルハ、障リトマデハナルマシキトナリ。念佛の信心を發たらん
 人は。兎ニモ角ニモ往生セバヤノ遂ヲサニ志ヲ起ス人ナラバ。必定して往生すべ
 し更に疑ふべからざ善導の釋を能く心得べきなり。散善義ニ、外現
 賢善精進之相ナト簡擧セラレタレバ、自然ニ起ル虚假ニハ、カホドニ巧ミテ善相ヲ顯ス
 ハ希ナルベシトゾ。善導をわしまさざらましかば、我等以かてか此の度
 生死を離るべきやと仰せられて、落涙し玉ふ、聖光房法力房安樂房
 みな俱に涙をとまへて、信心をましたり。善導大師ハ虚假ノ分際ヲ御疏ニ
 顯シテ、如是エラヒ釋シ玉フトテ、落涙ニ及ビ玉フモ、生レ付ノ虚假ハ往生ノ障リトナ
 ラザル由、善導ノ御釋ニテ明白ニコソ、知レタリ、誠ニアリガタキコトナリトゾ、
 △四種三昧、未代ノ人、難行ナルヲ。此ノ條ハ元久二乙丑年正月廿一日、尋常尼女房

達來リテ、先ツ戒ヲ受ク、而シテ聖淨二門ノ分別台家ニ約シテ和漢ノ現證ヲ述テ、
 四種三昧ノ難行ナルヲ示シ玉フ、按スルニ此ノ尼女等、此迄台家ニ値遇シ、此等
 ノ法ヲ執スル故ニヤアリケン、遂ニ念佛ニ歸入シテ退出セラレヌ、尙四種三昧ノ行
 相ヲ、撮要ニ委シ辨シタレバ、彼レヲ披見スマシ。

銘文。左京の太夫信實朝臣の伯母にこたへ玉ふ御消息あり。

圖相、元祖大師書案に向ひ御文を御門弟に取次かせ遣さるゝ躰。

辨釋して云ふ。法性寺左京太夫信實朝臣の。右京權ノ太夫隆信ノ子ニシテ、
 父子トニ歌人ニテ、亦能畫ノ名ヲ得タル人ナリ、閑院ノ左大臣冬嗣公ノ一男、琵琶ノ中
 納官長良卿ノ一流ヲ法性寺ト稱ス、信實朝臣ハ其十二代ノ孫ナリ、故ニ今法性寺ト云フ。
 伯母なりける女房の。伯母二人アリ、一ハ通能室、二ハ大貳實清ノ室ナリ、此ノ
 二人ノ中何レナルカ。尋申けるにつきて。此ノ人尋申サル、趣キハ、三心ノ釋事廣
 クシテ心得ガタク、來迎ハ縋シテ九品ニ通シテアリヤ、中品下生ニハ其事説キ玉ハテハ、
 品位ニ依テ來迎チキヲモアルカ、又三心ハ上々品ニ説ラレハ、下ノ八品ニハ此ノ沙汰
 ナキヲニヤト、熟シタル微細ノ問題ト見ヘタリ。元祖大師の御返事に云、念佛の
 行者の存候べき様は、後世を怖れ往生を欣ひて、念佛すれば、終る
 時かならず來迎させ給ふ由を存じて、念佛申より外の事は候はず、

三心と申候も、つかねて申時は、只一の願心にて候なり、その願ふ心のいつわらず、かざらぬ方をば、至誠心と申候、此の心の實にて念佛すれば、臨終に來迎すと云ふ事を、一念も疑はぬ方を、深心とは申候、此の上我身も彼の土へ生れんと思ひ、行業をも往生の爲と向ふと、回向とは申候なり、此の故に、願ふ心いつわらずして、げに往生せんと思ひ候へば、自ら三心は具足する事にて候なり。此の故に已下ハ横ノ三心ナリ。抑々中品下生の來迎に候はぬ事はあるまじければ。自下別シテ來問ノ意ヲ通シ玉フ、實ニチカルヘキカ故ニ、説レヌニチハナシトナリ。説れぬにては候はず、九品往生に各々あるべきことの、畧せられてなき事も候なり、善導の御意は、三心も品々に涉りてあるべしとみへて候、品ごとに多くの事候へども。散善義ニヨルニ九品ニ何レモ十一門義ト云フノアルチ或ハ一二ヲ畧シ、或ハ八九ヲ説クナトシテ、必スチクテハ叶ハヌトノ、

畧シテ説レヌカ多キトナリ、何レモミナ、文ノ面ニハ見エヌモアレト、實ニハアルトナリ、今ノ來迎ノ文チキモ、此ノ例ニシテ、只畧シテ經ニハ説レズ、實ニハ必スアルト心得ヘシトナリ。三心と來迎とわ必だあるべきにて候なり。來迎ハ往生ノ増上縁、三心ハ往生ノ安心ナレハ、必スアルヘキ事ナリ。往生を願せん行者は、必ず三心を發すべきにて候へば、上品上生にこれを説て、餘の品々とも是れに准て知べしと見へて候、又我等戒品の舟筏も破れたれば、生死の大海を渡るべき縁も候わど。天台大師ノ云如人渡海必假舟航若渡生死要因持戒聖道家ノ意如斯。智慧の光りも曇りて、生死の暗を照しかたければ、聖道の得道には洩たる我等が爲に施こし玉ふ他力と申候わ、第十九の來迎の願にて候へば、文に見へどとも、必だ來迎わ有るべきにて候なり、ゆめく御疑候べからど、あなかしこく源空、とぞあえはされける。此ノ疑問并ニ御返事殊ニ珍重ニヘコ、ニ抄出シ辨釋シヌ。

△走湯山ノ尼、妙眞、顯密ノ行ヲ捨テ、念佛往生ノ事。此ノ條ハ、伊豆國走湯山ニ住ケル妙眞ト云尼ハ、法華ノ持者、眞言ノ行人ナリケルガ、上洛シテ大師ノ教化ニ歸シ、永ク餘行ヲ捨テ專修ノ行者トナリ、臨終ノ時日ヲ知り、瑞相ヲ現シテ往生セラレヌ、此ノ事實ヲ省察ス、彼ノ仁和寺ノ尼ノ法華讀誦ヲ止テ、念佛往生シ奇瑞ヲ現セシト、全ク類同ス、貴ムヘシ。

銘文。鎌倉二位の禪尼に答玉ふ御消息なり。

勅傳第廿五

圖相。是れ吉水の禪室なり、元祖大師料紙筆を執り、返書し玉ふ躰、御前なる僧は、尼公の御使、蓮上房尊覺并に隨伴なるべし。

辨釋して云ふ。大師の勸化、上都に盛にして、道德邊鄙に及びしかば。是レ結前生後ノ句ナリ、天子ノ所居ヲ都ト云フ、上都トハ褒美シテ云フ詞ナリ、邊鄙ハカタ田舎ノ賤キ所ヲ云フ、自下ハ武家方ノ歸依ヲ擧ク。鎌倉の二品禪尼。諱ハ政子、北條四郎、平ノ時政ノ女將軍、右大將賴朝卿ノ御臺所、賴家、實朝ノ母ナリ、建保六年十月十二日、從二品ニ叙ス、因テ二品禪尼ト號ス、正治元年賴朝逝去ノ時、尼トナリ、名ヲ金剛戒又ハ如實ト申キ、承久元年、實朝薨逝ノ後八年ヲ經テ、嘉祿元年マテ天下ノ政事ヲ總給ヒケレハ、俗ニ尼將軍ト號シキ、此ノ年七月十三日、逝去年六十九トゾ、案ズルニ、此ノ使ニ建仁元久ノ頃ナル歟。歸依尤も深くして蓮上房尊覺を使として。尊覺ト號ズル人一二ナラズ、乘圓房道忠ノ法相ノ師ノ蓮上房ナルヘシ、此

ノ人大方記主ノ時代ニ合スルガ故ニ。念佛往生の事尋ね申されたりければ。按ズルニ此ノ時節、持經者ト號シテ、世ニ法華讀誦ノ多カリキ、然ルニ念佛ノ法門時ニ始メテ盛ナリ、又賴家實朝ノ時ニ、建仁寺ノ開山葉上房榮西ハ、鎌倉ニ下リテ念佛ヲ破却シ、尙念佛ヲ停止セシ事ヲ將軍ヘ申上ケ、國中ノ彌陀ノ像、鐘鼓等ノ具ヲ俵シテ、積置クテナト有リシトナリ、サレバ各緣ニ隨ヒテ、自宗ヲ執シ他法ヲ妨ケケレバ、念佛ヲ劣善ニナシ、申ト、ムル輩ノ、世ニ多カリケレバ、禪尼ノ御信仰ヲモ妨ケレバ、此ノ事ヲ御尋ト見ユ。彼の御返事に云ふ、御文委ク承り候ぬ、さては御佛の功德とば、佛も説き盡し難しとの玉へり。是レ禪尼ヨリ念佛功德ヲ御示シアルベキ由、御尋ナル故ニ、斯ク御書出シアリテ、經ニモ二葉非所測トアレバ、マシテ凡夫僧ノ口端ニノルベキ下ニ非ス。又智惠第一の舍利弗、多聞第一の阿難も、念佛の功德を知り難しとの玉ひし、廣大の善根にて候へば、まして源空なんど申し盡し得べしとも覺候はず、彌陀の昔し誓ひ給し本願は、

普く一切衆生の爲なれば。所被ノ機ヲ云フ時、文ニ十方衆生ト誓ヒ玉フ、此ノ中ニ、凡夫衆生ニ殘ル者ハナシ、地獄餓鬼畜生モ、此ノ十方衆生ノ語ノ中ニ攝スルナレド、正ニハ人天兼テハ二惡ノ棧ニ蒙ルナリ、佛モ人道ニ生レ玉フ故ニ、今先ッ人ノ一類ヲ擧玉フナリ。有智無智有罪無罪善人惡人持戒破戒尊き賤き男女も隔てど、若は佛の在世の衆生、若は佛の滅後の衆生、若は釋迦の末法萬年の後、三寶みなうせて後の衆生までも。是レ本願ノ十方衆生ノ時代ヲ擧ケ玉フナリ。唯念佛ばかりこそ、現當の祈りになり候めれ。導師觀念門ニ、五種ノ増上緣ヲ明シ玉フ於中、初ノ三ハ現益、後ノ二ハ當益ナリ、左レバ現益ト云ヘバトテ、子孫繁昌無病延年等ヲ祈レト云フ事ニハアラズ、是レ念佛ハ後世ノミノ資糧ニシテ、現驗アルヲナシト難シケレバ、此等ノ事ドモ細ニ御尋ト見ユ、サレバ本文ニ五箇ノ件條ヲ立玉ヒテ、異訂ヲ遮シ、淨土ノ宗意ヲ撰擧シ、而シテ結文ニ至テ、返々專修念佛ヲ現當ノ祈トハ申候ベキナリ、一々ノ詞是レ經論ニテ候ナリ、御内ノ人ニハ九品ノ業ヲ人ニ隨テ

堪へずキ程ニ御勸候マシト、結ニ玉ヲ、是レ直也人ノ尋チニアラス、殊ニ異論角立ノ時ナレバ、斯ク春釋ノ玉ヲ、絶妙ト甘味スマシ。此の故に、來て往生の道と云候人には、有智無智を申さず、一筋專修念佛を勸候なり、まして左様に專修を申ともめなんと仕る人ば。是レ尋チ來ル詞ヲ受ケ、斯ク仰セラレ、ナリ。佛法のまなこしめて、解脱をうしなへる闍提の輩なり。平等覺經ニ云、若シ人ニ淨土ノ法門ヲ説テ聞ケル、聞カザルガ如ク、見レ見ザルガ如キハ、三惡道ヨリ始メテ來ル等云々。ゆかに申候とも御變改候べからず、強に信ぜざらんぞ、御勸候べからぞ、佛も叶ひ給はざる事なり。天竺ニテ釋尊出世シ玉ヲ折柄、外道モ盛ニアリシ事ナリ、元祖ノ御在世、又如是、サレバ昔時ハ念佛ノ法ニ於テ、シバノ障難アリシコトナルニ、志ノ厚キハ變改セズ相續シ玉ヘリ、然ルニ今時ノ如ク、天下ハ信教自由ノ世トナリ、念佛ヲ停止スルト云フコトモナキ、難有時節ニ生レ合フコトハ、ヨクノ果報人ニシテ仕合モノナリ、此ノ時ニ念佛申シテ往生セ

ズバ、何レノ時カ往生ノ期アラシヤ、ソレニ勸ムレドモ、兎角ニ申サヌハ、能クノ惡業因果モノナル程ニ、我心ニ一鞭アテ、此度ヲ限リニセント思フ哉、身モ受ガタシ法モ得ガタシ。ト自策自勵ハ勿論ノ下、有緣ヲ禪尼ガ勸メ玉フ効ニ倣ヒテ、互ニ勸メ合テ往生スベキナリ。等と仰遣はされける。此段圖相ハ二段ナレドモ、今縮テ一段ニ辨釋ス。

銘文。大胡太郎に安心示玉ふ御返狀あり。

圖相。是れ大胡太郎か館なり、實秀、元祖大師の御消息と拜見の躰、左の方の法躰なるは、小屋原の蓮性なり、其の餘は家臣なり。

辨釋して云、上野國の御家人。天子ノ家來伝ニ同シ、此ノ時ハ皆天子ノ士ナリケレド、今言フ御家人ハ、諸國ノ勇士賴朝ヲ組親トシテ、源家ニ伺候シテ、幕下ニ属スル人ナ云フナリ。大胡の小四郎隆義。上州新田ノ近郷ニ、大胡伝所アリ、此ノ所ニ居住セルニヤ。在京の時。京都ノ大番勤仕ノ爲ニ上洛ス、即禁中警固ノ爲ニ登ル事ナリ。吉水の禪室に參じて、大師の祖勸化にあづかり、深く念佛を信受しけるか、下國の後猶不審なる事侍て、大師給仕の弟子、澁屋の七郎入道道遍。是レ道辨ナルベシ。かゝとへ尋申たりけるを、道遍、大師に申入て仰を傳へて、三心以下の事、こまかに申遣しけり、隆義か子息、大胡の大郎實秀、彼の消息を相傳し、父の跡を追て稱名の

行怠りなかりけるが、念佛の安心不審なる事として、小屋原の。上野ノ國勢田郡大胡領ノ内、至テ小村ナリ。蓮性を使者として、大師に尋申たりければ、眞觀房を執筆として。選擇集執筆ノ人ナリ。書き遣わされける狀云、御文こまかに承候ぬ乃至くわしき事御文に盡し難く候、此の御使申候べし、正月廿八日源空。此ノ御消息三經ノ次第ニ約シテ、淨土門ノ法相ヲ詳ニ示シ玉ヒテ、文甚ダ長シ、先師ニ講説ニ卷アリテ、三法語ノ隨一ナレバ披見スマシ。實秀、此の消息を恭敬頂戴して、一向に念佛す、寛元四年。八十七代後醍醐帝ノ年號ナリ、大師ノ御滅後二十五年ニ當ル。往生の時、異香をかき、音樂を聞者多かりき、實秀か妻室、又深く此の消息の教へを信受して、稱名の行怠りなく、終に奇瑞を現し、往生の素懷を遂るとなん。此ノ消息ノ由來ナ伺ニ、隆義ヨリ傳々相承シ、實秀夫婦モ大往生ヲ遂ケ、奇瑞ノ現セシ事、在家タル人々ハ如此アリ度キ事ナリ、何卒子孫ニ教ヘテ稱名相續セシメ、一佛淨土ノ素

懐ヲ遂ンテ、豈ニ悦シキニアラズヤ、古徳ノ歌ニ、子ヲ思フ人コソナケレウカルベキ、後ノ世カケテ教ヘテカズバ、ト請フ此ノ功ニ倣ヘヨ、抑此ノ御法語一篇ニ就テ、有人ハ次上ニ擧ル禪尼へ給ハル御法語ト同シク、隨他意ト定ム、然ルニ先師ハ此ノ御法語ハ、隨自意ノ徹底ナル事ヲ、大胡消息隨自意譯一卷ヲ著シテ、有人ノ義ヲ返破シ、隨他意交雜ノ御示ニ非ザルヲ成立セリ、後亦二三子ガ爲ニ講說ニ卷ヲ著シテ、御遺誓小消息ニ光輝ヲ比ヘテ、心行ノ蘊奥ヲ盡シ玉ヘルヲ思擇スベシ、是レ白衆ニ對シテ辨セヨトニハ非ズ。

△武藏ノ國彌次郎入道夢ノ告ニヨリ、死期ヲ知テ念佛往生ノ事。此ノ條ハ、入道深ク大師ノ教誡ヲ蒙リ、念佛相續シ、死期ヲ知リテ、同行ノ蓮臺房ニ中陰ノ事杯、遺屬ヲ往生ス、蓮臺房懇ニ念佛回向シケレバ、入道形ヲ顯シテ、下品ヨリ上品ニ進ム事ヲ告ケル事、義ニシテ、中陰追薦ノ現驗ナリ省畧。

銘文。甘糟忠綱、上人に疑を決して、戰場にて奇瑞往生す。

圖相。是れ山門の同衆八王子の社壇と城廓とし、合戦の躰、敵陣亂戦の中、官軍の大將、甘糟太郎忠綱、深手を負ひ、甲を脱ぎ、端坐合掌、念佛往生す、紫雲異香光明の奇瑞あり。

辨釋して云ふ。武藏の國の御家人、甘糟の太郎忠綱云者侍き。深く大師に歸し、念佛の行怠りなかりき、然るに山門の堂衆等。叡山ノ堂衆ト云ハ、學匠ノ召仕ケル童部ノ法師ニ成タルヤ、或ハ中間法師ナドノ類。獨歩の餘り。堂衆ガ大ニ我儘ヲ働ケリ、之ニ依テ衆徒ト中惡敷ナレリ、ソレガ段々ツノリテ、後ニハ山門ヲ奪ントシテ城廓ヲカマニルニ及ブ。衆徒ト。學寮ノ事ナリ。忽緒し。師主ノ命ヲ背キ、學生ヲアナドリ、和合セス、加樣ニ合戦ニ及フナリ。日吉八王子の社壇と城廓として。是レ堂衆ガ城廓ヲカマヘ衆徒ト合戦ス。惡行を工みしかば、武士を差遣して攻られし時、忠綱。在京大番勤仕ノ節ナレバ。勅に應じて建久

三壬年十一月十五日、彼の城廓に向ふに、先吉水に参じて申様、我等如きの罪人なりといへとも、本願の頼て、念佛せむ、往生疑なき旨、日來御教へと承て、深く其旨を存ぞといへとも、それは病の床に臥て、長閑に臨終せん時の事なり、武士の習。知行ニ身ヲウリケレバ。進退心に任せざれば、山門の堂衆を追討の爲に、勅命に依て、只今八王子の城廓に向待り、忠綱武勇の家に生れて、弓箭の道に携る、進てわ、父祖か遺塵を失わざ。遺跡云ニ同シ。退ては子孫の後榮を殘さんか爲に、敵を防ぎ身を捨てわ悪心熾盛にして。火ノモヘタツ様ニ、サカンチルヲ云。願念發起し難し、若し今生の假なる謂れと思ひ、往生の勵むべき理を忘れずば、りりて敵の爲に擒にせられなん、永く臆病の名を止て、忽に譜代の跡を失ひつべし、何れを捨て、何れを取べしと云ふ事、愚意辨かたし、弓箭の家業とも捨てぞ、往生の素懷とも遂

う道侍らば、願は御一言を承らんと申ければ。是レ差當リテ勇威ヲ含テ潔キ尤ナル申様ナリ。大師仰せらるゝ様、彌陀の本願は機の善惡と言ず、時處諸縁を嫌はざれば、死の縁に依るべからぞ。或ル所ノ御法語ニ云、人ノ死ノ縁ハ兼テ思フニモ叶ヒ候ハス、俄ニ大路ニテ終ル事モ候、又大小便利ノ所ニテ死ヌル人モ候、前業ノカレ難クシテ、太刀カタナニテ命ヲ失ヒ、火ニヤケ水ニテ命ヲホロホスタクヒ多ク候ヘハ、左様ニ死候ヒ、日比念佛申テ極樂ヘマイル心タニモ候人ナラハ、息ノタヘン時ニ、彌陀觀音勢至、來リテ迎ヘ給フヘント信シ、思食ヘキニテ候ナリ、ト仰セラレヤ。罪人は罪人ながら、名号を唱へて往生す、是れ本願の不思議なり、弓箭の家に生れたる人、たとひ軍陣み戦ひ命を失ふとも、念佛せば本願に乗じ、來迎に預らん事、ゆめく疑ふべからずと。軍戦既ニ然リ況ヤ其餘ノ家業ヲヤ、万機普益尤モ頼モシキ哉。こまかに授け給ひければ不審慮ひらけ侍りぬ、偕は忠綱が往生は、今日一定なるべ

しと、悦び申けり、大師の御袈裟を給りて、鎧の下にかけ、それより、頓て八王子の城へ向ひ、命を捨て戦ひけるに、太刀を打折てければ、深き疵を被けり、今は斯と見へけるに、太刀を捨て合掌し、高聲念佛して、敵の爲に身を任せけり、紫雲戰場にたれ覆ひて、異香を嗅ぐ人多かりけり、北嶺に。叙山ノマ。紫雲たなびくよし、人申しければ、大師聞給て、あわれ。アツパレノ意ナリ、氣モ魂モ往生シツヘキ器量ニテ有リシ故、斯ク仰セラル、ナリ。甘槽か往生しつるよと仰せられける。盛衰記ニ、上人此ノ節、大谷ニ御座セシト云フ時ニ、摩河部ノ敬佛、角張ノ淨阿彌陀佛二人紫雲ノ起ルヲ見ル、又淨阿彌御使ヲ承リテ、山門ニ馳セ向フ云々、戰場ノ有様九卷傳ニ具ニ注シテ、討手拾八人ノ内六人ハ紫雲異香ノ瑞ニ驚テ、改悔發心シテ本坊ニ歸ラヌ、ヤカテ修行ニ出テ、武藏國ニ至リ計ラザルニ、甘槽ガ家ニ行合テ、孝養シケルトゾ。甘槽國に止置く妻室の夢に、極樂に往生を遂ぬる由を示しければ、

夢の告に驚て、國より飛脚を立けるに、此の事を告て。討死ノマ。京より下りける使に行逢て。甘槽ガ家來共ヨリ、早速ニ使ヲ立テルナラソ。田舎の夢の告、戰場の往生の様、互に語りけり、誠に不思議の事にてぞ有ける、戰場に命を捨て、往生の前途を遂げ、父祖か名をも擧げ、本願の深意をも顯はせる事、併しなから、大師勸化の故なりき。是レ散心念佛往生ノ功驗ナク、餘ハ準知スベシ。

銘文。宇都の宮頼綱、發念佛大往生

圖相。端坐合掌せるは實信房蓮生、大往生の形相、前の兩人は同行の僧なり。

辨釋して云ふ、宇津の宮の彌二郎頼綱。宇津ノ宮ノ座主、宗圓二世ノ後二郎左衛門ノ大進成綱ノ子ナリ。家子郎從。父其家人トシテ、子其家ニテ生ル、チ、家ノ子云、サレバ、二代以上ノ家人チ、皆家ノ子云ナリ、郎ハ男子ノ稱ナリ、從ハ隨ト行クナリ、己カ尊ム所ノ長ニ屬スルチ郎從云、サレバ共ニ家々ノ侍臣タル者チ指テ云ト見ヘタリ。濟々として。其跡美々シクテ、家人ツキ隨フチ云フ。武藏野と過けるに、熊谷の入道蓮生行あひひて云様。熊谷ハ、先ハ遁世出家シテ、後關東ヘ下リテノ事ナリ、熊谷ノ傳、次下ニ載ス。心みじく、大勢にて、花わする者哉。熊谷ト宇津ノ宮トハ、大名ノ古傍輩ナリ、頼綱ハ此ノ時分ハ、宇津宮チ領セシ大名ニテ、今ノ知行場ニテ見レハ、十二三万石程ノ列侯ナリ。但し云何に多とも。無常の刹

鬼は防ぎ難くや侍らん。具ニハ羅刹鬼云テ、人ノ壽命チ奪フ者ナリ。彌陀如來の本願にて、念佛する者をば、惡道に隨さず迎へ取り給へば、一人當千の力士にも、なを勝たるは是れ念佛なり、かまへて念佛し玉へ、と申けるか肝にそみて覺ける。熊谷ノ道心堅固ノ一言、英士ノ心チ感服セシム。後念佛往生に心をかけて、大番勤仕の爲めに。天子チ守護ノ爲メ、參勤シテ奉公シケルチ勤仕云ナリ。上洛しけるついでに、承元二戊辰年十一月八日、大師の元祖勝尾の草菴に尋參じて、念佛往生の法門、御教訓を蒙る時、上來雖説定散兩門之益往生ノ大益ナリ。望佛本願意彌陀佛ノ本願チ立玉フ意。彌陀佛ノ本願チ立玉フ意チ以テ、釋尊チ推テ伺ヒ見ルニ、釋尊ノ意モ衆生チノ一向ニ念佛セシムルニ在リ。在衆生一向專稱彌陀佛名此の文と。此ノ文ハ、觀經ノ付屬チ釋スル、散善義ノ文ナリ。二度誦し玉ふて。二度誦シ玉フハ、念チ入テ篤ト合点サセンカ爲ニ、二遍マテ誦シ玉フナリ、言意ハ釋迦ノ教ニ依テ往生セント思ハ、此ノ附屬ノ文ノ意チ、能ク合

點シテ、念佛セヨト文ノ意ヲ既キ示シ給フナリ。往生せうせじは和殿の心ぞ。其方云カ如シ、此ノ示滅後ノ我等ニ及ホシテ見ル時ハ、往生ノ出來不出來ハ、皆人々ノ心任セナリ。一向に念佛せば、往生疑ひなしとの給ひける、御詞耳に留りて覺ける後、一向專修の行者になりけり。大師御往生ノ後ハ、深ク善惠房ヲ頼ミ申ケルカ、結縁ノ爲ニ四帖ノ疏ノ文字、讀ハカリテ受伝、此ノ人出家シテ後學匠ニナリテ、淨土ノ書ヲ集メケル、御疏ノ觀門要義モ、大方此ノ人ノ作ニテ、其内別シテ、行儀ノ書ハ全ク此ノ人ノ作ナリトシ、然レ皆西山依準ニテ、鎮西ノ正義ニハ違スルナリ其外種々ノ書ヲモ作レル大學匠ニテ、亦歌人ナリ。遂に出家して實信房蓮生と號し西山に草庵としめ。今ノ三結寺ノ内ナリ、此ノ人ノ墓、今モ有リ、慈鎮和尚ト西山上人ノ墓所ト、並テ有ルナリ。一向專念の外、他事なかりき。仁治二年丑年十二月廿二日、天晴レ風靜ナル夜、蓮生夢見ラク、深山幽谷ノ北、一ノ菴室アリ、蓮生此ノ中ニ侍ヘリ、小山メクワリカサナリ、左右ノ峰高クソヒニタリ、ナチ北ノ山ヲ見ル

ニ、一二尺バカリノ彌陀ノ立像、虚空ニ影向シ玉フ、何レノ所ヨリ來リ御座スニカト疑ナナス所ニ、虚空ニ聲アリテ、佛來臨ノ方ハ善光寺ノ方ナリト答フ、佛漸ク近付玉ヒ、光明赫燄トノ白玉ノカザリ、誠ニ妙ナリ、此ノ時蓮生高聲ニ念佛シ、右ノ手ヲ以テ、佛ノ左ノ御手ヲ握リ奉ルニ、始テ木像ノ來現ト知り、又年來安置ノ本尊ナリト知ヌ、夢覺テ後ハ、イヨク信心ヲ深クシテ、念佛ノ勇ミヲナシ、行住坐臥ノ四威儀、タゞ稱名ノ外他事ヲ忘レタリトゾ、此ノ本尊ヲ頼綱抱キ留メハ如來ト稱シ、今京寺町通今出川上ル、百万遍ノ末寺、光明寺ノ本尊是レナリトナシ。正元元年十一月月上旬の頃より聊か病惱の事侍けるが、同十二日端坐合掌念佛相續し、瑞相あらわれて往生の素懷と遂るとなん。是レ大師ノ滅後四十八年ニ當ル、サレバ此ノ人、三十後ノ發心ニテ、八十以後ノ往生ト見ユ、大師ノ教訓日淺クシテ、異流ニ涉シモ、志深キカ故ニ、斯ク大往生ヲ遂ケ玉ヘリ。

△園田太郎成家念佛奇瑞往生ノ事。此ノ人ハ秀卿將軍九代ノ孫、園田ノ次郎成基カ嫡

男ニシテ、武勇ノ人ナリ、正治二年ノ比、大番勤仕ニ上洛ノ時、大師ノ教化ヲ蒙リ、生年廿八歳ニテ出家シ、法名ヲ智明ト號ス、常隨給仕六箇年ノ後、古郷上野ニ歸リ、小倉ニ菴室ヲ結テ住ケリ、生年七十五ノ時、舍弟俊基ニ遺言シ、紫雲異香ノ瑞相ヲ顯シテ大往生セリ、此ノ人モ大名ナリ。

△西明寺殿念佛往生ノ事。此レ北條時政、六代後胤、相摸ノ守時頼、執權ヲ陸奥ノ守重時ニ讓リ、最明寺ニ於テ鏝ヲ落シ玉フ、時ニ年二十ナリ、法名ハ覺了房道崇ト云フ、念佛ノ安心ヲ小倉ノ智明房ニ尋、又大師ノ孫弟敬西房ニ往生ノ故實等ヲ決得シ、遂ニ、弘長二年癸亥十一月廿二日、辰ノ尅臨終正念椅子ニノボリテ、端坐合掌シテ往生ノ素懷ヲ遂ラル、聊カ此ノ禪門ハ武將ノ賢哲柳營ノ指南トシテ、若冠ノ比ヨリ大師ノ勸化ヲ信仰シ、面受ナカリケレトモ偏ニ大師ノ如ク尊敬シ玉ヒケルトゾ、右ノ二件ヲ省畧ス。

銘文。熊谷入道、上人に隨從して、月輪殿に參る。

勅傳第廿七

圖相。月輪の御殿なり、右に御坐は禪閣。左に書案に向ひ御坐は元祖大師御談義の躰、階上に衣官なるは重臣なるべし、椽のくつぬぎに候するは法力房蓮生法師なり。

辨釋して云。武藏の國の御家人、熊谷の次郎直實。平家追討ノ時、所々ノ合戦ニ忠ヲ致シ、名ヲ舉シカバ、勇武ノ道ナラビナカリキ、然ルニ幕下將軍ヲ恨ミ申事アリテ、而モ忿怒ニ堪ヘズ、自ラ刀ヲ以テ髮ヲ除テ家ニ歸ラズ。發心出家して、蓮生と云ふ、聖覺法印の房に尋行て、後生菩提の事を尋申けるに、左様の事は法然上人に尋申べしと、申されければ大師の御菴室に參じにけり。此ノ時大師教誡シテ給ハク、彌陀ノ本願ハ罪ノ輕重ヲイハズ、唯念佛ヲ申セバ往生スルナリ、別ノ様ナシ、トノ給ヲ聞テ、サメ／＼ト泣ケレバ、ケシカラズト思給テ、物モノ給ハズ、暫クアリテ何事ニ泣給ゾト仰セラレケレバ、手足ヲモ切り、命

才モ捨テ、ゾ、後生ハ助ヲソズルゾト承ソト存スル所ニ、唯念佛ヲニ申セバ往生ハスル
 ヲト、ヤヌ〜ト仰テ蒙リケレバ、アマリニ嬉シツテ泣キ侍ル由ヲソ申ケル、誠ニ後生
 ヲ恐レタル者ト見ヘケレバ、無智ノ罪人ノ念佛申テ往生スル事、本願ノ正意ナリトテ、
 コマカニ御教訓アリケリ。念佛の安心こまかに授給ければ、二心なき専修
 の行者にて、久しく大師に仕へ奉りけり、或時。一書ニ建久八年ノ春、大
 師月輪殿へ参し給けるに、此の入道生推参して、御供にまゝりける
 ぞ、止めばやと思食されけれども、さる僻者なれば申〜あしかり
 ぬべしと思食て、仰せらるゝ旨なかりければ、月輪殿まで参りて、
 履拔に候じて、椽に手をとちかけ、よりかゝりて侍けるが、御談義
 の聲のかすかに聞へければ、此の入道申けるは、あはれ穢土程に口
 惜き所あらじ、極樂にはかゝる差別あるまじき者ぞ、談義の御聲を
 聞へばこそと、叱聲に高聲に申けると、禪閣聞し召て、こは何者ぞ

と仰られければ、熊谷の入道として、武藏國より罷り登りける僻者の
 候か。僻ハ乖僻偏僻ナリ、サレバカタクナニ、ハヲアシキチ云ナレバ、斯ル愚人ナド
 云意ナリ。推参に供として候と覺候と、大師申給ければ、優しくたゝ
 召として、御使を出されて、召れけるに、一言の色題にも及ばぞ。少
 シモ僻退ノ氣色モナク、遠慮セザル良。召に隨て近く、殿下ノ御坐チカク。大床
 に。御殿ノ廣ク、板敷ノ様ナル所ナリ。伺候して聽聞仕けり。己下ハ熊谷感歎ノ
 詞ナリ。往生極樂は當來の果報なを遠し、忽に堂上を許され。禁中ナド
 ニテ、御殿へ召上ラル、テ堂上昇殿ヲ許サル云、サレバ御殿ノ内ニテ仕へ侍ルチ、堂上
 衆伝ヒ、御殿ノ外ニテ仕へ奉り、殿上へ参ラヌチ、地下伝ナリ、攝政關白家ニモ、御側
 近ハ殿上人ナド召シツカワレテ、凡人ハ卒爾ニ殿上へ参ラヌチ定式トス、此ノ入道大師
 ノ御供シテ、推参シテ召上ケラレシハ、今生ノ面目佛道ノ威徳ナリト、自ラ嬉シサノア
 マレルナリ、然ルニ此ク喜ヒシ入道、豈ニ賤卑ノ人ナランヤ、關東一方ノ旗頭ニテ大名

ナリ、況ヤ其餘ヲヤ、押テ准知スベシ。今生の果報と感じぬ事、本願の念佛を行ぜずば、いかでか、此の式に及べきと、耳目驚きして見へけり。傍ヨリ人々驚ク程ニテアリケルトナン、尙此ノ事義ニ付テ、本願強縁應聲即現ノ托事アルベシ。

△蓮生上品上生ノ往生ノ大願ヲ發セシ事、元久元甲子年五月十三日、鳥羽ニテ、我若シ上品上生ノ往生ヲ遂ズバ、下八品ニハ迎ヘラレシト發願ノ旨趣ノ偈ヲ結テ本尊ニ捧グ、是レ還來穢國度人天ノ意地ニテ、強ク發願シヌ、後題ノ如ク上品ニ生スベキ夢告アリ、又他人モ見テ告ケリトゾ。

△蓮生不背西方ノ文ヲ信シテ、關東下向馬上ニモウシロサマニ乗シ事、サレバ淨土ヘモコウノモノトヤサタスラン、西ニ向ヒテウシロ見セテバ、ト詠セラレシモ、猛キ武士ノ生地ナルベシ、又下國ノ後、不審ナル事ドモヲ尋奉リ、大師ノ御返事詳々ナリ、大師モ信心堅固ナル念佛ノ行者ノタメシニハ、常ニ思ヒ出給テ、坂東ノ彌阿陀

佛トゾ稱讚シ玉ヒケルトゾ。

△蓮生兼テ決定往生ノ種々ノ奇瑞ヲ感スルニ付テ、月輪殿ヨリ大師ヘ御尋ノ御狀ノ事又大師蓮生ヘ遣サレケル、御返事ノ事。此ノ三件ヲ省畧ス。

銘文。蓮生、兼て死期を知り、奇瑞を顯し大往生。

圖相。大師より恩賜の彌陀の形像を懸奉り、自ら禮盤に登り、端坐合掌し、大往生の形相、紫雲異香光明等の瑞相あり。左右に道俗男女群衆結縁す。

辨釋して云。建久元^{丙寅}年八月に、蓮生は明年二月八日往生すべし申所若し不審あらん人は、來て見るべき由武藏の國、村岡の市に札を立させけり。村岡ハ崎玉郡ニテ、熊谷ヨリ西南ニアタリテ、行程半里計リテ、今時ハ形許リノ民屋アル小邑ナリ、昔ハ此ノ所ノ繁昌セル市場ト見ユ。傳へ聞く輩、遠近をわかざ、熊谷の宿所へ。蓮生居住ノ屋敷ハ、熊谷驛ノ町ヨリ北ノ方ニテ、今ノ熊谷寺ヨリ東北ノ方ニ當レリ、其屋敷ノ跡トテ森アリテ、其内ニ熊野權現ノ小社アリ、其餘ハ皆悉ク田畠トナレリ。群集する事幾千萬伝事を知らず、既に其日に成にければ、蓮生未明に沐浴して、禮盤に上りて、高聲念佛、鉢を

せむる事たとへを取るに物なし、諸人目とすます所に、暫くありて念佛を留め、目を開て今日の往生は延引せり、來る九月四日必^ニ本意を遂ぐべし、その日來臨あるべしと申ければ、群集の輩、嘲となしてかへりぬ、妻子眷屬面目なきわざなりと歎きければ、彌陀如來の御告に依て、來る九月を契る所なり、全く私の計にあらざとぞ申ける、さる程に光陰早く移りて、春夏も過にけり、八月の末に聊かなやむ事ありけるか、九月一日空に音樂を聞て後、更に苦痛なく身心安樂なり、四日の後夜に沐浴して漸く臨終の用意となす、諸人亦群集する事盛なる市の如し、既に已の尅に至るに、彌陀の形像の御前にて。此ノ形像ハ大師彌陀ノ三尊化佛菩薩ノ形像ヲ一鋪ニ圖繪セラレテ、秘藏シ給ケルヲ、蓮生洛陽ヨリ武洲へ下リケル時、給ハリケルヲ、懸奉シナリ、此ノ形像今ハ嵯峨清涼寺ニ鎮藏セリ。端坐合掌し、高聲念佛熾盛にして、念佛と共に息と

まゝる時、口より光を放つ、ながき五六寸ばかりなり、紫雲鬚シロクシとして音楽髣髴ホソカたり、異香芬郁ニホヒニホフし。此等ハミナ、天神ノ瑞應ナリ。大地震動オホナレクす。是レ地祇ノ感動セルナリ。奇瑞連綿として、五日の卯の時に至る。四日ノ巳ノ尅ハ晝ノ四ツ時ナリ、翌五日ノ曉方卯ノ尅ハ六ツ時ナレハ、十一尅ノ間ナリ。翌日子尅に。五日ノ夜九ツ時。入棺の時、又異香音楽等の瑞、さきの如し、卯の時に至りて。六日ノ朝六ツ時。紫雲西より来て、家の上にとまゝる事、一時あまりありて西をさして去ぬ。是レ未曾有ノ大往生ナリ。此等の瑞相等、遺言に任せて。蓮生ガ往生ノ砌リニハ、往生ノ靈驗モアルベケレハ委シ記セヨト兼テ遺言セルナリ。聖覺法印の許へ註し贈りけり。大師ハ此ノ時配所ニ御坐ケレバ、法印ノ許へト遺言シケルニヤ、又蓮生初テ大師ニ見参シ奉ルハ、法印ノ申シ次ナリ、サレバ同法ノ中ニ取りテ、偏ニ親睦ナリシト見ユ、故ニ斯ク遺言セラレ。往生の靈異、頗る此類希なる事なりければ、實に上品上生の往生

うたかいなしとぞ申あひける。近世ニモ此ノ類ノ往生ニ件アリ、山城國宇治田原ノ淨閑、宇治橋ノ邊ニ高札ヲ立テ、時日違ハス往生セシ事、隆長ノ但信抄ノ下卷ニ出又伊豫ノ國ノ安西佛告ヲ得テ、往生ノ日ヲ遍ク觸レテ、諸人ニ結縁セシム、領主ヨリ誓固ヲ給ハリテ、時日相違セズ大往生セシ事、安西往生傳一卷流行ス、是レ俱ニ如來ノ善巧ニテ、普ク諸人ニ隨喜結縁セシメテ、一佛淨土ニ引誘シ玉フノ勝方便ナランカシ、
 △津戸三郎爲守上人歸依シテ、但信稱名ノ行者トナル事。此ノ際ハ此ノ爲守、十八歳ニテ、治承四年八月、幕下將軍石橋合戦ノ時、馳参シテ後、處々ノ合戦ニ忠切ヲ致シ、名ヲ擧ケズト云事ナシ、建久六年二月東大寺供養ノ爲、將軍上洛ノ時、爲守三十三ニテ供奉シ、三月廿一日大師ノ菴室ニ参リテ、合戦度々ノ罪ヲ懺悔シ、念佛往生ノ道ヲ承リテ、後ハ但信稱名ノ行者トナリニケリ、爲守種々ノ疑ヲ尋申シ付テ、大師御返事餘々ノ事。

△征夷將軍專修ノ旨ヲ召尋ラルベキ由、爲守上人へ申シ進シケレバ、委シ御返事ノ事。

此ノ條ハ、元久二年秋ノ頃、爲守ガ念佛信仰ヲ將軍家ヘ讒言申者アリケレバ、信濃ノ前同行光ガ奉行シテ召出サル、爲守大師ノ門弟淨勝房、唯願房ト俱ニ、罷出大師ノ教示ノ如ク返答明白ニ及ケレバ、專修ノ行ニ於テハ仔細アルベカラズト、許容ヲ蒙ラル、此ノ二件存畧。

銘文。津戸爲守入道尊願、比類なき大往生。

勅傳第廿八

圖相、入道尊願端坐合掌し大往生の形相、屋上に紫雲靉靄す、左右に淨勝房唯願房已下の同行道俗男女結縁す。

辨釋して云。武藏の國の御家人、津の戸の三郎爲守は。此ノ人ハ聖廟五代ノ後胤、文章博士菅原孝標カ孫ナリ、武洲八王子ヨリ二三里東ノ方ニ谷保村伝處ニ、安樂寺伝天台宗ノ寺アリ、此ノ寺ノ四五町西南ニ津戸ノ屋敷ノ跡アリトゾ。深く大師元の祖勸化を信し、偏に極樂の往生を願ひて、二心なく、念佛しけるか、同じくば出家の本意を遂げばと思けるに、關東の將軍家 免許なかりければ、在俗の形ながら法名をつき、戒をうけ、袈裟を持べき由、大師に望み申入れれば、其志を哀みて、寛印供奉の。惠心僧都ノ弟子丹後ノ先徳ト稱ス。かゝれたる戒本十重禁の次第、并に大師抄記の三聚淨戒の旨など、くだされ、又袈裟をつかはし、尊願と云ふ法名をくださ

れにけり、此の返事を給はりて後は。偏に出家の思をなして念佛す。又或時大師ノ所持ノ念珠ヲ所望シケル御返事ニハ、是レ程ニ思食ス事ハ此ノ世一ノ事ニハアラズ、先ノ世ノ深キ契リト哀ニ候、カマヘテ極樂ニ此度マイリ合セ給フベシ、常ニ持テ候珠數マイラセ候、御念佛忘ラズセサセオハシマスマベシト取詮。建保七卯年正月、右丞相實朝公、正月廿七日薨去の時、免許と蒙り出家を遂げ。是尼將軍ノ御計ヒナラン。大師よりくだされける法名をつきて、尊願とぞ申ける。建久六年ノ春、大師ニ初テ拜謁ヨリ、今年建保七年マテ、廿五年ノ星霜ヲ經、又大師ノ入滅ヨリハ八年目ニテ、漸ク本懷ヲ達シ、法名ヲ世間へ披露ニ及ナリ。仁治三壬寅年十月廿八日より。出家ノ本意ヲ遂テヨリ、二十四年目ナリ。大師の門弟、淨勝房以下の僧衆を以て、三七日の如法念佛を始め、十一月十八日に結願の夜半に、道場にして高聲念し、自ら腹を切て五臟。五臟ハ心、肝、腎、肺、脾。六腑。ニ腸膀胱大腸胃三焦ナリ。取出し練の大口につゝみて

、忍てうしろの河に捨てさせにけり、夜陰の事なれば人更にこれを
 知ず、其後僧衆に向ひて、加様に出家籠居して、大臣殿の御菩提を
 吊ひ申に付ても、主君の御名残も戀しくましますうへ、上人も極樂
 に必老参りあへと仰の侍りしに、今まで往生せずして、穢土の住居
 かたぐ無益なり、釋尊も八十の御入滅、上人も八十の御往生、尊願
 又満八十なり、第十八わ念佛往生の願なり、今日又十八日なり。此ノ
 如ク結願ニ當ル様ニ、兼テ開闢スルト見ヘタリ。如法念佛の結願に當て、今日
 往生したらんわ、殊勝の事なるべし、など申ければ、かゝる用意と
 わ思も寄らず、只あらましの詞と心得て。欣慕ノ餘リノ、ロツサミナランカ。
 實に目出度こそ候わめと返答しけるに、其夜もあけ、十九日にもな
 りぬ、敢て苦痛なし、只今臨終すべき心地もなかりければ、子息の
 民部の大夫守朝を呼び、切たる腹を引あげて、まろきも伝物の残て

肝膽ニ取ル時ハ、マロクハチキモノナリ、或ハ心ノ臟ヲ云歟、其心ノ臟ノ形チ、未敷
 蓮華ノ如ニシテ、ソレヲツ、ミタル心包畧ト云ガ、其形マロキモノナリト、定テ是ヲ云
 ナルベシ。臨終の延ると覺ゆるなり寄て見よと申ける時ぞ、初て人知に
 ける、心さきの程にまるき物のある由を申ければ、手を入れて引切て
 投捨て、これか残れる故に臨終わ延るなるべしとぞ申ける、人々驚
 き周章ければ、娑婆の厭わしく極樂の欣わしき志、日に隨ていやま
 さりければ、今一日も疾々忝り度斯々計らひぬる由をかき口説き申
 ければ。筆ヲ以テ物ヲ書ク如クニ、言ハキ以テ次第ノ乱レザル様ニ、トク〜云チ、
 カキソドントハ云フナリ。實に願往生の志の熾盛なる有様、見る人皆な涙
 をなかさぬわなし、少しきの痛もなくて、念佛しけるか、七日まで、
 十一月廿五日。延ければ嗽水のかよふ故なるべしとて、嗽水を止めて塗
 香を用けるか、氣力も更に衰へず、程なく疵も癒にける、後には時

々行水を用けるとかや、正月一日にもなりにければ。腹ヲ切シ日ヨリ四
 十二日ニ當ル。死せずしては往生すべき道なき故に、尊願は正月一日の
 祝には臨終の儀式と、大師ノ行儀モアリテ、此ノ人モ年來致シ來レルナリ。なら
 して年久敷なれり、日來のあらまし違わずして、今日往生すべき故
 に、延引しけると悦て、頻りに念佛しけれども、其の日もすぎ次の
 日も又くれぬ、只今臨終すべき心地もなかりければ、大師の御文を
 取出して往生の後は思出べきなり、必ず極樂に参りあへと、自筆の
 御文に載られながら、急ぎ参らんと心を盡し侍に、遅く迎へさせ給
 ふ事の心愛侍るよし、連日に歎き申けるが、正月十三日の夜の夢に、
 來る十五日午尅に迎ふべき由、大師來て告給ふと見る。是レ大師ノ二十
 一年ナリ。さめてこれを語り、歡喜の涙を流しけり、件の日になりに
 しかば。正月十五日、大師より給ひたる袈裟をかけ、念珠をもちて

西に向ひ、端坐合掌して、高聲念佛數百遍と唱へ、午の正中に、念佛と共に息絶ぬ、紫雲空にそびき、異香室にみつ、茶毘の庭に至まで、そのにほひ猶きへざりけり、腹を切て後、水漿を斷て五十七日、氣力常の如くして、痛む所なく、遂に往生を遂にける、不思議の事なりけり。舞昌法印評シテ云フ、抑今載スル所ノ自害往生、水漿ヲ斷チ、後五十餘日ヲ經ルテ、殆ソド信ヲ取リ難シト雖モ、彼ノ子孫、上人ノ御消息并ニ念珠袈裟等ヲ相傳シテ、披露スルテ、世以テ隱レナシ、只此ノ尊願カ不思議ノ奇特ヲ載ルバカリナリ、餘人更ニ好ミ行セヨトニハ非ズ、凡ソ上代上機ノ事ハ暫クコレヲ差置キ、未代當世ノ行者ハ機根弱キ故ニ、假令と思立者アリ也、其期ニ望ミテ、若シ後悔ノ一念モ起リヌベシ、然ラバ何ノ詮カアラン、上人モ生ラバ念佛ノ功ヲ積ミ、死ナバ往生疑ハズ、兎テモ角テモ此ノ身ニハ、思ヒ煩フ事ゾナキト、心得テ懇ニ念佛シテ、畢命ヲ期トセヨトコソ、禪勝房ニハ授ケラレケン、鏡西ノ聖光房モ、自害往生燒身往生、入水往生、斷食往生等ノ事

末代ニハ斟酌スベシト、誠メオカレケルトカヤ、ユメノ好ミ行スベカラズ、深ク上人ノ勸化ヲ信シテ、念々相續畢命爲期ノ行ヲ勤ムベキ者ナリト、此ノ語宜ナル哉、甘心スベシ、彼ノ天王寺ニ三七日籠リテ、念佛セン尼ノ海ニ入り、又奥州ノ即往法子ガ、斷食往生セシ如キハ、威見ノ上欣慕ノ心切ナル別機ナレハ、準繩スベカラズ、發心集ニ出セル蓮華城ガ事、砂石集ニ出セル、小原ノ頸蓋上人ガ事、等皆後悔ノ念ニ住シテ、輪廻セル事悲ミノ窮リニアラスヤ、然レバ吉水ノ流ヲ挹ム者ハ、大師ノ生テハ念佛ノ功ヲ積リ死ナバ淨土ニ參リナン、ノ御教化ヲ尊信シテ、ウラノト相續スベキカ肝要ニコソ。

銘文。成覺房幸西一念義を立て、門徒を撰出せらる。 敕傳第廿九圖相。右に御坐は元祖大師、左なるは成覺房幸西なり、大師所立の義勢に異する旨を制し玉へども、幸西、師匠の意に屈せざる形相。辨釋して云ふ。比叡山西塔の南谷に鐘下房の少輔として。九卷傳名義集ニハ鐘本房ト記セリ、恐ハ寺ノ房號ニテハアラザル歟。聰敏の住侶ありけり。居住ノ學徒ナリ、凡ソ叡岳ニ住スルテ十二年ノ間山ヲ出ズ、眞言止觀ノ兩業ヲ修學スルヲ、天台ノ住侶ト、又住山者ト云フナリ。弟子の兒にをくれて、眼前の無常に驚き、交衆。衆徒ノツキアイナリ。もの愛く覺ければ、三十六の年、遁世して大師の弟子となり、成覺房幸西と號しけるか。撰贊冠註ニ、種性未考伝、然ニ清濁辨上終委記セリ。淨土の法門と、本ならへる天台宗に引入て。大師ハ選擇集ニ聖淨二門ヲ拾聖歸淨シ玉フ、此ノ人ハ是ニ違シテ、天台ニ引入テ、聖淨二門ヲ一九ケニ沙汰スル、是レ邪義ノ至極ナリ。迹門の彌陀、本門の彌陀と云ふ

事を立て、十劫正覺といへるは迹門の彌陀、本門の彌陀は無始本覺の如來なるか故に、我等所具の佛性と全く差異なし。先ツ法華ニ本迹ノ二門ヲ立ル時、本門トハ本地久成ノ如來、常説常化ノ利益ニテ、是レ本覺ノ理性ヲ説ク前ナリ、迹門トハ近成ノ如來、四味三教三乗ヲ調へ、三周七喻ニ一實ヲ顯ス、是レ始覺ノ事相ヲ明スノマヘナリ、此ノ法門ニ寄セテ、彌陀ヲ分別スルナリ、此ノ道理ヲ聞テ我等カ已心ニ在ル彌陀ヲ知レハ、此ノ一念彼ノ本門ノ彌陀ト融會スルカ故ニ、其一念ニ事ヲリスト存ス、喻ハ今迄ハ東ヲ謬テ西ト思フノ時、正シク東ヲ東ト知レハ、此ノ時最早別ニ東ト云モノハナシ、今モ其如ク本覺ノ彌陀ヲ知レハ、迷ヒノ衆生カ援ケテ、本覺ノ彌陀ニ合シテ、埒明クト立スルナリ、今日西方ノ彌陀ヲ始メテ、始覺ト思フハ迷ノ前ナリ、其ヲ本覺ト知ル時ハ、始覺本覺一致ニシテ、始本不二ナリ、其本覺ハ即チ人々所具ノ佛性ト、全く差別ナシト立ス。此の謂を聞く、一念にことたりぬ、多念の數遍甚だ無益なりと云て。上ノ如ク聞ク所ノ一念ニ事ヲリスト存ス、是ヲ

心ノ一念ト云ナリ、只ソノ道理ヲ聞ク事ナリ、亦行ノ一念ト云ハ、上來ノ道理ヲ聞テ、其上ニ一念唱ヘテ、本覺ノ彌陀ヲ唱ヘ出シテ、始覺ノ彌陀ト融會スル事ナリ、是ヲ行ノ一念ト云ナリ、此故ニ一念唱ヘテ其餘ハ假令申スモ、皆報恩ノミト云フ、是ヲ以テ多念ノ數遍ハ甚無益ナリト云ヘリ、如是一念ニ付テ心ノ一念ト行ノ一念トノ二義ヲ立スルナリ。一念義と云ふ事と自立ける事。一念義ノ流派一二アリ、サレモ各意異ナリ法本房ハ意念佛、意ニ開會スルト是レ心ノ一念義ナリ、此ノ人ハ行ノ一念ヲ慕ルナリ。大師此の義、善導和尚の御心に背けり、甚だ然るべからざるよし制し仰られけると、承引せずして、なを此の義を興しければ、我が弟子にあらずとて擯出。離弟シ玉フナリ、幸西其後ハ西國中國ヘ下リテ、此法ヲ弘通シ、後越後ニ至リテ盛ニ此ノ法ヲ弘メシナリ。せられにけり。聊此ノ成覺房、一念義ヲ強盛シ、而モ破戒乱行ナルガ故ニ、南都北嶺ノ鬱陶モ起リ、大師御生涯ヨリ御滅後マテノ御幼勞ヲ懸ケ奉リシハ、全ク此ノ人カ法嗣ノ根本ナリ。

銘文。基親卿幸西の義を記して、上人の御決斷を請玉ふ。

圖相。基親卿、問書と認玉ふ階上の人わ伺候の人々なり。

辨釋して云ふ、兵部卿。兵部卿ヲ兼ルハ餘程ノ高貴ナリ、當時ハ官家ニハ三心王家武家ニハ三卿ノ職ナリ。三位基親卿。桓武天皇十二代ノ後胤、叅議正三位、親範卿ノ嫡男ニシテ、平氏ナリ、大師ノ在家門人ノ隨一ナリ、此人性篤實清廉ニシテ、深ク佛教ヲ崇メ、殊ニ大師ノ教化ヲ信シ、偏ニ稱名ノ行ヲ修ス、公私紛冗ナリトイヘモ、五万遍ノ日課一日モ懈怠セス、建永元丙寅年出家シテ、善綽ト號ス、時年五十六歳云、建曆元年ノ冬大師勝尾ヨリ歸洛シ玉フ、諸弟子等大師ニ請シテ選擇集ヲ再治シ、板ニ鏤シ時、門弟子ニ代リテ序ヲ製シ玉フ、是レ出家シテヨリ六年ナレモ、官位等ヲ標シ玉フハ、外護ノ爲ナルベシ、誠ニ大學生ニシテ、著書モ亦多シ、成覺ガ一念ヲ付テ、堅ク數遍ノ教操ヲ守リ玉フ。深く大師元祖勸進の旨を信して、毎日五万遍の數遍怠りなかりけると、成覺房一念義を立て彼の卿の數遍を難じければ、重々

問答して、成覺房の義并に所存を記して、大師に尋申されける状に云、念佛の數遍并に本願を信ざる様、基親か愚案かくのごとくに候、難者(幸西)いわれなく覺候、此の折紙に。此ニ言フ心ハ、今ニ折ノ紙ニ事ヲ注シテ大師へ奉リ、即チ其ノ拆紙ノ末ニ、御自筆ヲ以テ書加へサセ玉ハルベシトナリ。御存知の旨、御自筆を以て、書給わさるべく候、難者に破らるべからざる故なり、別解別行の人にて候わば。他宗推見ノ義ナラバ聞入ストナリ。耳にも入るべからず候に、御弟子等の説に候へば、不審となし候なり、又念佛者わ、女犯はばかるべからずと申あひだ、在家わ勿論なり。在家ノ人ハ妻帯スルハ尤モナレト云意ナリ。出家わ強ク本願を信ぞとて出家の人の女に近付候條いわれなく候歟。此ノ所少々辨セザレバ意ヲ得ズ、幸西ハ元ト近江國津田ノ庄、津田權太夫親冬ノ許ニ生長シ名ヲ津田ノ先生權太郎親實云後比叡山ニ登リ出家ノ覺盛ト號シ、其後大師ノ門弟トナリテ、更テ成覺ト云フ、撰出セ

ラレテ後弟子綽空ヲ相伴ヒテ、越後ノ國ニ下向シ、先ツ國司基親卿ノ許ニ至リ、説法勸化シ數遍ヲ難スルニ及フ、其ノ頃幸西綽空師弟共ニ亂行無慚ナレハ、卿カ不審セラルルヲ尤ナリ、幸西ハ其後越前ニ赴キ終ニ還俗シ、織田明神ノ神職ノ入聲ト成テ、家名ヲ相續セシトシ。善導は、目とあげて女人を見るべからざるところ候めれ。導師目ヲ擧テ女人ヲ見玉ハサルヲ二十年云フ新修往生傳ニ見ニ。此の事あらく仰と蒙べく候、基親は只平に本願を信じて、念佛を申候なり、料簡も才學も候わざる故なり等と。此ノ下ニ基親本願ヲ取信スルノ様トテ、經釋ノ明文ヲ擧テ數遍ヲ勵ム由ヲ書記シ玉ヒケレハ。大師御返事に云、仰の旨謹て奉り候ひ畢ぬ、御信をとらしめ給ふ様、折紙具に拜見候に、一分も愚意の所存にたかみず候、深く隨喜し奉り候なり、近來一念の外の數遍無益なりと申義出來候、勿論不足言の事に候。口ノ端ニカ、ル事ニハアラストナリ。文釋を離れて義を申す人、既に證を得候歟。證者トテ證悟ノ人

ハ經釋ノ文ヲ難シテ義ヲ立レド、自ラ佛意ニ叶フ、彼ノ天台大師ノ諸釋ヲ幸ニ修多羅ト合スト、又導師ノ釋ノ末波ノ修多羅ト合ストテ、釋文自然ニ能ク佛教ニ合フ是レ證ヲ得玉フ上ノ事ハ各別ナリ、若シハ左様ノ人ニモアリケルニヤト、少シナシリ玉フ御意ナリ。尤も不審候。怪ムヘキノカギリトゾ。又深く本願を信じてる者、破戒もかへりみるべからざる由の事、是れまた問せ給にも及べからず事歟、附佛法の外道。佛法ニコトヨセテ邪法ヲ弘ムルヲ附佛法ノ外道云。外に求むべからず。外道ハ遠ク天竺ニ有ル事ト思フベカラズ、近ク日本ニアルト云コトナリ。凡わ近來念佛の天魔競來て、如是狂言出來候歟など、左右に能はざ候。大師ノ御意中想像シ奉ルベシ。

△基親卿へ答玉フ御返狀ノ事。此レハ上ノ章ニコメテ辨シ竟ヌ。

△越後ノ國光明房ニ遣ス一念義ヲ誡メ玉フ御返狀ノ事。此ノ條ハ成覺房ノ弟子善心房云僧、一念往生ノ義ヲ專ラ弘メケルヲ、大師ノ門人光明房ヨリ尋奉リシニ、大師ノ

御返事ニ是レ言語道斷ノ事ナリ、偏ヘニ憊忘無道心不當不善ノタグヒノ、恣ニ惡ヲ行セントテ申シ出タル事ナリ、如是人ハ附佛法ノ外道ナリ、獅子身中ノ虫ナリ、尤怪ムベシ、深ク怖ルベシ等ト、嚴ク仰セ遣ハサレシ也、此ノ光明房ハ名ハ、林海トテ、越中富山ニモ一寺ヲ開基シテ、光明山來迎寺ト號シ、當今華頂枝葉ノ隨一ナリ。△一念義停止ノ起請文ヲ定メ玉フ事。此ノ條ハ前條ノ義ニ付テ、末徒ガ無念ノ新義ニ誑惑セラレヌ様ニト思召テ、十方三寶ニ誓言ヲ述ベテ、多念ヲ證明シ玉フ誓狀ナリ、是レ承元三年ノ事ニテ、大師時ニ七十七勝尾寺ニ居住シ玉ヘル折節ナリ、如是大師ニ御勸勞ヲ懇奉リシ根元ハ、成覺房ヨリ事起リシ事、傷ムベシ悲ムベシ、サレバ此ノ條ハ、漢語燈和語燈兩錄ニモ具ニ載タリ、流ヲ汲ム者宜ク源底ヲ拜見スベシ、サレバ鎮西國師モ念佛名義集ニ強ク誡メ玉ヘルチャ。

銘文。肥後の阿閉梨皇圓、大願を起して蛇身を受く。勅傳第三十

圖相。是れ遠江の國、秦原の郡笠原の庄、櫻池の相なり。

辨釋して云。大師元の師範。大師登山ノ後二人ノ師アリ、初ハ持實房源光、次ニ皇圓ナリ、此ノ師ハ大師ノ御落髮ノ御師範ナリ。功德院の。東塔西谷ニ在テ、皇圓及舜昌法印ノ所住ナリ、今ハナシトゾ。肥後の阿閉梨皇圓わ。粟田ノ關白四代ノ後胤、秦河權ノ守、重兼ガ男、少納言資隆ノ兄ナリ。叡山杉生の法橋皇覺の弟子にて。惠心流ノ學生ナリ。顯密の碩才なりき、然るに情思惟すらく、自身の機分を計るに、此の度輒く生死を出べからざ。天台家ノ法門、圓頓至極ノ法門ノ次第、理即名字ノ理解ヲ修シ上リテ、觀行五品ノ位ニ修行シ、相似即十信ノ位ニ漸ク不退ノ形カ付事ナリ、然レモ至極最上利根ノ機モ、二生三生ヲ經テ漸ク成スルナリ、況ヤ鈍根ノ者ハ、百生千生ヲ經テ成セズ事ナリ、此ノ事ヲ近ク喻ヘバ、至極ノ妙藥ヲ服スルニ、健カナル人ハ二貼三貼カチ平愈モスレモ、躰ノ弱キ者ハ五十貼モ、百貼モ服

用セザレバ、病氣ノ愈ガタキカ如シ、爾レバ其法ハ成程妙藥ニテ、頓教ナレモ、機分ノ受方ニ差別アレバ、今開梨モ我機分ニ當テノ歎息ナリ。若したびく生を改めば、隔生即忘して定て佛法を忘るべし。是レ生ヲ改ムレバ、前生ノ事ヲ忘ル、イテ悲ミ玉フナリ、天台ノ法門ハ超八圓頓ノ教ナレモ、修行地ニ懸リテハ造ニ此レニテ生死ヲ出ルト云形ノ付ハ、大抵ノ修行ニテハナラヌ事ナリ、喻ヘバ屋上ニ大石ヲ引キ擧ルガ如ク、稍モスレバ引キ戻サル、ナリ、依テ修行地ノ不退ニ至ラテバ、生死ヲ出ル形ハ付カヌナリ、スベテ聖道ノ餘法餘行ハ皆結構ナル法門ナレモ、我が淨土ノ法門ニ比スレバ更ニ羨シキ法ハ無キナリ、爾ルニ淨土ノ法ハ、頓教一乘一生ニ不退ヲ成シ、修行ニ障リナキガ故ニ、早ク成佛スルヲ、實ニ十地願行自然彰顯敷キ哉。今適人身を受といへども恨むらくは二佛の中間にして、なほ生死に輪廻せん事ぞ。釋尊ハ已ニ入滅シ、彌勒ハイマダ出世シ玉ハズ、閻ノ世ニナカヌ鳥ノ聲聞ケバ生レヌサキノ父ソコイシキ。しかし長命の報を得て慈尊の出世にあはんには。彌勒ノ出世

豊ニ速カナランヤ、五十六億七千万歳ノ後ト云フ。命なかきもの蛇にすぎたるは
 なし。龍蛇ニ多種ナル中、蛇龍ニ當ルナリ、是レ日本紀ニ、ヤマカ、チ、チロチナド
 ヨメル類ナリ。我必老蛇の身を受べし。是レ關梨大願ヲノベ玉フ、元祖ノ玉ハ
 ク、智慧アリテ生死ノ出難キヲ知り、道心アリテ慈尊ニ逢ハン事ヲ願フト。但し大海
 は、金翅鳥の恐あり。此ノ鳥ノ翅金色ニシテ、兩翅相去コト數百里ニシテ、大海
 ノ龍ヲ取テ食トスト、怪説分明ナリ。池に住んと思ひて、遠江の國笠原の庄
 に櫻の池と云池あり。葦原ノ郡ニ有リ、一書ニ云ク阿闍梨諸國ニ使チヤリテ、然
 ルベキ池ヤアルト尋ケルニ、東海ノ使者但馬ノ注記澄算伝少僧カヘリテ申サク、櫻カ池
 コソ南ハ滄海万里ナリ、北ハ山木マ、ニアリ、海ヲ去ルコト遠カラス、興アル池トゾ申シ
 ト、十六門記ニハ水面一町計リト云、此頃彼ノ池ヲ見テ歸リシ或ル人ニ聞シニハ、東
 京ノ不忍池ノ程モアランカト云ヘリ。彼の所の領家に申受て放文を取り。花山
 院ノ大政大臣忠雅公ノ所領ナリ、放文ハ今ノ賣券狀又ハ券契ト云。命終の時水とこ

ひ掌の中に入れて、終りにけり。嘉應元巳丑年六月十二日ノ夜半トゾ、是レ大師
 ノ御開宗ヨリ七年前ニ當ル。其後雨ふらず風ふかざるとに、彼の池俄に水ま
 さり、大波立て池中の塵もくづ、悉くはらいあぐ。是レ池ヲ掃除セ玉フナリ
 シ。諸人耳目を驚す由彼の所より領家にしるし申たりければ、其日時
 を勘へらるゝに、彼の關梨命終の日時にてぞありける、當時にゆた
 るまで靜なる夜は池に振鈴の音きこゆなど申し傳へ侍る。一書ニハ七八
 ケ年ノ後、上人門弟四五輩ヲ召貝シテ、彼ノ池ニ下リ給フテ彌陀經念佛ヲ給ケレバ、鱗オ
 ヒ角イタトキテ、水上ニ浮タマフナ、本身ニ復シ玉ヘトアリケレバ、行法ノ跡ヲ顯シテ
 又浮ヒ給フト、按スルニ大師彼ノ地ニ下リ給ヒシ事ハ村民ノ口實ニ今ニ傳ヘテ昭々ナリ
 ソノ時ニ六字ノ名號ヲ書シテ人々ニ賜ハリシヲ、當時モ傳持スル寺モ在リ、又叅阿名號
 トテ其ツイデニアソバシケルモ申シ傳ヘリ、但シ七八ケ年ノ後トハ、關梨遷化ノ後ニハ
 アラズ、恐ハ御開宗ヨリ七八年ノ後チランカ、其餘神事ノ奇特善光寺結夏ノ事ヲ別記ニ

譲リヌ。大師の給けるわ、智恵ありて生死の出難き事を知り、道心ありて慈尊にあはん事を願ふと心へども、よしなき畜趣の生を感ぜること併て浄土の法門を知らざる故なり、源空そのかみ此の法を本願尋念佛得たらましかば、信不信をかへりみず、授申なまし、極樂に往生の後には十方の國土心に任せて經行し、一切の諸佛思ひに隨て供養す、何ぞ必ずしも久く穢土に處する事を願はんや。彼ノ開梨、唯學問ノ智恵ハカリテハ此ノ分別ハ出ザレテ、道心ガ手引ツテ、此ノ意ガ起リマナリ、爾ルニ人ノ命ハ日々ニツ、マルテ、險ハ水ノ少キ池中ノ魚ノ日々ニ命減少スルカ如ク、光陰ハ移リ行クナリ、故ニ眞實ニ修行スル人々ハ、出離生死ノ形ヲ付ント思量リテ、皆是ヲ苦勞ニテサル、テリ、若シ此ノ形ヲ付ザレバ、隔生即忘シテ縁ニ遇ヘバ、亦退スルナレバ、夫レヲ憂ヘテ、此ノ開梨智恵アリ、道心アリテ、長命ノ蛇身ヲ得玉フエテ、聖道ノ趣ク出離ノ難キ事ヲ能ク了知スヘシ、然ルニ浄土門ノ意ハ、只今死シテモ浄土ニ生スレバ、諸事

萬般思ハ叶ハサルヤナリ、而モ壽命長遠ナレハ、十方國土心ニ任セテ塵事供養モシテ、皆悉ク願力所成ナレバ、少シモ我カ思ヒ煩フコトナキナリ。彼の開梨、遙に後佛の出世を期して、徒に池に住み給はん事、痛敷わざなりとぞ仰られけり。聖淨ノ難易得失能ク思慮スヘシ

△妙覺寺ノ淨心房虛假ノ行者ナリシ事。此ノ條ハ此ノ淨心房ハ道心有リゲニテ、寺門ヲ出テズ、念佛ヲ行シケルガ、歸依ノ人雲霞ノ如シ、然ルニ臨終散々ナリケレバ、諸人怪ミケレバ、大師開玉ヒテ、虛假ノ行者ニテヤアヲソト仰セケレバ、後果ヲ違ハザリケルトゾ、コハ出家ノ人ノ意ヲ付テ置ベキ條ナレバ、常日能ク拜讀シテ、心ノ願ニナシ玉ヘ「ツ、メヒ人ノ心ノヨシアツハ、カギリノ時コアラハレゾスル」鴨呼深ク慚愧スベシ。

大師御生御中御苦心の二條あり
從來辨釋し來れる如く、大師の徳化、上下を押並べて其益普きに、大師の御生涯、御心に叶はず歎き主ひし義、二條あり、イテヤ其事に付て記し置かん。

一其第一は何ぞや、即ち肥後の阿闍梨皇圓、叡山三千の中にて碩才を以て知られたる元祖大師の御師範として、學解も勝れ道心も深く在せども、五十六億七千万年の長久の間、蛇身三熱の苦を受けて池底に棲み玉ふこと、即ち是れなり、大師歎じての玉はく「智慧ありて生死の出がたきことを知り、道心ありて慈尊に逢はんとを願はれしなり、然れども浄土の法門を知り玉はず、ヨシキ、ヨシキ畜生の身を受け玉へることの淺ましきよ、若しソノカミ我れ此の法門を尋ね得たらまじかは、信不信はイヤしらすす、め申さんものを、此事我深く歎きあり、極樂に往生すれば、十方國土心に任せて經行し、一切の諸佛念に隨ふて供養す、然るに徒らに後佛の出世の久しき間、池にすみ玉はんことイヤハンキコトなり」と涙にむせびき玉へりと、是一ツの御歎きなり。

吾人は喜びても喜ばざるべからざるは茲の所なり、智慧もなく道心もなく、罪業深重なる者の死なば、決定墮落と定まる身が、本願超世の法門に逢ひ奉ること、ソモ

何たる仕合ものぞや。

例を擧げて示さん

今此縁に付て尙一層他例を擧げんに、但州豊岡靈屋久右衛門と云者、頗ぶる小文才もあり道心もわりける故、弱年の頃より密師によりて神呪なを授かり、猶又城の時(温泉ありて繁華なる所なり)極樂寺隱居、某禪師、近國にては名頃き知識なりし故久右衛門、かの禪師に參じて工夫を凝しけるが、先師法州上人彼の地來迎寺に住し玉ひしより、専ら本願念佛を弘宣しければ、久右衛門またなき信者となりて念佛を專修す、よりて自ら禪師のもとへ尋問も遠ざかりければ、或時禪師事の序ありて久右衛門が許に來り、疎遠のわけを尋ねられければ、久右衛門が云く「僕下機にして參禪の功を得ざれば、近來は工夫を止めて専ら念佛を行す、故に御尋問仕りても自に益なく、師の道念を妨げんことを恐るゝが故に、御疎遠になりしなり。」と申しければ禪師の曰く「參禪入得何ぞ速に成就すべき、心ながく工夫せられれば何ぞ透脱の時なからん。」と久右衛門云く「人命は無常なり、若し透脱せざる内に命終せば如何。

禪師と俗士の問答

禪師曰く「透脱せざる内に命終せるも、既に工夫の種子を下せば、後世に於て透脱せん。久右衛門云く「下種頼みあるに似たれども、隔生即忘の恐れを云何ん、嘗て聞く浄土の開祖圓光大師の御師範、肥後の阿闍梨皇圓すら、是を恐れて蛇體を受給りへど、況や吾儕下機の下種頼むに足らず、ツトヒ亦下種の頼むに足るとも、生々を経て成せん、一世に修行を成就せんとは同日の論に非ず、本願念佛の法門は上百年より下臨終の十聲一聲までも順次に生死を超出し往生成佛の果報を得る故に、僕參禪を廢して念佛門に歸入する由申ければ禪師大に赤面して、言少なに出で、歸られし由。久右衛門が同行何某、其座にありて是を見聞し、來迎寺に來りて法州上人に對して云く、久右衛門事如何に其理ありとも、御老宿の大禪師を言ひ詰り候事宜しからず、急度御殿下さるべき由を云、故に其後久右衛門尋訪せし時、此事云出て誠められければ久右衛門云、兼て賢だてするは念佛者の忌み嫌ふべきこと御示しを得て得心仕り候へども一度にて片付候は異見異學退の恐れと念佛のひまついへに候

へば已後の爲と存候故のことにて候と申す故兼て其心得あればとて、笑て別れぬと。此一條、今に思ひ合せて、且は難値難見難得難聞の大法に値ひ得たるを歎び、且は誰々も異學異見退を用心すべきなり。

其第二今一ツ歎づべきとは、一念義の邪義興行なり、一念義の邪教は大經の下の、乃至一念無疑心信心歡喜と云ふ文、又導師の御釋に乃至一念無疑心と云へる、是等の文を、い料簡する輩、大邪見に住して申候所なり、乃至と云ひ一念と云ふ、みな土盡一形をかねたることばなりと、御弟子光明房へ御答の文、故に大師基親郷への御返事光明房鎮西國師等へ御返事の中に、此所立を破して、或は附佛法の外道なり獅心中の蟲なりとの玉ひ、又彼等は天魔波旬の爲に精氣を奪はるゝ輩の諸の往生の人をさまたげんとする歎尤も怪べし深く恐るべしとの玉ひ誓言に及び玉ふことも御傳語燈錄に出たるさへも五箇度に及べり、カケテモフレテモ彼の邪義を肯はずして、地獄を遁れ、何卒正義を信じて、往生を遂べし

大
師
誓
玉
及
五
箇
度
に
及
び

三等の差別を

サレハコ、ニ於て、凡そ浄土門の正見と、自力執情の偏見と、一念義立の邪見との、三等の差別あることを知るべし、自力執情の人は志ありて浄土の法門を聞とも、得て

自力執情

我等如きは煩惱妄念が止まぬ故申したりとも往生出来まじ、罪咎が止まらぬ故申したりとも往生出来まじと、生涯氣いじり心さばくり計りにて「身をば卑下すべし、

往生をば疑ふべからず」と云浄土門の正意を知らずして、身は本願に任せ兼ねる故、

一念義

正見は有ながら、自力の偏見に片寄て、あたらし往生を得せぬなり、又一念義は一念

十念と云ひ、要人往生と云に腰打掛けて、多く申さんと思ふは本願を疑ふ、自力根性が捨らぬからじやと、申さるゝ念佛をも態と勵み勤めず、罪を造らじとするは悪

人御目當の本願を疑ふからじやと、止まる悪業を態と止めずして、撥無因果の大邪

浄土の正見

見に住するもの故に、決して往生出来ぬなり、浄土の安心は、大師の小消息にの玉

へる如く、罪は十惡五逆の者も、生ずと信じて少罪をも犯さじと思ふべし、罪人なをひまる況や善人をや、行は一念十念なをひなしからずと信じて、無間に修すべし、

正邪の別を示すに譬を以てす

一念なを生る、況や多念をや、とある正意を守るもの故に、いかなるものも、皆決

定必定順次往生遂るなり、此の因果の道理に片寄ると、本願にはこると、深く本願を信じ、兼て、因果を信する、浄土正意の安心との間を、鳥渡譬へて云は、莊子

外篇天道第十三に輪扁輪を削ると云とあり、今其車輪を桶匠の桶の輪を掛ることに轉じて示さば、凡そ桶に輪を掛るには、桶の大小に隨て輪を掛ざれば水を持たぬな

り、一念義は數遍の行者を自力と嫌ひ、罪を怖るゝ者は本願を疑ふを誘り、一念歸命で相濟だ唯々御禮喜べと云、是安心が緩み過ぎて邪見に墮る故、浄土往生はできぬなり、彼の小桶に大なる輪を掛けては、一向に水を持たぬが如し、聖道家は諸の

惡事を止め、煩惱妄念を拂ひきつて、念佛すべし、サナツテハ往生はならじと執す

是は彼の大桶へ、小輪を掛くる如く、大悲本願の人をらびなき、大桶へ唯制戒門の小輪を掛る故、イツレモ過不及にして、一向に往生の水を持たぬなり、浄土宗の正

義は、正見にして進んでツトメ、息んとするに息られざる時は、身を託て本願に

すがり、彌念佛す、是根上の大桶へは、五萬六萬の大輪を掛け、下根の小桶へは日々十遍二十遍の小輪を掛るが如し、大桶に多く水を持つは日々五萬六萬唱へて、上品に進むが如し、小桶に少水を持つは、日々十遍廿遍百遍千遍唱ふる者、中下の二品にくだるとも、皆淨土往生の埒に入るが如し、斯の如く大小上下の不同はあれども淨土の安心は露も洩さぬ上桶の如く、是を平等不簡擇大悲本願順次決定往生の正義の心得と云ふなり。

已上の二條は、大師御一代尤も御心をなやませられたる事柄にして、吾等末流を挹むもの、其御苦心の程を思ひ出し、幸にして一念義の邪流にも入らず、正義正統無垢清淨なる、吉水の流を挹みしとの嬉しさよ、と明暮れ歡喜に堪へざるまゝ、此に記して同輩の士に告ぐ。

銘文。三位中將重衡卿囚れし時、上人の御教訓を乞玉ふ。

圖相。左に重衡手に念珠を持、右に元祖大師、御前に布施物の箱あり、右の別間に物の具脱たる武士は警固の人なり、椽にあるも亦然り。

辨釋して云。治承四_子年十二月廿八日。是レ大師御開宗ヨリ、六年ニアタル。

本三位中將重衡卿。平相國清盛公ノ五男、母ハ贈左大臣平ノ時信卿ノ女ナリ。平相國の。大政大臣從一位清盛公。命に依て南都を攻し時。治承四年五月高倉ノ宮御謀叛ノ時ニ、南徒ノ衆徒組スルナリ、然ニ宮ハ崩御シ給ヒ、源三位賴政モ亡テ後ニ、亦南都ヲ攻メラル、重衡卿ハ其時ノ総大將ナリ、十二月廿五日數千ノ官軍ヲ引卒シテ南都ニ發行シ競戦ス。東大寺に火かゝりしかば。大伽藍忽に灰燼となりにき。同廿八日重衡下知シテ、南都ヲ燒拂ハシム、東大興福ノ兩寺ヨリシテ郭内堂塔ノ一字トシテ其災ヲ免レズ、佛像經論等同ク以テ回祿ス、悲ムヘキ窮リナリ、往昔聖武天

皇ノ御願金銅十六丈ノ尊容、儼然トシテ顯レ玉ヒ、天平八年始造、同十五年造畢、孝謙天皇天平勝寶四年四月乙酉大佛開眼造畢、以後今年治承庚子ニ至テ四百三十八年、始テ此ノ災ニ逢フ、實ニ悲ムヘシ。元曆元年甲辰年二月七日一の谷の合戦に彼の中將生虜て。大佛炎燒ノ翌年、養和元年閏二月四日、平相國ハ火ノ病ヲ感シテ薨ス、年六十四ナリ、是ヨリ四年目元曆元年平家西海へ没落、二月五日ニ源氏ノ兩將攝津ノ國ニ到著シテ、七日ヲ以テ合戦ノ期トス、搦手ノ大將軍ハ九郎義經ナリ、此ノ本三位ノ中將重衡ハ、明石ノ浦ニ於テ景時家國等カ爲ニ生虜レヌ、越前ノ三位通盛ハ、淡河ノ邊ニ到テ源三俊綱ガ爲ニ誅戮セラレ、其外薩摩守忠度、若狹守經俊、武藏ノ守知章、大夫熟盛、大夫業盛、越中ノ前司盛俊、一門以上ノ七人ハ範賴、義經等ノ軍中ニ討取ラル、誠ニ因果必然ノ道理、恐ルベシ怖ルベシ。都へ上テ大略とはたされ、さまじの事ありき。二月十四日右衛門ノ權ノ守定長朝臣、勅ヲ奉テ推問シ、三月一日土肥ノ次郎ガ手ヨリ義經ノ亭ニ渡リ、同十日ニ出京ナリ。後生菩提の事を申合せん爲に。其

請ありければ。盛衰記ニ、友時ヲ使ニシ、黒谷ノ菴室ヘカクト申サレタリケレバト。大師祖とばして對面し給ふて。戒など授申されて、念佛の事委く教導ありけり。定テ因果ノ道理ヨリシテ、五逆誦法回心皆往ノ旨ヲ説テ、念佛ヲ勸進シ玉ナラン。此の度生きなから虜れたりけるは、今一度上人の見叅に入るべき故に侍りけるとして。此ノ重衡ハ、小松ノ内府重盛ノ弟ナリ、爾ルニ重盛公ハ深ク大師ニ歸依セシ故ニ、重衡モ折節ハ大師ノ見叅ニ入玉テ故ニ、今一度ト云フ言意ハ、一門七人ノ如ク討死セシハ潔ク、我レ生虜レタルハ耻辱ニ似タレトモ、彼ノ七人ノ如ク我モ戦死セハ、修羅ノ妾執怖ルベシ、然ルニ今後世ノ教誡ヲ蒙ルヘハ、生涯ノ面目トゾ。かぎりなく悦び申されけり。重衡ノヤサシキ心推シハカルベシ。受戒の布施ととぼしくて、双紙箱を取出て。九卷傳ニ、イカニシテカ都ニテムツヒ給ヒシ人ノ許ニ、双紙箱ヲ取ワスレ給事ノアリケルチ、入御ノ事モヤトテ、送リツカハシケリ、折節ウレシク覺ヘテトアリ、双紙箱ハ今ノ文庫ノ様ノ物ナリ、此ノ内ニ松蔭ノ硯、大佛

殿ニカ、リシ鏡ナト入タル箱ナリ、此ノ松蔭ノ硯ハ、當時百万遍ニ傳ハリテ、重寶ノ隨
 一ナリ。大師の前に差置て申されけるわ、御要。要用ノ二字通シテ用ニ。さ
 るべき物には侍らねども、御目近き所に置せ給て、且は重衡が餘波
 とも。又名殘_レ同意ナリ。御覽じ且は思食出給はん度には、とりわき御
 回向あるべき由と申さるゝ。是ヲ聞モ哀レナル心入レテラズヤ。大師其の志
 と感じて、受取て出給にけり。同月京都ヲ發シ、三月廿七日ニ伊豆ノ國府ニ着。
 廿八日此ニテ將軍賴朝卿ニ面謁シテ、互ニ談話セラレケルニ、重衡ノ會釋最モ尋常ナリ
 ケレバ、後々ノ美談トセリ、四月八日鎌倉ニ入來シテ、將軍様々ニ勞ハリ慰セラル然ニ
 去ル治承四年ノ冬、三井寺并ニ東大興福ノ兩寺ヲ責メテ灰燼トナシケレバ、元曆二年六
 月九日衆徒ノ申請ニ任テ、南都ニ遣ハサレ同廿一日花洛ニ召入ラレ、廿二日ニ東大寺ニ
 遣ハサル、廿三日南都東大寺ノ大垣ノ後ニシテ、頸ヲ殞シ奈良坂ニ於テ首梟セシトゾ、
 平家物語盛衰記等ニ委曲ナリ。

銘文。東大寺再興の院宣あり、俊乘房代りて是をとつとむ。

圖相。左に元祖大師、右に勅使右大辨行隆朝臣、其傍なる僧は俊乘
 房ならん。

辨釋して云。東大寺造營の爲に、大勸進の聖の沙汰ありけるに。人王
 八十代高倉ノ院、治承四年十二月廿八日平ノ重衡卿ノ兵火ニカ、リテ伽藍ハ悉ク煙トナ
 ルヲ前件ノ如シ。大師_元其撰にあたり給にければ、右大辨行隆朝臣を御
 使にて。行隆卿ハ權中納言顯時卿ノ長男ニシテ、法違房信空ノ親父ナリ、父顯時卿ハ
 勸修寺ノ庶流ニテ、中山ノ中納言ト號シ、行隆卿ハ葉室ト稱セリ、此ノ卿ハ今度東大寺
 造營ノ奉行ナレバ、御使ニモ參ラレケルナリ、治承五年三月二日事始アリシニ、行隆卿
 先年八幡ノ寶前ニ參籠アリケルガ、菩薩夢ニ告玉ハク、大佛殿奉行ノ時モツベシトテ、
 笏ヲ給ヒシト覺ヘテサメテ後、枕上ニ寶ノ笏ハアリケリ、終ニ今日奉行トハ成リタリキ
 ト、是レ不思議ノ靈驗ナリ、今此ノ使ハ治承四年ノ暮ノ事ニヤト、贊ニ注セリ、按スル

ニ治承四年十二月廿八日ノ兵火ナレバ、年内餘日ナシ、サレバ翌年三月二日事始アリテ後ノ御使ナレバ、三月初旬ニテモアランカ、況ヤ大師職ヲ重源ニ譲リ玉ヒテノ詔書ニモ、治承五年六月廿六日トアルヲヤ。大勸進職たるべきよし。是レ上ハ天子下ハ庶人マテ功德ヲ齊フセン爲ニ、諸人ヲ進勸シテ造營スルノ大職ナリ、聖武帝ノ時モ行基菩薩大勸進ニテ、君臣心ヲ合セ、諸人ヲ勸メ玉フ、故ニ今度モ亦爾ルベシトナリ。法皇の。後白河帝。御氣色ありけるに。今年正月高倉上皇崩御、御子安德帝即位ニテ、七日養和ト改元ス、天下ノ政務ハ悉ク仙洞ノ御沙汰トゾ。大師申されけるわ、山門の交衆を遁れて林泉の幽栖としめ侍ることわ。松ノ林アトテ隱シ谷ノ泉ナガレ清クシテ、吉水禪室ノカスカナルスミカノ景影ヲ云。閑に佛道を修し、偏に念佛を行ぜんか爲なり、若し勸進の職に居せば、劇務萬端にして。セハシキツトマ、ヨロツニ多カラントナリ。素意専ら背くべき由と、堅く辭し申されけり。辭ハ却テ受ザルトアリテ、日本紀ニハイナムトヨメリ。行隆朝

臣、其志の堅固なるを見て、事の由を奏しければ。斯ク大師ノ辭シ難キ勅命ヲ辭シ玉フハ專修弘通ニ障アレバナリ、然レモ是レ違勅ニシテ其罪輕カラザレモ、光帝ノ御戒師ト云ヒ且ハ道心固堅ナルニ恕セラレ給フトハ、全ク大師ノ徳光ノ然ラシムル所ナリ。若し門徒の中に器量の仁あらば舉申べきよし。推舉シ申ベキナリ。重て仰せ下されけるに依て。是レ再往ノ勅命ナレバ、勅使モ亦行隆朝臣ナルベシ。醍醐の俊乘房重源と舉用さる。重源ノ俗姓ノ事ハ、總ニ註シヌ、是レ上ノ醍醐ノ禪徒ニテ、眞言ノ薰修深カリケルガ、大師ノ徳ニ歸シテ、往生ヲ願ヒ、師資ノ禮ヲ厚クセラレケリ、特ニ物事ニ巧ミ、器用ニシテ、万事カシコキ人ナレバ、時ノ人モ支度第一俊乘房トゾ稱シケリ、サレバ大師此ノ人ヲ御推舉ナサレケレバ。遂に大勸進の職に補せられにけり。造東大寺智識詔書翼賛ニ出ス見ルベシ、既ニ造營ヲ企ル頃、番匠ノ器量ヲ撰ンガ爲ニ、アル工ヲ召シテ屋ヲ造ラント思ニ、タル木ノ下ニ、木舞ヲウタシテ如何カアルベキトノ玉ケレバ、番匠サル屋作未タ見及候ハズト申ケルヲ、

思フ様アリ只作レトイハレケレバ、有間敷キヤ仕イデ、傍輩ニ笑ハレソコトイト由シ
 ナキワザナリト申ス、數多ノ番匠皆ナ左様ニソミ申ケル中ニ、一人領掌スル者アリ、斯
 ル屋日頃モ造リタル事モアリヤト問給ニ、サル事ハ候ハチモ、サニモ教ヘ玉ハソ儘ニ作
 リ試ミ候ハント申シケレバ、其時誠ニソノ儘ニ作、ラントニハアラズ、只心ノ程ヲ知ソ
 爲ニイヒツルナリトテ、則チ其者ニ棟梁ヲ申シ付ケラレケルトゾ、如此万ニ才覺アル器
 量ナリ。されば俊乘房、伊勢大神宮に参テ、此の願もし成就すべく其
 の瑞相を示し給へと、祈請しけるは三七日の曉に、眠る夢に唐裝束
 したる貴女。唐アヤ織ヲ着タル貴女ナリ。方寸の玉を授給ふと思て覺て見
 れば、彼の玉現に袖の上にあリ、重源これを得て大に悦び珍秘す。
 往昔聖武天皇大佛造建ノ御願ニ依テ、天平十三年行基僧正ヲ勅使トシテ皇大神宮ニ遣シ
 玉ノ例ニ任セテ、今モ悉リ玉ヲナリ、況ンヤ日本ハ神國ナレバ先ツ伊勢へ申上テ神慮ヲ
 伺フテ事ヲ成ズル筈ナリ、又俊乘房謂ラシ、此ノ大業短命ニテハ成シ難シト、依之多賀

明神ニ詣テ、延命長壽ヲ祈ラレケレバ蓮ヲ二枚給ハリケルトテ夢見テ、廿延トアル物、
 二枚ヲ得ケレバ四十ノ命ヲノハ、リテ、八十ニテ終ヲ取り給フトナン申傳フト、如是不
 思議ノ靈瑞ヲ蒙リテ成就シ玉ヲ事ナレバ、本邦ハ申モ更ナリ異國マデヘモ涉リテ、勸進
 シ玉ヲ事ハ、嚮ニモ粗辨釋シヌ。其後天下響の如くに應じて、財寶心に任せ
 ければ、程なく十一間二階の大佛殿。是レ殿ノ高サ二重造リニシテ十一間ア
 リト云フヲニシテ大概今時ノ六尺一間ツ、ノ二間ヲ一間トシテ、十一間ナリ、朝野群載
 ニ殿ノ高サ十五丈六尺ト、今計ルニ廿六間ナリ、又東西ハ廿九丈ト今計ルニ四十八間二
 尺ナリ、又南北ハ十七丈ト、今計ルニ廿六間ナリ、サレバ南北廿六間、東西四十八間二
 尺、高サ廿六間ニシテ、步廊モ東西ノ徑リ九十間南北ノ徑リ百廿間トゾ、實ニ恢廓廣大
 ニシテ多年ヲ經ズシテ涌出セル事、未嘗有ノ盛事ナリ。金銅十六丈八尺の盧舍那
 如來。華嚴ノ本尊ヲ盧舍那佛云フ、梵網經ニモ説キ玉ヲ、但シ十六丈八尺ヲ、今計ル
 ニ、廿八間ナリ、是レ立像ノ分量ナルベシ、朝野群載ニ大像ノ身量ハ結伽坐ニシテ、高

サ五丈三尺八寸トアレバ、若シ是ヲ立像トナストキハ、十餘丈ノ量ニ符合スル歟、左チクハ高サ廿六間ノ殿ニ高サ廿八間ノ像ヲ安置スベキ道理チキナリ。同時に造立磨き
 だされけり。壽永二癸卯年四月十九日、大宋國ノ陳和卿、御頭ヲ鑄奉ルニ、五月
 廿五日ニ至テ成就シ給フ三十餘日ヲ經テ鑄カヘ奉ル事十四度ナリシトゾ、此ノ鑄師ハ俊
 乘房入宋ノ時伴ヒ歸リシ歟、或ル説ニ鑄師ハ陳和卿日本草部ノ是助、佛師ハ康慶運慶快
 慶、大工ハ伊勢ノ國ノ物部ノ爲里、櫻島ノ國宗ナリトイヘリ、今磨キ出ストハ、鑄立シ
 銅鐵ノ上チスリミガキ其上ニ粉泥ヲヌリテ金色ニシタルナリ、實ソノ費料モ若干ナラン
 夥シキ事ナルベシ、爰ニ不思議アリ、彼ノ重衡卿ガ大師ニ進ズル所ノ鏡ヲ結縁ノ爲ニト
 ナ送り遣サレケレバ、佛ヲ鑄奉ル爐ノ中ヘ入ルニ、飛出テ終ニワキアハザリケリ、不思
 議ノ事トゾ申アヒケル、大佛殿ノ正面ノ柱ニ打付タル所ノ鏡是ナリトゾ、此ノ鏡其後兵
 火ニカ、リテ、大殿一時ニ煙トナリケレバ鏡モ又燒失セニケリ九卷傳ニハ三邊マデ飛出
 タリト記セリ。されば其功とおへしかば建久六卯年三月十二日供養と遂

らる。治承五年事始シテヨリ今年マテ十五年ヲ滿テリ、誠ニ不可思議ノ大功ト云ヘシ。
 天子行幸あり。是ヨリ先文治元年秋法皇ノ臨幸アリ、建久元年霜月十九日上棟ノ節
 モ、御幸アリシトゾ、住山者ノ下ノ註ニ見ユ。將軍賴朝卿結縁の爲に上洛。建
 久六年三月十一日、幕下若君御臺所奈良ニ入セ給テ、馬千疋ヲ施入セラレ、米一万石黃
 金一千兩、上絹一千疋、御奉加ニ寄セラルト、東鑑ニ見ユ、同十二日供養ノ導師ハ覺憲、
 呪願師ハ勝憲ナリ、御門幸行ナテ百官供奉セラレキ、釋書ニ見ユ。都鄙群となして
 嚴重の法會なりけるとなん。此ノ時悉皆成就スルニハ非ズ、過半功終ニテ迴廊
 チドハ未出來ナリ、爾ルニ二十二日供養モ相濟、十三日ノ夜俊乘房俄ニ逐電セラレ、賴朝
 卿此ノ事ヲ大ニ愁レヘ給ヒテ、上洛ノ間ニ尋サセ玉フニ、五月ノ中旬ニ高野ノ新別所ニ
 蟄居セラレケル由、歌ニ聞ヘケレハ、同月廿四日前ノ掃部ノ頭親能、將軍ノ御使トシテ、
 高野山ニ向ハレ歸洛スベキノ旨誘ヒ仰セラル、ニ依テ、廿九日ニ俊乘房歸洛シテ、將軍
 ニ謁見セラレ、是レ芳命ヲ重ンズル故ナリ、將軍シキリニ御頼ミアリケテモ、堅ク辭シ

テ云ク、此ノ堂ハ過半成就セリ、此ノ上ハ易キ事ナリ、我レ西國ニ精舎ヲ建立セント欲
 スト申サレケレバ、將軍イヨク氣ノ毒ニ思召シ、猶更テ重テ此ノ伽藍成就ノ事ヲ御頼
 ミ玉ヘヒ、西國ノ堂ハ自分一人シテ建立セテハ出來セザルナリ、其上コハ淨土往生ノ爲
 ノ伽藍ナレバ、差置キ難シトテ達テ辭シ申サレケリ、將軍關東ヘ御下向ノ事、此頃マテ
 延引セラレシモ、此ノ上人ヲ尋ラル、故トゾ、有リ難キ事トナリ、此ノ西國ノ精舎トハ、
 周防ノ國阿彌陀寺トテ、山口ヨリ行程二里程手前ニテ、今尙存在セリ、其外諸所ニ念佛
 道場ヲ開基シ玉ヘリ、此ノ後建永元年九月、建仁寺ノ榮西禪師ニ勅シテ幹事セシメ、又
 文永六年東福寺ノ聖一國師ニ勅シテ主トラシム、然ニ此ノ二代ニモ尙成就ニハ及バスト
 ナン、如是多年ノ勤勞ニシテ、後三百六十年ヲ經テ、永祿十丁卯年十月十日松永彈正ノ
 忠ノ兵火ニカ、リテ、俊乘房造營ノ大殿烏有トナリニケリ、悲哉誠ニ俊乘房ハ道心堅固
 ニシテ好キ程ニシテ遁レ玉テ事ハ、ナカク、通途ノ器量ニテハ能ハザル行實ナリ、成功
 シテ身卻シノ謂ニシテ、後學モ宜ク心ヲ留テ自知シテ手本トスベキ行迹ナリ、其ノ上大

師勅進ノ勅命辭シ難キヲ辭シ玉ヘヒ、再度ノ勅命ハ辭ズルニ所ナシ、源公師範ニ代リテ
 其職ニ補セラレ給フモ、止事ヲ得ザレバナリ、此人モ折角醍醐ノ交衆ヲ遁レテ、大師ノ座
 下ニ歸シ玉フモ、閑靜ニ專修ヲ行ゼンガ爲ナリ、爾ルニ師ニ代リテ大業ヲ過半成就シ玉
 フ上ハ、際限アルベカラズ、依テ程能ク打捨テ、遁レ玉フハ、凡人ノ仕業ニハ非ズ、大
 師ノ御劬勞ヲ助ケ給フハ、卽專修弘通ヲ助成シ玉ヒシナレハ、實ニ此師イマシテ、此ノ
 資アリ、師資ノ御劬勞ノ程將タ往生ノ一大事ヲ篤實ニ仕玉ヘル身業說法ナレハ、挹流ノ
 徒實テハ其ノ行履ヲ粗知ラスノハアルヘカラスト、略辨ノ規轡ヲ忘レテナガク、ト辨釋
 シヌ、但シ白衆ニ對シテ悉ク辨セヨトニハ非ズ、用捨ハ時宜ニヨルベシ。

銘文。東大寺にて淨土三部經御講談。

圖相。東大寺大佛殿の軒に觀經の曼荼羅、并に五祖の影像を掛け、元祖大師高座にして唱導ましくし、而して念佛の功德を御說法の躰、三論法相の大衆群衆歸敬せらる。

辨釋して云。壽永。二癸卯年秋七月廿八日義仲都へ亂入、大師偶讀書ヲ廢シ玉フ、冬十月十九日法住寺ノ御殿ヲ燒。元曆。壽永二年乙辰四月改正月廿日、義仲敗死、二月七日一ノ谷大合戰、同二年甲巳三月廿四日段ノ浦ニテ平家入水。の頃源平の亂に依て命を都鄙に亡ふ者其數を知らざり、爰に俊乘房無縁の慈悲を垂て。三種ノ慈悲アリ、一ニハ衆生縁ノ慈悲、二ニハ法縁ノ慈悲、三ニハ無縁ノ慈悲ナリ、二種ノ慈悲ハ衆生ト法トニ寄テ起ス故ニ有縁ナリ、無縁ハ爾ラス、險へハ月ニ能照ノ思ヒナリ、一切ヲ照スカ如ク、無縁ハ只平等ニ月ノ万物ヲニテバザルカ如ク、一切ニ利益スルヲ云フ。彼の後世の苦を救はん爲に。修羅ノ妄執ニ依テ、三惡ノ火

坑ニ墮在セシマ必セリ、其ノ苦ヲ救助セントノ發起ナリ、是ヲ以テ計ルニ、縱令亂世ニアラスモ、近世或ハ飢饉ニ餓死シ、或ハ地震又ハ大火事、或ハ大風、又ハ津浪ニテ死スルモノモ、幾子ソヤ、就中此ノ節諸國一統ニ惡病流行ニテ頓死セシモ、又幾許ト云フ數ヲ知ルヘカラス、此等ヲモ此ノ芳躰ニ倣テ僧俗共ニ志ヲ運テ、吊タキモノニアラスヤ。

興福寺東大寺より始て、道俗貴賤を勸て七日の大念佛を修せらる。

ソノ比迄ハ、京中ニハ念佛弘通アリケレモ、五畿内ヲ始メ、其外奈良ナトニハ、人未ダ念佛ノ貴ヲ知ラスシテ、勸化スル人モ又少シ、俊乘房深ク此ノ事ヲ歎キ、諸人ノ信ヲ勸誘センカ爲ニ此企アリ。建久二年^辛年の頃大師を請し奉り。前年ノ冬上棟モ相濟ケレモ。大佛殿の未半作なりけるを軒の下にて、入唐の時渡し奉る。重源ノ入唐ハ二度ナリ、最初ハ人皇七十九代六條院ノ御宇、仁安二年ナリ、再度ハ文治三年大佛造營ノ爲入唐勸進セラルト、今ハ此時ナリ。觀經の曼荼羅。是レ梵土ヨリ傳來ノ圖ニシテ、新修傳ヲ按スルニ、善導大師轉寫シ玉フヤ二百塔トアリ、是レ其隨一

ニシテ總本山華頂ニ今ハ鎮藏ス。并に淨土五祖の影を供養し。曇鸞、導綽、懷感、少康ノ五祖ナリ、コハ勅傳六ノ卷ノ下ニテ粗辨釋シヌ。又淨土の三部經を講ぜんとせ奉りけるに。漢語燈錄ニ載ルニ經釋ハ、此ノ時ノ聽書トシ。三論。東大寺。法相。興福寺。の碩學多く集りける中に、大衆二百餘人。兩山ノ大衆一同ニハ非ス、ソノ中ニ若キ僧衆二百餘人云々ナリ、外ニ如法ノ碩學衆モ列席聽聞セラ。各膚に腹巻を着して。是ハ背後ニテ合スル分具足ナリ、肩ト腰トニ引合セノ緒アリト云フ。高座の際に並居テ、自宗の義を問かけて訛誤あらば。理ニ戻リ義ニ背キタルヲ云フ。耻辱を與へんと支度したりけるか。用意ノ義ナリ。大師。ソノ氣ヲ知り玉へバ、當意即妙ニ。先ニ論法相の深義を宣次に淨土一宗の秘蹟と。隠レテ知レ難キ奧義ヲ秘伝蹟ハチギロナリ。巨細に釋し給ふて、末代の凡夫出難の要法を念佛に如わなし、若し念佛を誹らん輩わ、無間地獄に隨テ、八萬大劫苦を受べし由、觀佛經の説に任せて

説給ければ。此ノ經ノ第二ニ云、汝等先世邪見ニシテ、師ヲ疑ヒ、無戒ニシテ、虚ク信施ヲ受ク、此ノ因縁ヲ以テ故ニ、餓鬼地獄ニ墮シテ、八萬歳苦ヲ受ル等ト廣説ス正ク念佛ヲ謗スル罪ハ、往生要集ノ下ニ引ク所ノ稱揚諸佛功德經ニ云、其レ阿彌陀佛ノ名號ヲ讚歎シ、稱揚スルヲ信セスシテ、而謗毀スル者アラハ、五劫ノ中ニ當ニ地獄ニ墮シテ、具ニ衆苦ヲ受クベシ等ト、又觀念門ニハ具ニ十往生經ヲ引玉ヘリ、尙謗法ノ罪咎ハ諸所ニ説キ玉ヘリ。二百餘人の大衆より始テ隨喜渴仰きわまりなし。カハキテ水ヲ飲ガ如ク、アブギテ信ヲ起ストナリ。東大寺の一和尚觀明房の已講理眞。此ノ人ノ種姓行業未詳。殊に涙に咽びて八旬の齡までたもてる事わ、偏に此の事と。念佛往生ノ法門。聞ん爲なりとぞ申ける。ゾニ殊勝ノ悅様ナリ。偕其序に。御説法ノ序ニ戒ノ沙汰ヲ成サル、ト見ヘタリ。天台圓頓の十戒と解説し給ふに吾山わ。大師淨土宗ヲ開キ玉ヒテモ、黒谷ノ坊ヲ兼帶シ玉フ、殊ニ叡山ハ舊住ナレバ、吾山ト仰セラル、ナリ。大乘戒。梵網ノ説相圓頓菩薩ノ大戒ナ

リ、大師ハ別ニテ戒學ニ精密ナル故ニ、他宗ノ中ニテモ如是無畏ノ法ヲ宣説シ玉フナリ。此の寺わ。東大寺ナリ。小乗戒と宣給ければ。是レ此ノ寺ニテ持スル所ノ心行ハ大乘ナレトモ、守ル所ノ戒相ハ四分ノ聲聞ノ律儀ナレバ、小乗トノ給フ、若シ與ヘテ云時ハ權大乘、奪テ云時ハ小乗戒ナリ、是レ山門ノ見式ナリ。大衆存外の氣色ともなりけれども。心行ニ就テ自ラ貴ンテ大乘ト稱シ來レリ、良ニ大小權實古今互ニ抑揚セラレヌ、然ニ今大師ノ御一言大衆存外ノ氣色アル今ニ始メ立派ノ道ナリトナシ。當寺の古老の中に、兼日に靈夢と示す事ありけるに。イカナル靈夢ナリシヤ諸傳ニ書記ナシ。先立テ披露しけるに依テ斟酌しけるにや衆徒各口を閉テ別事なかりけり。是レ大原問答ヨリ六年ノ後ニシテ大師ノ年五十九ニシテ、念佛ノ御弘通尤モ盛ンノ御時ナリ。

△上人御詠歌ノ事。此ノ條ハ大師和歌ヲ法門ニヨセテ、ヨリクニ詠シ玉ヘルヲ、或ハ門人ニ書記セルアリ、或ハ自筆ニテ書玉ヘルアリ、御没後ニ十七首ヲ得玉ヘルヲ

書載ラレタルナリ、ナホ此ノ外ニモ若干首アルヘケレトモ、傳ヘ漏セルナラン、但シ勅傳第三十ノ卷ニ、一首語燈錄第十四ノ卷ニ、一首都合十九首ナリ、蓋シ此ノ十七首トモニ空花和歌集ニ註釋セリ、辨セソト欲セハ彼レト贊註トヲ對映シテ、更ニ辨釋セヨ。

銘文。南都北嶺の衆徒、專修念佛を停止せんと訴ふ。勅傳第三十一圖相、叡山大講堂の庭上なり、大鐘を撞とひとしく三塔の大衆雲集し、專修念佛を停止せんと結講評議の躰なり。辯釋して云。元祖大師の勸化、一朝に充ち四海に及ぶ、門弟の中に。大師ニ相從フ門下ノトモガラチ、門徒、門人、徒弟、門弟ナド云。住をつつけて。法本房、成覺房等ナリ、住蓮、安樂ノ門徒ノ中ニモ多クアリシトゾ。專修に名をかり、本願に事をよせて、放逸の業となすもの多かりけり。彼ノ基親卿ノ訴狀ニモ念佛者ハ女犯憚ルベカラズト云テ難ヲ申サレ、光明房ガ狀ニモ彌陀ノ願ヲ頼ム者ハ、五逆ヲ憚ルコナク、心ニ任テ是レヲ造レ、袈裟ヲ着スベカラズ、宜ク直垂ヲキルベシ、婦肉ヲ斷スベカラズ、恣ニ鹿鳥ヲ食フベシト、無慚ノ業ヲ勸メ捨戒ノ義ヲ示スチ、訴ヘラレタル類ナリ。之依に南都。七大寺ナリ。北嶺。山門ナリ。の衆徒念佛の興行と咎め、大師の化導を障碍せんとす、土御門院の御宇。人皇八十二代諱

ハ爲仁、後鳥羽ノ院ノ第一ノ御子ナリ。門徒のあやまりを師範におほせて、蜂起する由。亂レ飛ンテ四方ニハビコルテ蜂起云。聞へしかどもなにとなく止にし程に、俗ニ云ナキチイリニナリシトナリ。元久^{甲子}元年の冬の頃。是レモ土御門院ノ年號ニシテ、大師七十二歳ノ御時ナリ、九卷傳ニハ十月ノ比ト云フ、山門南北蜂起ノ中、マツ北嶺ノ集儀ヲ擧グ。大講堂の庭に。根本中堂ノ西ニアリ。三塔。叡山ヲ總シテハ延曆寺ト號シ、中ニ三院アリ、此ヲ三塔ト名ク東塔ヲ止觀院ト名ケ、西塔ヲ寶幢院ト名ケ、横川ヲ楞嚴院ト名ク、三塔總計スルニ房舍殆ンド三千ニ及ベリ、其中古ニ至テハ、或ハ炎上或ハ營建、興廢數度、衰テ亦盛ンナリ、此ノ時ハ盛ナル折節ナリ。會合して。當時此ノ會合ヲ老若ノ集會ト名ケ、大事ニ臨ム時、大講堂ノ庭上ニ立談スルナリ、古ハ三千ノ衆徒、會合シテ破レタル袈裟ニテ頭ヲツ、ミ、入堂杖トテ三尺許ナルヲ面々ニ突キ、小石一ツ、持テ、尻懸並居テ弟子ニモ同宿ニモ開シラレヌ様ニモチナシ、鼻ヲ押へ聲ヲツクリカヘテ、サテ訴訟ノ赴キヲ僉議シ事ヲ評決スル事トナソ。

專修念佛と停止すべき由、座主大僧正眞性に。後白河ノ孫王、三條ノ宮以仁王第一ノ息ニシテ、昌曇大僧正ノ入室、法ヲ明雲僧正承仁親王、契仲闍梨、慈鎮僧正等ニ受ケ、號ヲ後大乘院ト稱シ、青蓮院門室ノ一世ニ補ストゾ。訴申けり。此ノ大障碍ノ根本ハ、彼ノ成覺房等ヨリ起レルヲ痛懷ノ窮リト云フベシ、因ニ云フ、正治ノ頃大師ノ門弟諸國へ念佛弘通ニ出シ給ケルニ、金光上人ハニ奥州ニ赴玉フ、爰ニ不思議ノ事アリ、眞似牛濟度ノ義ナリ、建久三年大師七十一歳、自作ノ壽像ヲ賜ヘリ、往生寺ヲ開創アリシ事、今ニ昭々乎ナリ、翼贊遺事ヲ披テ其詳ナルヲ拜見シ、時宜ニ依テ化ヲ有縁ニ及ボスベシ。

銘文。七箇條の起請文と座主に進せらる。

圖相。元祖大師御庵室へ門弟子を集め、七箇條連署まします、大師は起請文と御筆記の形相。

辨釋して云。元祖大師此の事を聞給ふて。元祖大師、此ノ三塔會合シテ座主へ訴狀ヲ捧ケ、斯ク衆徒ノ蜂起アルモ無理ナラス、殊ノ外御難義ニ思召シ、元來意外ノ珍事ナレハ、早速起請文ヲ御認アリテ送り玉フ。進みては衆徒の鬱陶をやめ。氣ノ屈シテ憤ルヲ云フ、鬱憤ヲト云モ同意ナリ。退ては弟子の僻見と誠ん爲に。僻ハ偏僻邪僻ナリ、邪見偏執ナト云ニ同シ。門徒を集めて。大師ノ門弟子。七箇條の事と記て起請となし。和朝ノ語ニシテ、唐土ニハ盟誓ト云フナリ。宿老たる輩ら八十餘人を選びて。七箇條ノ正本ハ、今尙嵯峨ノ二尊院ニ鎮藏ス、但シ此ノ正本ニハ、都テ百八十五人ヲ記ス、尤モ十一月七日ヲ初日トシテ、三日ノ間ニ門人追々ニ聞傳へ參着シテ、連署セラル故ニ、連名ノカタ書ニ七日八日九日ト記セリ、サレハ今傳

文ハ若シハ百ノ字ヲ脱スルヲソカ、漢語燈錄ニハ八十五人ヲ列テ、粗今傳ニ同ス、蓋シ文相ハ今傳大ニ畧セラル、是レ其ノ要ヲ取テ畧抄スレハナリ。連署せしめ。畧ハ書ナリトアツテ、位ノ表ナリサレハ人ノ名書キホトノクニ次第シテ、書キ連ヌルヲ云フナリ、是レ面々ニ自筆ヲ以テ實名ヲ書ツナリ。永く後證にそなへ、即ち座主僧正に進せらる、件の起請文に云。大師ノ門弟ト稱スル徒ノ中ニ、イマダ大師開宗ノ素意ヲモ伺ハス、淨土宗義ノ廢立ヲモ辨ヘサル類ヒ、師説ト稱シテ雅意ノ謗法ヲイダシ無窮ノ憶説ヲ吐ニヨツテ、事已ニ山門ノ大訴ニ及ヒシ故、十一月七日門人等ヲ集メテ制禁七箇條ニ及ヒ玉フ、サレハ此ノ條箇ノ趣キ面々ニ違背スヘカラスト誓ハレケレハ起請文ト云フ。普く予が門人念佛の上人等に告ぐ。此ノ時分ニハ、上人衆、學者衆、ト云テ遁世如法ノ人ヲ尊テ皆上人ト稱セリ、サレハ此ノ制條ハ僧者ニ局ラズ、念佛門ノ四衆ニ蒙ル故ニ等ト云フナリ。一末一句の文義を伺はずして、眞言止觀と破し、餘の佛菩薩と謗する事と停止すべき事。是レ七條ノ第一ナリ、第

二ニ、一ツ無智ノ身ヲ以テ、有智ノ人ニ對シ、別解別行ノ輩ニ逢フテ、好テ諍論ヲ致ス事ヲ停止スベキ事、第三ニ、一ツ別解別行ノ人ニ對シテ、愚痴偏執ノ心ヲ以テ、本業ヲ棄置セヨト稱シテ、アチガチニ是レ嫌ヒ笑フ事ヲ停止スベキ事。一念佛門に於ては、戒行なしと號して、専ら姪酒食肉とすゝめ、たましく律儀を守るとば、雜行人と名けて、彌陀の本願を憑む者は、造惡を怖るゝことなかれと事と、停止すべき事。是レ七條ノ第四ナリ、第五ニ一ツイマダ是非ナラギマエザル痴人、聖教ヲ離レ、師説ヲ背キテ、恣ニ私ノ義ヲノベ、ミタリニ諍論ヲ企テ、智看ニ笑ハレ、愚人ヲ迷亂スル事ヲ停止スベキ事、第六ニ一ツ愚鈍ノ身ヲ以テ、殊ニ唱導ヲ好ミ、正法ヲ知ラズ、種々ノ邪法ヲ説テ、無智ノ道俗ヲ教化スル事ヲ停止スベキ事。一、自ら佛教にあらざる邪法を説て、偽て師範の説と號する事と停止すべき事。是レ第七條ナリ。元久元年甲子十一月七日沙門源空。在御判已下ニ勅傳ニハ、八十八人ヲ連署ス、漢語燈錄第十二載タル文至テ委シ、元祿辛巳洛陽中川ノ

淨阿、七箇條新鈔ヲ著シテ錄ノ文ヲ委ク註解ス、披クベシ、凡大師ノ御生涯起請誓言ニ及ビ玉フ事、惣テ五遍ナリ、此ノ事梗概開書中初丁巳下披クベシ、是レ他ナシ、大師御生涯ノ御歎キハ、唯此ノ一念ノ新義ヲ邪立シ、種々ト誑惑セルガ故ニ、御心ヲ盡シテ破斥シ玉フ、是レ謙遜ノ御性質ニハ不似合ノ様ナレトモ、左ニハ非ズ、抑々捨聖歸淨ノ御本意ニハ、一人ニテモ往生セシメント思召ノ大悲ナリ、此ノ故ニ、世人ノ邪義ニ惑サレテ、又モ三途ニ還リ入ランヲナサ悲シミ、正義ニ歸シテ、頓ク淨土ニ往生セシメ玉ハソノ爲ノ御仕業ナリ、サレバ今手強ク門徒ニ制誡ヲ垂レ而シテ、ソレニ誓言一紙ヲ添ヘテ、座主ニ呈セシ次第ナリ、然レモ今畧辨ノ規轍モアルナレトモ、大師ノ御劬勞、偏ニ此ノ一事ニ蒙リ、御誓言モ五度ニ及ブ事ナレバ、餘ハ畧スル此ノ誓詞ヲ漏サンハ本意ニ非ズ、且ツ書ニ乏シキ同輩ノ爲ニ、傳文ニ具ニ左ニ記ス、若シ長文ナリト非セバ恐ハ宗徒ニアラザルベシ。又座主に進ぜらるゝ起請文に云、近日の風聞に云、源空偏に念佛の教を勸て餘の教法を謗する諸宗。叡山及南都ノ七大寺。これに依て凌夷

し。陵ハ丘也夷ハ平也サレバ山ノ漸々ト崩テ丘トナルガ如ク、物ノ漸々滅亡ニ及テ云フナリ。諸行これに依て滅亡す。八万四千ノ行ハ、一々皆佛果ノ行ナルニ滅亡ニ及ブ様ニ存セラル。云々此の旨を傳へ聞に、心神驚怖す、遂に緜山門にきこへ、議衆徒に及て、炳誠を加ふべき由、貫主へ申送られ畢ぬ。先ニ擧タル大講堂ノ庭ニ、三塔會合シテ專修念佛ヲ停止スベシト訴フ。此の條。大師ニ義ヲ以テ歎訴ナリ。一には衆勸を恐れ。勸ハ勘校ナリ、大衆評議シテ後、其ノ罪ノ科ヲ勘テ、輕重ノ法ニ當ルナリ。一には衆恩を喜ぶ。衆徒ノ評議ニ末弟ノ非ヲ改メラル、ハ恩惠ノ至リナリト悦ビ玉フ。怖る所は貧道の身と以て、忽に山洛の。山門ト洛陽トノイナリ。憤に及ぶ。隱遁ノ境界ヲ深ク痛心シ玉フ。喜ぶ所は謗法の名を消て。源空ガ謗法ノ名ヲケスト云フ意。永く花夷の謗をととめん、もし衆徒の糺斷にあらざば。明ナル判斷ト云意。争か貧道の愁歎をやすめんや。是ノ集議ハ、却テ我身ノ幸甚ナリト。凡そ彌陀の本願に云ふ、唯除五逆

誹謗正法と。言フ心ハ源空ハ既ニ彌陀ノ本願ニ歸シテ、此ノ度往生セント存シ、又人ヲモ勸メテ往生セシメント欲ス、サレバ云何ソ本願ニ背ンヤ。念佛を勸ん輩ら寧ろ正法をそしらんや、僻説を以て弘通し、虚誕を以て披露せば、尤も糺断あるべし、炳誠あるべし、望む所なり、願ふ所なり、此等の仔細先年沙汰の時、起請を進じ畢ぬ。案ズルニ七箇條已前ニモ、起請文ヲ進セラル、ト見ヘタレトモ、諸傳ニ載ラレズ、又先賢ノ評モ詳ナラズ。其後ハまだ變ぜざ。先年起請文ヲ進シテヨリ、源空ハ更ニ變ゼストナリ。重て陳するにあたわどといへども、嚴誠すてに重疊の間、誓狀又再三に及ぶ。誓狀ハ先ノ起請文ナリ、再三ハ書ノタビノ意ナリ。上件の仔細一事一言虚言をもちて會釋と設げば、毎日七萬遍の念佛、空く其の利を失ひ、三途に墮在して、現當二世の依身常に重苦に沉て、永く楚毒を受ん。楚ハ鞭撻也トテ、ムチニテ打テ云、楚モ毒モ身ヲ苦ムルノ類ナリ、是レ實ニ怖シキ御誓言ニアラズヤ。伏乞ふ

、當時の諸尊、満山の護法。當寺トハ叡山ヲ云フ、諸尊ハ中堂ノ藥師如來ヲ始メ奉ル、満山ハ一山ヲスベテナリ、護法ハ三王七社ヨリ、赤山明神ニ至ルマデナリ、是レ大師ハ黒谷ヲ兼帶シマシマス、我身柄故ニ責ムル所ノ衆徒ニ對シテ、親シク當寺トハ仰セラル、ナリ。証明知見し玉へ。神モ見ヨ佛モ照セ我が心、從來ノベ給フ所スコシモ虚妄ナラザルヲ照覽シ玉ヘトノ、チカヒゴトナリ。源空敬白元文元年十一月七日源空。如是町重ニ御誓言ヲ御認アリテ、進セラレシ事、易容ナラザル御劬勞、御苦心ノ程ヲ伺ヒ奉ルベシ、是レ全ク一人ニテモ、邪路ニ惑ハサレズ、輒ク往生ヲ得セシメントノ大慈大悲ヨリ、斯クマテ怖シキ御誓言アリシモ、御在世ハ勿論、没後ノ我等ニ蒙ルノ金言ナラズヤ、サレバ能所共ニ厚ク感戴シテ窟情ヲ成スト勿レ至禱。

△月輪殿座主ニ進セラル、御消息ノ事。此ノ條ハ從上ノ如ク、山門ノ衆徒躁動セシ故大師モ制條ヲ定メテ、門弟ヲ嚴誡シ、尙又誓紙ヲ添テ座主ニ進呈シ玉ヒシ事ヲ、月輪禪聞キ、玉ヒテ、殊ノ外愁悶シ玉ヒ、禪問モ亦消息ヲアソハサル、其書ニ上人ハ

我出家ノ戒師念佛ノ先達アリ、罪ヲシテ重科ニ處セバ、法ノ爲メ身命ヲ惜ムベカラズ、我レ師範ニ代リテ是ヲ受ケ、以テ淨土ノ教ヲ守護セント、強ク認テ元久元年十一月十三日、座主大僧正ノ方へ遣ハサレケレバ、漸ク衆徒ノ訴訟モトイマリニケリ今省略ス。

銘文。興福寺の衆徒より、白疏を捧て拒む。

圖相。南都興福寺の金堂の前庭なり、一山の衆徒會合して白疏を捧入事を評決する容躰なり。

辨釋して云。其後興福寺の鬱陶猶やまど。山門ノ騷動ハ禪閣ノ御會釋等ニテ漸クニ靜謐ニナリケレドモ、南都ハナホヤマズトナリ、七大寺ノ中、今興福寺ノ蜂起ヲ舉テ、餘ヲ準知セシム、抑此ノ興福寺ハ大和國添上郡奈良ノ東、春日ノ地ニアリテ、又ハ山階寺ト云フ、昔時大織冠山城ノ國字治ノ郡、小野ノ郷山階ノ村、陶原ノ家ニ居シ給ヒシ時、造營アリシヨリ、山階寺ト名ケラル、其時ハ齊明天皇三年ナリ、其後天武天皇白鳳元年、大和國高市ノ郡麻坂ニ移サレテ、麻坂寺ト云フ、其後元明天皇和銅三年ニ今ノ地ニ移シカエシレ、淡海公ノ造營マテ元ノ名ヲ改メテ、興福寺ト號シ、廣大ノ伽藍ニシテ僧房臺ヲ連ツリ。同元二年九月に蜂起となし。六万ノ總大衆ナリ。白疏を捧ぐ。白ハマウスト云意、サレバ上へ申達スル訴狀ヲ云フナリ、抑此ノ寺ノ大衆數多ナル

ヲ総テ六万衆ト云フナリ、其譯ハ境内六方ノ角ニ各僧堂アリテ、ソレニ大衆ヲ分配シテ居住セシム故ニ、何ニ程衆徒アリテモ、此ノ六所ニスルガ故ニ、総大衆ヲサシテ六方衆ト云フナリ、サレバ今此ノ六方ノ大衆金堂ノ前庭ニ雲集シテ、會合評論シ、其評決ノ義ヲ六方衆ノ頭ヨリ、五師役者へ訴へ、五師役者其趣意白疏ニ認テ禁中へ奏聞ヲ遂ルナリ、中古ハ一乘院ノ宮ト、大乘院門主へ訴へ申セバ、時ノ殿下へ差出サル、ナリ。彼の狀に、元祖大師并に弟子權大納言公繼卿と。卿ハ徳大寺家ニシテ、野ノ宮ノ左大臣ト云フ、誠ニ大師ト師弟ノ契リ淺カラズ、依之興福寺ノ衆徒、大師ノ念佛興行ヲソチミ奏聞ニ及ビ、大師并ニ此ノ卿ヲ遠流セラルベキ白疏ヲ捧クト雖ヒ、更ニ其ノ志ヲ改メズ、專修ノ勤メ怠ラズ、生年五十三嘉祿二年正月三十日種々ノ奇瑞ヲ顯シテ、往生ヲ遂ラレ、今ニ末代ノ美談トナリ玉ヘリ。重科に處せらるべき由訴へ申す、之に就て同十二月廿九日、宣旨を下されて云、頃年源空上人都鄙に徧く念佛を勤む、道俗多く教化に赴く、而るに今彼の門弟の中に、邪

執の輩ら、名を專修にかると以て、咎を破戒にかへりみぞ、是れ偏に門弟の淺智より起りて、却て源空が本懐に背く、偏執と。彼ノ邪執ノ者ヲト云意ナリ。禁遏の制に守と云ふとも。禁遏ハフセキト、メルナリ、制ハ制令ニシテ、御法度ナリ、邪見偏執ノ輩ヲ禁止スルノ勅命ナリ。刑罰と。刑ハ戮ナリトアツテ、人ヲ懲スノ法ナリ、罰モ同意。誘諭の輩に。正法ヲ説テ善事ヲ勸ムル者ハト云意ナリ、爾レハ大師及弟子中、僧俗共ニ正統ノ人ヲ指テ云ノ詞ナリ。加ふる事勿れと云々。是レ興福寺へ賜フ所ノ宣命ナリ、此ノ勅宣ノ所詮ハ、假令ヒ偏執ノ輩ヲ禁スルモ、人ヲ進メテ善ナラシムル人ナハ、ムサト罪スヘカラストナリ。君臣の歸依淺からざりしかば、唯門徒の邪説を制して、咎を大師にかけられざりけり。如是御沙汰ノ下リシハ、全ク大師徳行ノ至リナリ、傳聞スラク、大師此ノ時山門ノ座主へ遣ハサレタル通り、七箇條連署ニ誓紙ヲモ添ヘテ、興福寺へモ遣ハサレシトテ、彼ノ寺ノ中院ノ屋ト云處ニ、今現在セリトシ、此ノ中院屋ト云ハ、論議所ナリ、

屋ト云ハ彼ノ寺ニ數ケ所アリトナシ

銘文。聖覺に執筆せしめて、御所懷を述べたもふ。勅傳第卅二

圖相。吉水の御菴室なり、元祖大師念珠を操りながら、所懷の意趣を指揮し玉ふ、聖覺法印は仰に任せて、執筆し玉ふ形相。

辨釋して云ふ。專修念佛の京南都。七犬寺ナレト、別シテハ興福寺ナリ。北嶺。叙山。の鬱陶に附て、元祖大師に宣申さるゝ旨。上ノ七箇條ノ起請、

并ニ消息ヲ山門ノ座主ニ進セラレ、又南都ヘモ遣ハサル、ニ依テ、衆徒ノ憤モ次第ニヤミケルナリ。その謂あるかのとし謳歌し。謳歌ハ世ノ口遊ナリ。衆徒の北南憤

りも次第にゆるくなりしかば、大師總じては生死を厭ひ。今此ノ狀ヲ書セ玉フ事ハ、先ハ門弟ノ爲メ、亦南都ト山門ノ憤ヲイヨク止メント思召シテ、此ノ章ヲ書玉フナリ、別シテハ淨土一宗ノ意ヤレト、總シテ佛道修行スル者ノ爲ナレハ、此ノ一段ハ殊更大切ニ拜見熟思シテ、有縁ニ説示スヘキ事ニコソ、其所以ハ、此ノ一章段ハ出離解脱ノ大綱ナリ、凡ソ佛ノ出世一代五時半滿ノ經ヲ説玉フノ大意、此ノ外ニハ全

ク別ノ意趣ナシ、尤モ柳テ甘心熟見スベキナリ。佛道に入べき謂れ。是レハ菩薩ノ智ノ方ヲ云フナリ、本ト佛道ヲ得ル事ハ、菩提涅槃ノ二轉依ニテ佛果ヲ取ル事ナレモ、其ノ菩提涅槃ノ中ニ涅槃ノ妙理ハ佛モ衆生モ毫髮ノ差別ナク、皆悉ク此ヲ具足スレド、始覺菩提ノ智ハ衆生ノ方ニハ奮テ無キナリ、爾ルニ修行シテ其菩提ノ智ヲ得ル、是ヲ道ト云フナリ、サレバ是レ總シテ、二門ノ大意ナレバ、佛道ニ入ルベキ謂トノ玉フ。別しては無智の道俗、男女の念佛するに依て。是レ淨土門ノ大意ナリ、一代説教ノ中ニ於テ、別シテ淨土門ノ意ヲ顯彰シ玉フテ、別ト云フナリ。諸宗の妨となるべからざる旨。夫レ念佛門ハ、諸宗ノ妨トナラヌト云言ヒ分ケノ序ニ、佛法東漸ノ來由ヨリ眼前無常迅速ノ道理ヲ纂リ、而シテ此ノ念佛ハ、諸宗不共ノ法ナル事ヲ、重々ニ仰セ募ラル、此ノ一章ノ底意ハ淨土一宗ハ勿論ニテ、其外聖道ノ諸宗モ今時出離生死ノ法ハ、念佛ニ非ズンバ、將明キマシキノ道理ヲ、縱橫無盡ニ老婆心切ニ宣説シ玉フ文章ナリ、勅傳モ一卷ニ涉リテ、廣博ナレバ、今ハ省キヌ、挹流ノ徒ハ必ズ拜見スベキ、

ナリ。聖覽法印に筆を執しめ、旨趣を述べらるると、登山状と云ふ是なり。和語燈錄ニハ是レヲ登山狀ト標ス、案スルニ建永元年ノ頃南北ノ蜂起モ自然ト靜謐ニナリニケレバ、大師聖覽法印ニ執筆セシメテ、是ヲ山門へ遺ハサルト見ヘタリ、此ノ時ハ大師御年七十四ニシテ、斯ク迄御心ヲ痛メ玉フ其根元ハ、成覺房、法本房等ガ、亂行放逸ヨリ起リシ事、遂ニ想像シ奉ルニモ御痛マシキ事ニアラズヤ、深ク是ヲ思ヘヨ。

已上三十四段と但シ十八番ノ第三鋪として辨釋すると如是

圓光大師御繪傳縮圖辨釋佛の卷完

眞之卷八十八頁已下訂正

頁	八十八	九十一	全	九十四	九十七	百二	百五	全	全	百九	百十	百二十	百二十一	百三十	百卅二	百卅四
行	十一	五	九	四	四	八	五	六、十、	七	二	二	七	三	六	七	
誤	大書	微細	義善	本文大師の二字を脱す	相の下傳の字を脱す	法師	天臺	尙世離	道心深キ	祖思	其理ノ觀念	三學	彌陀	は	等の	佛念
正	大意	微細	善の字衍			法門	天台	出離	深キ	祖恩	其理ノ觀念	三學	彌陀	は	等の	佛念
頁	百卅七	百四十六	百四十七	百五十												
行	六	十二	一	四												
誤	具定	獨亂	業を	イロ												
正	具定	濁亂	業を	イヨ												

正
誤

一

報之卷訂正

頁	二	四	五	七	九	全	全	十	十七	全	十九	二十一	全	二十五	二十六
行數	三	十二	二	三	七	二	八	九	七	九	三	六	六	六	十二
誤	怖入	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修
正	怖入	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修	臨修
頁	二十九	三十五	四十	四十四	四十六	全	四十七	四十八	五十一	五十二	五十三	五十五	全	五十六	五十九
行數	十二	一	六	九	一	全	五	九	十一	九	十二	九	九	九	四
誤	勿露	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬
正	勿露	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬	歸敬

頁	六十二	六十六	六十七	七十一	七十五	七十六	八十一	八十八	九十二	九十三	全	九十五	九十六	九十七	九十八	百	百二	百三	
行數	九	一、二	十一	五	一	一	一	七	十	六、七	八	二	一	一	十	五	九	六	
誤	念頃は	御傳供	身くる	月輪	年未	此の時	願可	三離	遍に	關白	今は	門弟の要	大師往の下生の字を脱す	此市	費ゆれど	偏集編	十念等ノ本寺	同伴セン	身食
正	念頃は	御傳供	身くる	月輪	年未	此の時	願可	三離	遍に	關白	今は	門弟の要	大師往の下生の字を脱す	此市	費ゆれど	偏集編	十念等ノ本寺	同伴セン	身食
頁	百七	百八	百九	百十	百十	百十一	百十二	百十三	百十五	百十七	百二十	百二十五	百二十七	全	百二十八	百三十二	百三十三	全	百三十四
行數	六	一、七	十二	一	三	九	一	八	十一	七	八	二	四	五	八	五	一	全	百三十四
誤	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應
正	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應	機法相應

此外着座衣を著とし偏を編とし天笠を天笠とするの類は多かるべけれど活版の免るべからざる所なれば看者之を察し玉へ

明治廿六年八月一日印刷

明治廿六年八月十五日發行

著作兼發行者

小林大丞

京都市寺町四條南邊安前町第三十二番戶

印刷者

須志田源次

京都市大宮通寺之内上ノ前ノ町六番戶

發行所

臺之友雜誌社

京都市寺町通四條南人大妻院中

此外[○]古座[○]衣[○]著[○]と[○]偏[○]を編[○]とし天竺[○]を天竺[○]とするの類は多かるべけれど活版の免るべからざる所なれば若者之を
察し玉へ

明治廿六年八月一日印刷
明治廿六年八月十五日發行

著作兼發行者

小 林 大 承

京都市寺町四條南貞安前町第三十二番戶

印刷者

須 志 田 源 次

京都市大宮通寺之内上ル前ノ町六番戶

發行所

臺之友雜誌社

京都市寺町通四條南入大雲院中

